

上野原市国土強靱化地域計画

令和4年3月

上野原市

目 次

第1章	計画の概要	1
第1項	計画策定の趣旨	1
第2項	計画の位置づけ	1
第3項	国土強靱化とは	2
第4項	地域防災計画との関係	2
第5項	基本的な進め方	3
第6項	計画期間	3
第2章	上野原市の地域特性	4
第1項	地勢	4
第2項	気候	5
第3項	土地利用	5
第4項	地形・地質	6
第5項	人口	7
第6項	産業	9
第3章	災害の歴史	11
第1項	地震	11
第2項	風水害・雪害他	11
第4章	災害の危険性	13
第1項	地震	13
第2項	土砂災害	15
第3項	富士山火山噴火	18
第4項	雪害	19
第5項	複合災害	19
第5章	基本的な考え方	20
第1項	想定するリスクの設定	20
第2項	基本目標	20
第3項	事前に備えるべき目標の設定	21
第4項	リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）の設定	22
第5項	施策分野の設定	23
第6章	脆弱性評価と推進方針	24
第1項	施策体系	24
第2項	現状及び脆弱性評価結果と推進方針	30
第7章	重点化施策	93
第1項	特に回避すべき最悪の事態	93
第2項	重点化施策	94

第1章 計画の概要

第1項 計画策定の趣旨

東日本大震災や想定を超える豪雨など、近年の大規模自然災害による経験を通じ、平時から自然災害に備えるための総合的な対策の必要性が認識されるようになったことを受け、国では平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（以下、「基本法」という。）」を制定し、平成26年6月に国土強靱化基本計画を策定した（平成30年12月改定）。

また、山梨県ではこの基本法に基づき、平成27年12月に県土の強靱化を推進するための山梨県強靱化計画を策定した（令和2年3月改定）。

本市及び周辺地域において発生が懸念されている災害として、主に南海トラフ地震及び首都直下地震などの地震災害が挙げられる。また、令和3年3月には、富士山ハザードマップ（災害予測地図）改定版（富士山火山防災対策協議会）において、溶岩流到達想定範囲が本市の中心部まで拡大されるなど「富士山火山噴火」による火山災害も想定される。風水害については、近年、死者や家屋の損壊など、直接的に人命が危険にさらされるような災害は発生していないものの、斜面崩落による道路等の損壊は毎年のように発生しており、豪雨により土砂災害警戒区域等において、土砂災害などが発生するおそれがある。

これら南海トラフ地震及び首都直下地震や富士山噴火、集中豪雨・土砂災害などの大規模災害等に対し、いかなる自然災害が発生しようとも、市民の命を守り、地域経済が致命的な被害を受けず、災害に強く安心して暮らすことができる「強さ」と「しなやかさ」を持った社会の構築を目指し、国土強靱化地域計画（以下、「本計画」という。）を策定する。

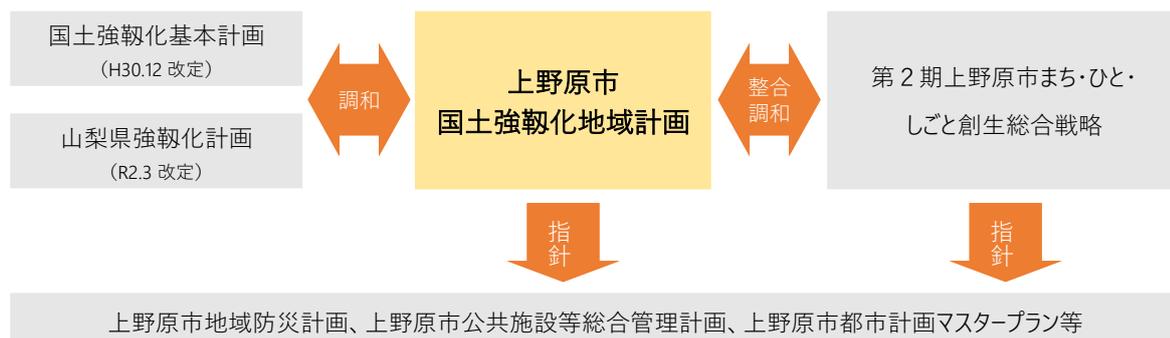
第2項 計画の位置づけ

本計画は、基本法第13条に基づき、本市における国土強靱化施策を推進する上で「上野原市地域防災計画」をはじめとする分野別計画の指針となる計画であり、市の最上位計画である「第2期上野原市まち・ひと・しごと創生総合戦略」と整合・調和を図るものとする。

また、災害の軽減は、恒久的な災害対策と災害時の効果的対応が重要であり、国、県、市、公共機関、市民それぞれが防災に向けて積極的かつ計画的な行動と相互協力の地道な積み重ねにより達成するものである。

そのため、基本法第14条では、国及び県計画との調和を図ることとなり、国及び県が策定した計画を踏まえた上で、本市の地域特性や取組状況を考慮し策定した。

図1 上野原市国土強靱化地域計画の位置づけ



第3項 国土強靱化とは

大規模自然災害等に備えるため、事前防災・減災と迅速な復旧・復興に資する施策を、まちづくり政策や産業政策も含めた総合的な取組として計画的に実施し、強靱な国づくり・地域づくりを推進するものである。

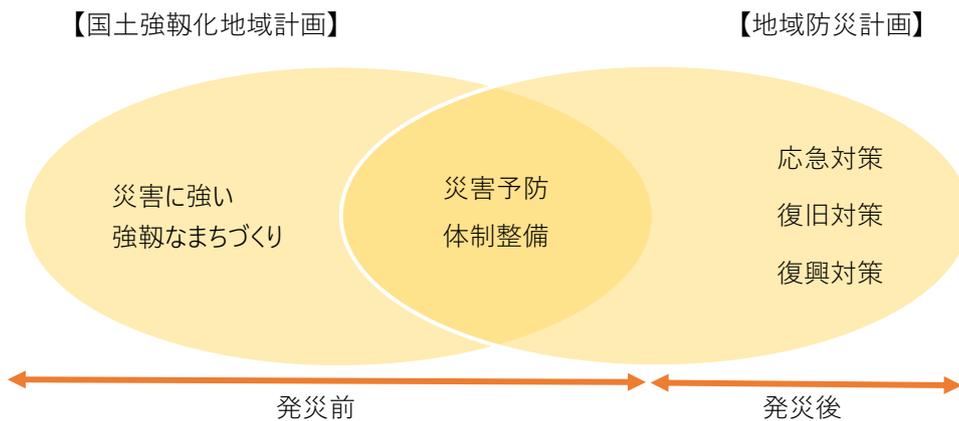
第4項 地域防災計画との関係

本計画は、発生しうる災害のリスクを見据え、どんなことが起ころうとも最悪な事態に陥ることを避けられるよう、それぞれの分野別に、事前の具体的施策を定めたものであり、「強靱」な行政機能や地域社会、地域経済を事前につくりあげていくための計画である。

一方で、地域防災計画は、災害対策基本法に基づくものであり、発災時、発災後の応急対策や復旧・復興対策等について定めたものである。

両計画はどちらも災害発生という危機に対して、地方自治体が総力を挙げて対応していくために必要不可欠なものであり、それぞれの計画の目的に合わせて役割分担を図りながら本市の強靱化を目指す必要がある。

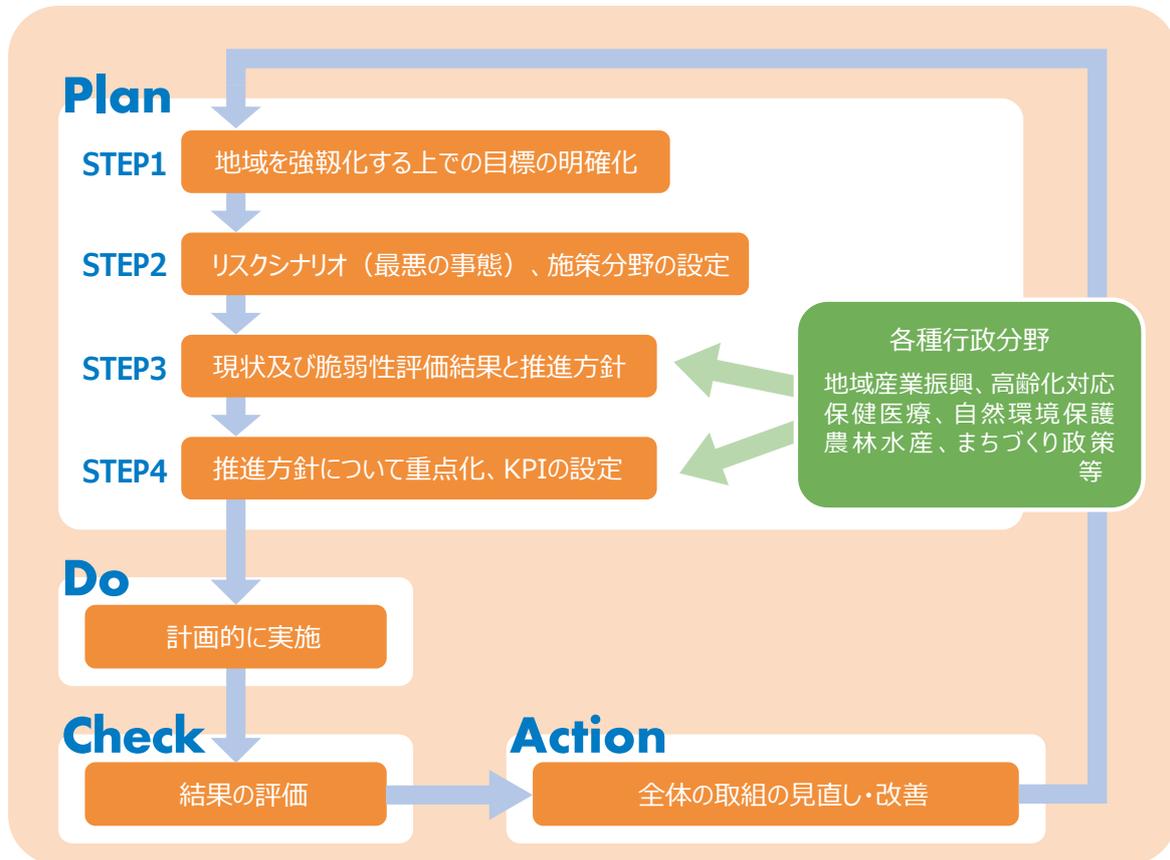
図2 国土強靱化地域計画と地域防災計画の関係



第5項 基本的な進め方

本計画は、国の計画策定ガイドラインに基づき、下図のSTEP 1からSTEP 4のプロセスに沿って策定した。また、PDCAサイクルを繰り返していくことで、強靱化の取り組みを推進していく。

図3 計画策定の進め方



第6項 計画期間

計画期間は、令和4年度から令和8年度までの5年間とし、PDCAサイクル及び社会情勢等を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行うこととする。

第2章 上野原市の地域特性

第1項 地勢

本市は、山梨県の最東部で、首都圏中心部から約 60 キロ～70 キロ圏に位置し、東は神奈川県相模原市、南は南都留郡道志村、西は大月市と都留市、北は北都留郡小菅村と東京都西多摩郡に隣接している。

また、中央自動車道上野原インターチェンジ及び談合坂スマートインターチェンジ、JR 中央本線上野原駅及び四方津駅、国道 20 号、主要地方道四日市場上野原線・上野原あきる野線・上野原丹波山線・大月上野原線があり、首都東京を中心とする関東圏から山梨県への東玄関として重要な交流拠点となっている。

一方、市内を流れる桂川、秋山川、鶴川、仲間川及びそれらの支流によって形成された河岸段丘が住民生活の基盤をなしており、山岳・段丘・河川のほか、長い日照時間等さまざまな自然の特性に恵まれている。なお、桂川・秋山川はともに相模川水系であり、神奈川県における主要な水道供給源となっている。

図 4 上野原市位置図



第2項 気候

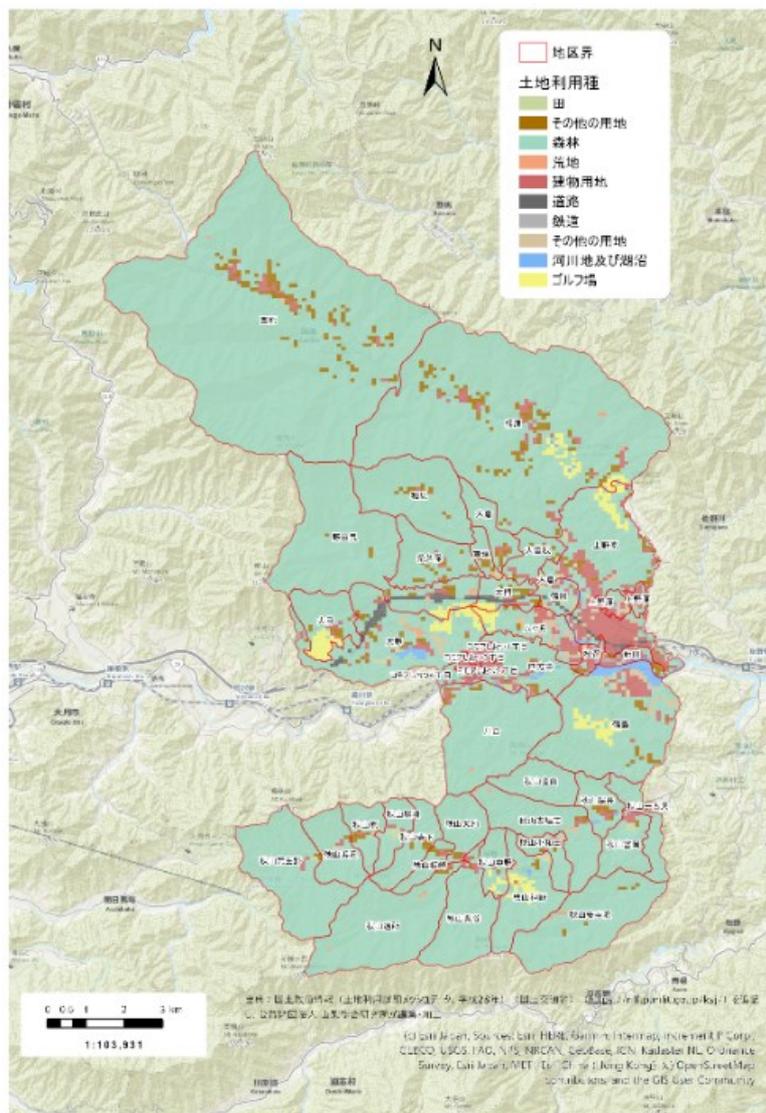
内陸的で、夏冬の寒暖差、昼夜の温度差が大きく、また降雨量が少なく、四季折々の美しい自然環境を生みだしている。

降水量は、ほぼ全国平均並みで、梅雨の後半から台風シーズンにあたる7月～10月頃が年間を通じて最も多くなる。

第3項 土地利用

平坦地が少なく、「森林」が市全域の約8割を占めている。一方、上野原駅及び上野原IC周辺、四方津駅北側（コモアしおつ）に「建物用地」の土地利用が集中しているほか、「ゴルフ場」が点在している。

図5 土地利用細分メッシュ



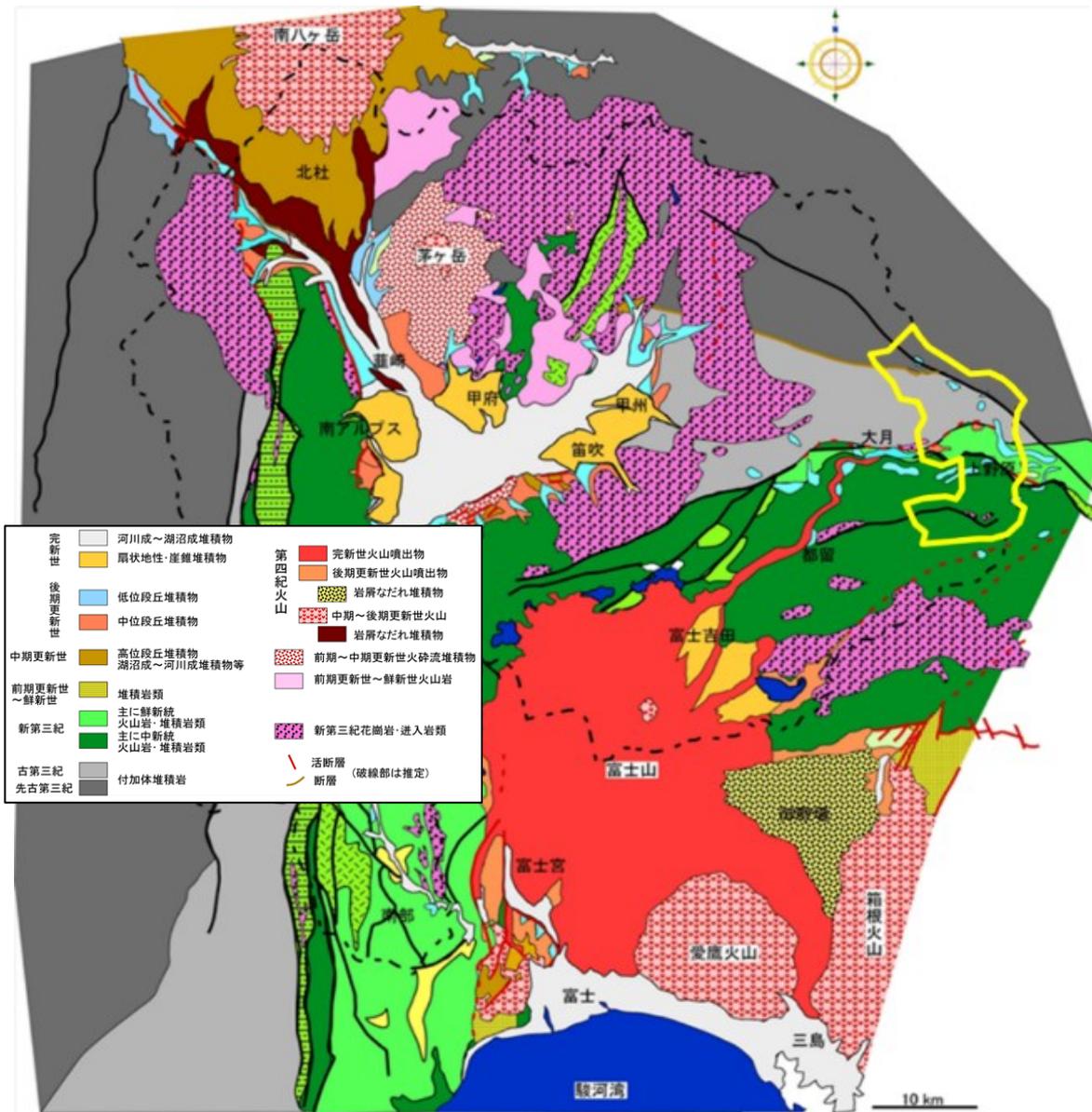
出典：国土数値情報（土地利用詳細メッシュデータ、平成28年）（国土交通省）
<https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/> を加工して作成

第4項 地形・地質

本市は、1,000m級の山々に囲まれ、起伏が激しく平坦地が少ない。急峻な箇所が多く複雑な地形であるため、地震や風水害等の自然災害が発生しやすい地理的条件下にある。桂川や鶴川など数多くの河川が縦横に流れており、これらの浸食・堆積で形成された河岸段丘地形が大きな特徴となっている。

地質は、大きく3つに分類される。北部は四万十層群に属する地層で、砂岩、粘板岩、頁岩、千枚岩、輝緑凝灰岩からなり、中部は富士川層群に属する地層で、泥岩、礫岩、垂角礫岩からなる。また、南部は御坂層群に属する地層で、石英安山岩質凝灰岩、凝灰岩礫岩、石英安山岩、凝灰岩等からなる。それぞれの地層は断層により分かれており、藤の木愛川断層（四万十層群が富士川層群・御坂層群と境を接する面の断層）における地震被害も想定される。

図 6 山梨県の地質概略図



出典：富士山科学研究所 HP「山梨県の地質概略図」を加工して作成、上野原市を黄線で縁どり

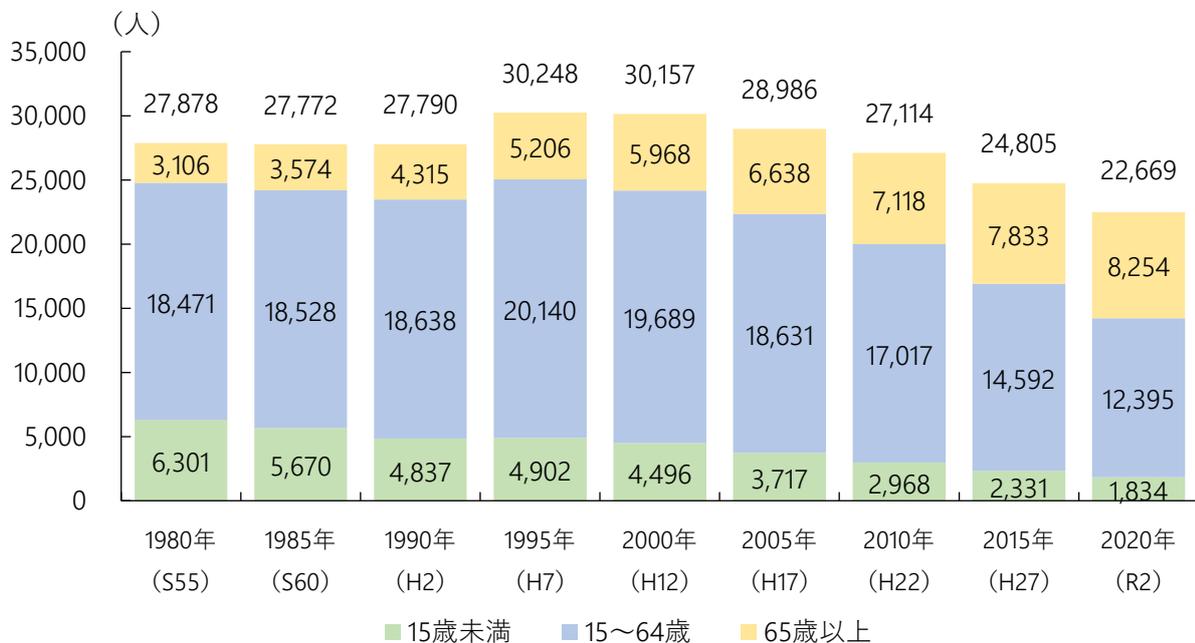
第5項 人口

人口は、1980（昭和55）年から1990（平成2）年までは28,000人弱で推移していたが、1990（平成2）年の27,790人から1995（平成7）年にかけて大きく増加し30,248人となった。これは、1990（平成2）年に西東京科学大学（現・帝京科学大学）が開設されたことや、1991（平成3）年にニュータウン「コモアしおつ」の分譲が始まったこと等により、転入者が転出者を大きく上回ったことが主な要因となっている。

しかし、1995（平成7）年をピークに減少傾向に転じ、25年後の2020（令和2）年には、22,669人となっている。

2000（平成12）年から2020（令和2）年の動向において、年少人口（15歳未満）、生産年齢人口（15～64歳）、老年人口（65歳以上）の3階層別の推移をみると、年少人口は2,662人（▲59.2%）、生産年齢人口は7,294人（▲37.0%）減少した一方で、老年人口は2,286人（38.3%）増加した。

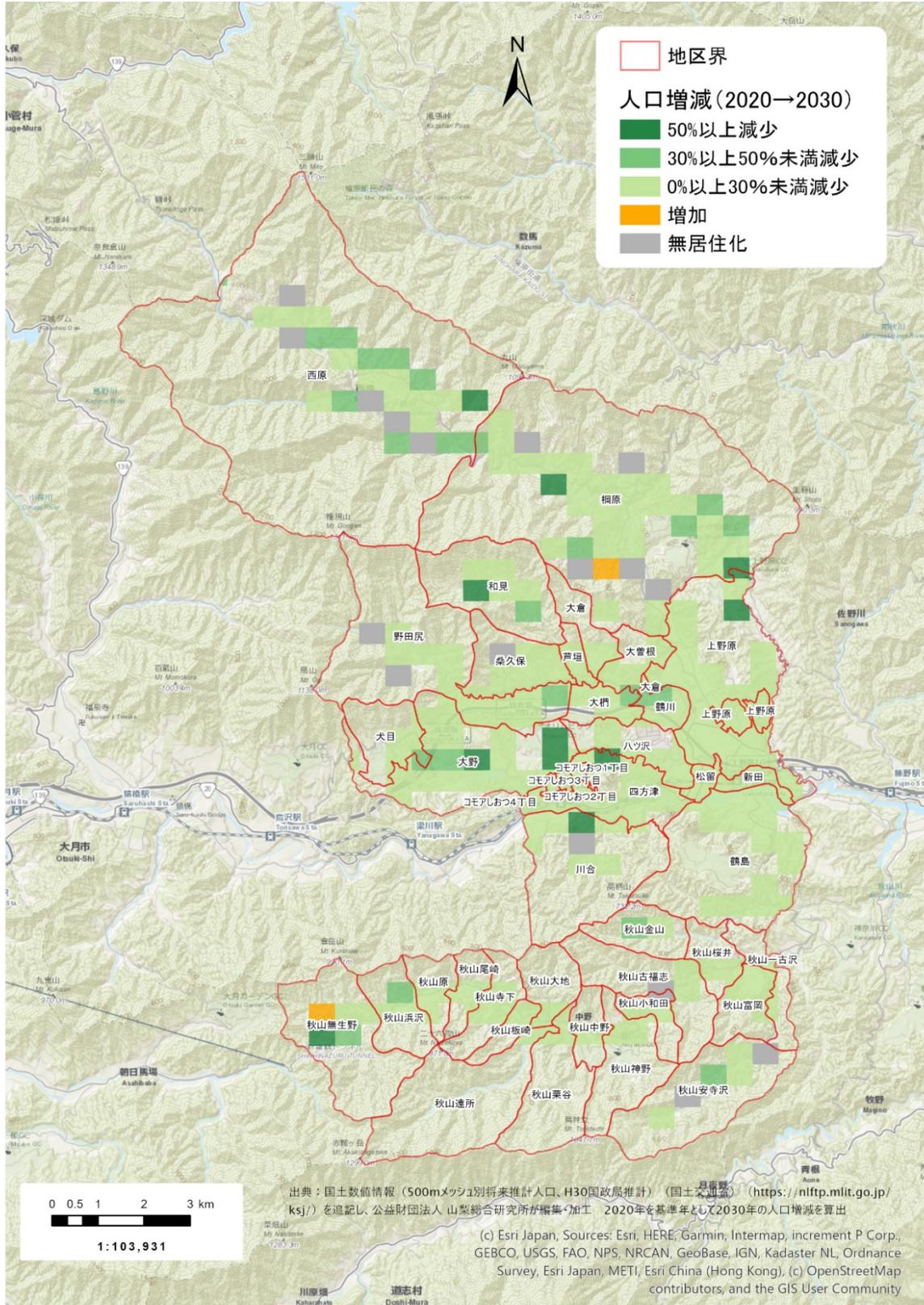
図7 総人口と年齢3区分別の人口の推移（国勢調査）



出典：国勢調査をもとに作成（総人口には、年齢不詳を含む）

また、将来の人口増減率については、一部を除き減少が予測され、特に四方津駅周辺における減少率が高いことが推定されている。

図 8 人口増減率の予想 (2020年→2030年)



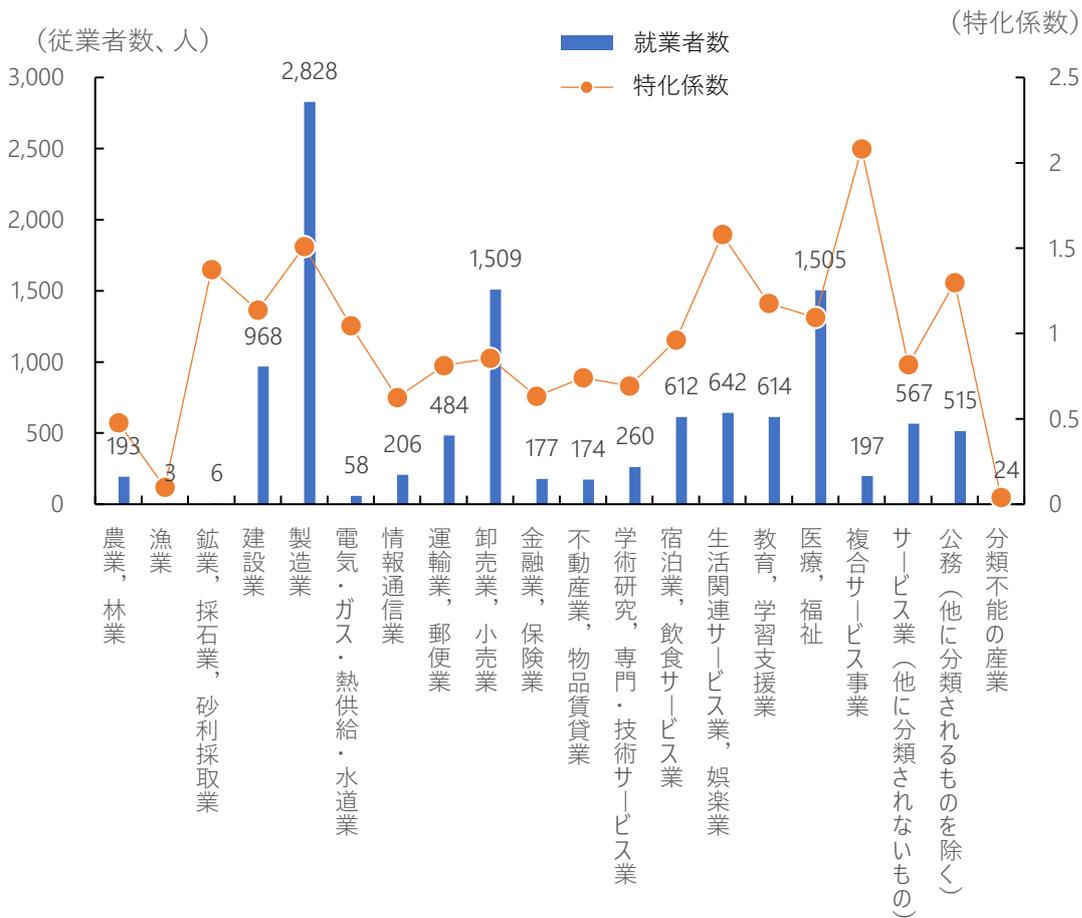
出典：国土数値情報(500mメッシュ別将来推計人口、H30国政局推計)(国土交通省)(<https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/>)を加工して作成 2020年を基準年として2030年の人口増減を算出

第6項 産業

市内の産業別就業者数では「製造業」が最も多くなっており、次いで「卸売業、小売業」、「医療、福祉」、「建設業」の順に多く、このうち「製造業」、「医療、福祉」及び「建設業」の特化係数は1を上回る値となっている。

一方、就業者数は少ないものの、特化係数が高い産業としては、「鉱業、採石業、砂利採取業」や「複合サービス事業」がある。

図9 産業別就業者数と特化係数*（平成27年度）



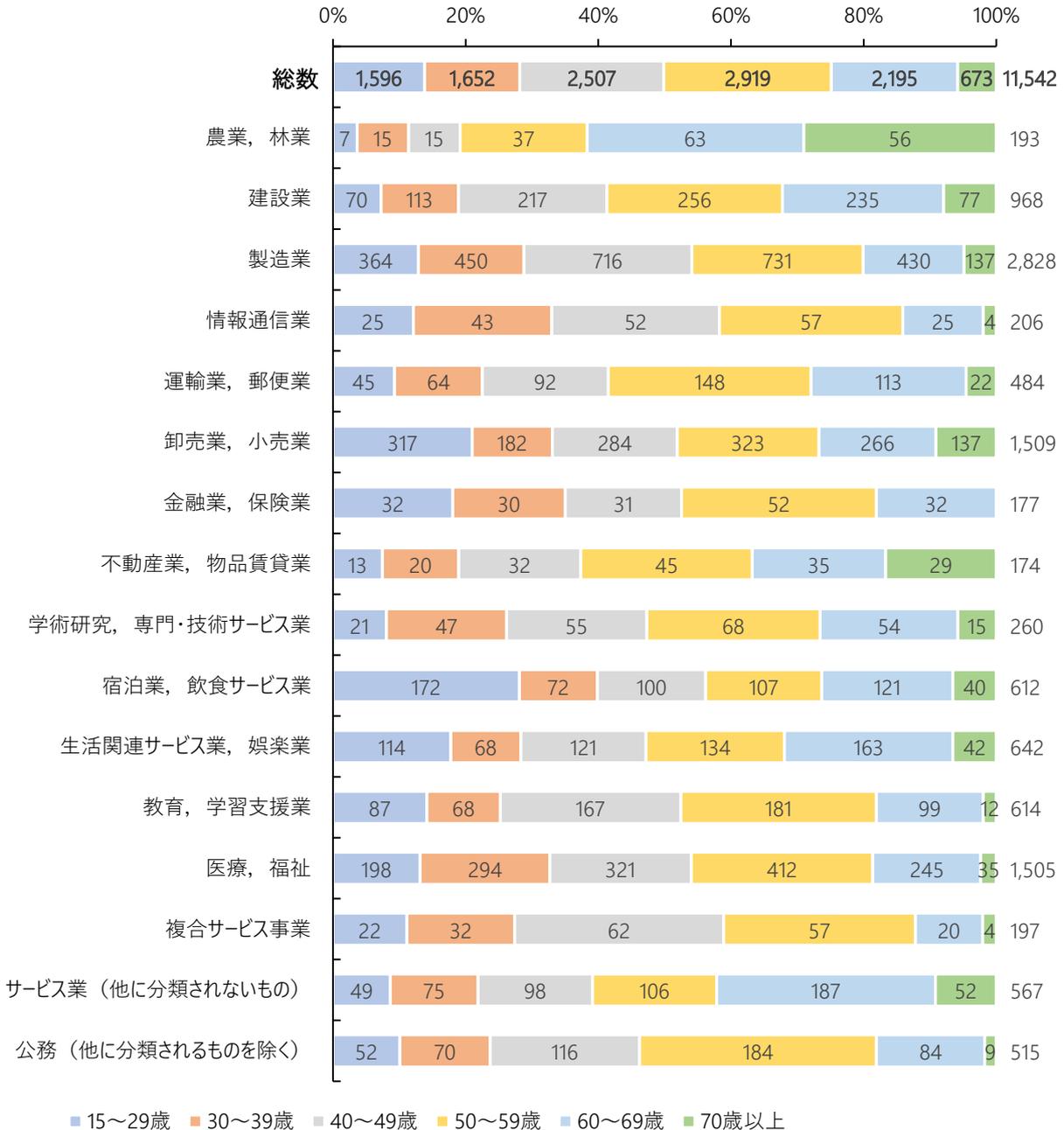
出典：国勢調査をもとに作成

*特化係数：従業者数について、域内の産業の比率を全国と同産業の比率と比較し、地域内の産業がどれだけ特化しているかを示す。特化係数が、1を超えていれば、当該産業が全国と比べて特化している産業となる。

「特化係数（従業者数）」=（域内における当該産業の従業者数÷域内における全産業の従業者数）÷（全国の当該産業の従業者数÷全国の全産業の従業者数）

主要産業従業者の年齢階層別構成比について、就業者数 100 人以上の産業について示す。50 歳未満を若年層とすると、「製造業」(54.1%)、「医療、福祉」(54.0%)、「卸売業、小売業」(51.9%)などで比較的高い。一方、「農業、林業」では、19.2%と高齢化が顕著なほか、「不動産業、物品賃貸業」(37.4%)、「サービス業(他に分類されないもの)」(39.2%)などで低くなっている。

図 10 主要産業従業者の年齢階層別構成比 (平成 27 年度)



出典：国勢調査をもとに作成 数字は実従業者数（人）

第3章 災害の歴史

大正以降の本市における主な災害は以下のとおりである。

第1項 地震

発生年月日	被害の概要
1915（大正4）6.20	県東部を震央とする地震（M5.9）、甲府市水道管亀裂4～5か所
1918（大正7）6.26	神奈川県西部を震央とする地震（M6.3）、谷村（現都留市）で石垣崩壊、石塔転倒、土蔵壁亀裂・剥離等多く、鯉沢町でも墓石転倒、土蔵壁脱落等あり、甲府市付近で水道管破裂7～8か所
1923（大正12）9.1	関東地震（M7.9 甲府震度6）、県内死者20人、負傷者116人、全壊家屋1,761棟、半壊4,992棟、地盤の液化化現象3か所
1924（大正13）1.15	丹沢地震（M7.3 甲府震度6）、県東部で負傷者30人、家屋全壊10棟、半壊87棟、破損439棟、水道破損60か所
1944（昭和19）12.7	東南海地震（M7.9）、甲府市付近で負傷者2人、家屋全壊26棟、半壊8棟、屋根瓦落下29か所等（山梨日日新聞）
1976（昭和51）6.16	県東部を震央とする地震（M5.5）、県東部で住家等一部破損77棟、道路22か所、田畑31か所、農業用施設79か所等
1983（昭和58）8.8	県東部を震央とする地震（M6.0）、県東部を中心に19市町村で被害、特に大月市に集中、負傷者5人、死者1名、住家半壊1棟、一部破損278棟、田147か所、農林業用施設55か所、道路21か所、商工被害78件、停電全世帯の66%等、被害総額3億5千万円
1996（平成8）3.6	県東部を震央とする地震（M5.5）、県東部を中心に14市町村で被害、負傷者3人、住家一部破損86棟、水道被害3,901戸等、被害総額1億5,000万円
2011（平成23）3.11	東北地方太平洋沖地震（M9.0）、県内負傷者2人、住家の一部損壊4棟、非住家の被害7棟、市内の被害は道路1箇所。停電や道路の通行止め、鉄道の運転見合わせ等

出典：上野原市地域防災計画

第2項 風水害・雪害他

災害発生日	災害区分	被害の概要	
		旧上野原町	旧秋山村
1934（昭和9）9.18	室戸台風	大鶴村死者3名	
1947（昭和22）9.13	キャサリン台風	橋梁流失、家屋浸水多数	
1959（昭和34）8.14	台風7号	重傷1名、軽傷1名、全壊4、半壊83、家屋浸水17	
1959（昭和34）9.26	台風15号 (伊勢湾台風)	重傷1名、全壊24、半壊392、床下浸水6、道路決壊14、橋梁流失3、堤防決壊6	全壊・流失21、半壊23
1962（昭和37）1.22	大火	上野原町商店街で大火、60戸73世帯を焼く。	
1966（昭和41）9.24	台風26号	全壊12、半壊71、家屋浸水38、道路決壊109、橋梁流失3	重傷2名、軽傷3名、全壊4、半壊7、罹災世帯37
1982（昭和57）8.1	台風10号	全半壊14、家屋浸水132、道路決壊226、橋梁流失9	死者1名、全壊・流失2、半壊23、浸水18
1983（昭和58）8.15	台風5、6号	道路決壊29、橋梁流失2	

災害発生日	災害区分	被害の概要	
		旧 上 野 原 町	旧 秋 山 村
1991 (平成 3) 8.20	台風 12 号	道路決壊 4、橋梁流失 2	
1998 (平成 10) 1.15~16	大雪	上野原地域気象観測所で積雪 深 48cm を記録	死者 2 名
1998 (平成 10) 8.27~30	台風 4 号	床下浸水 1、河川被害 16	
1998 (平成 10) 9.16	台風 5 号	床下浸水 3、河川被害 1	
2001 (平成 13) 9.10	台風 15 号	床下浸水 2	
2002 (平成 14) 10.1	台風 21 号	床下浸水 1	
2003 (平成 15) 8.8~9	台風 10 号	河川被害 3、土砂崩れ 4、4 世帯に避難勧告	
2004 (平成 16) 10.8~9	台風 22 号	河川被害 1	
2006 (平成 18) 7.26	土砂崩れ	土砂崩れ 1 (重機、車 4 台の被害)、5 世帯に避難勧告	
2007 (平成 19) 9.7	台風 9 号	河川被害 10	
2011 (平成 23) 9.3~4	台風 12 号	河川被害 5、 土砂崩れ 3 (住宅等への流入、車 2 台の被害)	
2011 (平成 23) 9.21	台風 15 号	河川被害 1	
2014 (平成 26) 2.14~15	大雪	市内では 104 cm の積雪を記録 (平成 26 年 3 月 20 日現在) 全壊 10、大規模半壊又は半壊 13、一部損壊 139	
2015 (平成 27) 7.16~17	台風 11 号	土砂崩れ 5 避難勧告：無生野区、浜沢区 (45 世帯 114 名)、八ツ沢区 (5 世帯 12 名)	
2017 (平成 29) 10.22~23	台風 21 号	土砂崩れ 2	
2018 (平成 30) 9.26	土砂崩れ	土砂崩れ 1	
2018 (平成 30) 9.30~10.1	台風 24 号	土砂崩れ 5、大規模半壊 1、半壊 2、一部損壊 6	
2019 (令和元) 10.10~13	台風 19 号	西原 358 mm、桐原 426 mm、上野原 504 mm、秋山 656 mm 全壊 2、一部損壊 5 避難勧告発令 (秋山地区全域除く、市内全域 9,345 世帯、21,933 人) 避難指示 (緊急) 発令 (秋山地区全域 598 世帯、1,637 人) 大雨特別警報発令 特定非常災害特別措置法に基づく「特定非常災害」に指定 道路河川被害 113、土砂崩落被害 59 避難所 14 施設、270 世帯、588 人	
2020 (令和 2) 9.5~7	台風 10 号	土砂崩れ 5、道路河川被害 9	

出典：上野原市地域防災計画

第4章 災害の危険性

第1項 地震

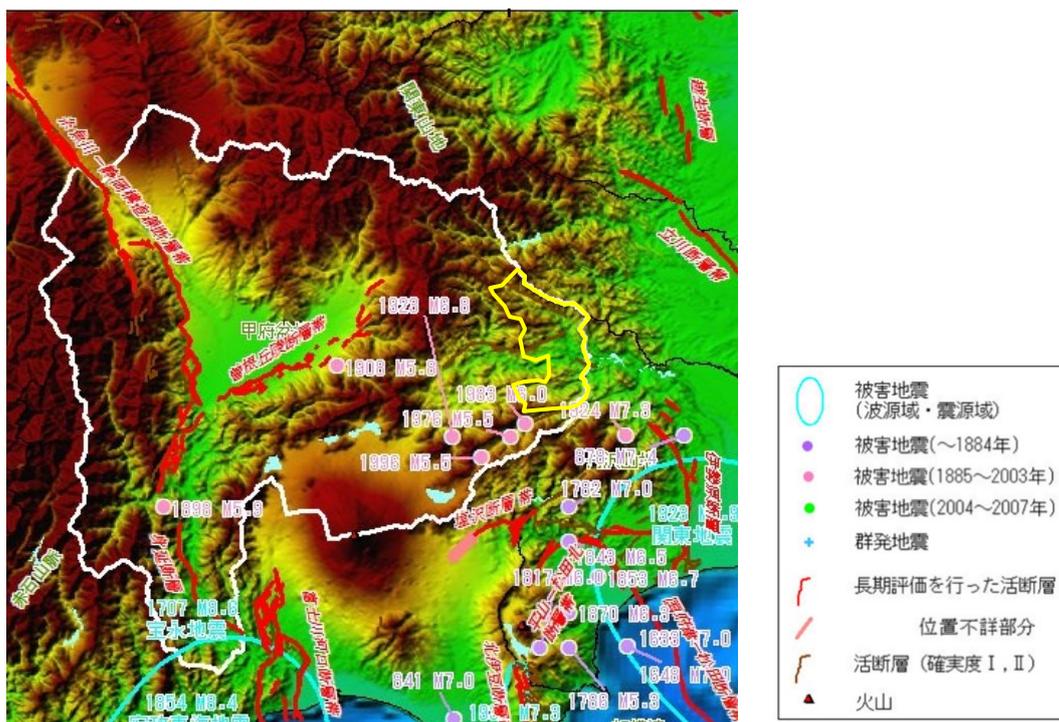
県内に被害を及ぼす地震には、主に相模、駿河、南海トラフ沿いで発生する海溝型巨大地震と、陸域の浅い場所で発生する地震がある。主要な活断層は、長野県北西部から甲府盆地の西縁にかけて延びる糸魚川－静岡構造線断層帯と、甲府盆地南縁に延びる曾根丘陵断層帯がある。

本市を含む県内 25 市町村が、「南海トラフ地震防災対策推進地域」に、本市を含む県内の 14 市町村が、「首都直下地震緊急対策区域」に指定されている。

プレート間地震として発生した 1854 年安政東海地震（M8.4）では、県内の大半が震度 6 相当となり、甲府では町屋の 7 割、鯉沢では住家の 9 割が潰れたとされる。また、1944 年の東南海地震（M7.9）では県内で家屋の全半壊などの被害が生じた。一方、相模トラフ沿いのプレート間地震として発生した 1923 年の関東地震（M7.9）では、県東部が震度 6 となり、県内で死者 20 人、多数の家屋全壊などの被害が生じた。また、1703 年元禄地震（M7.9～8.2）でも、甲府盆地を中心に大きな被害が生じた。

県東部の深さ 10～30 km の場所では、伊豆半島をのせたフィリピン海プレートの衝突に起因するとみられる定常的で活発な浅い地震活動があり、時々 M5～6 の地震によって被害が生じることがある。1983 年県東部の地震（M6.0）により、大月市でブロック塀が崩れるなどして、死者 1 名や家屋の全半壊などの被害が生じた。また、この付近では、1996 年に M5.5 の地震が発生し、河口湖町（現富士河口湖町）で震度 5 が観測された。1855 年の安政江戸地震（M6.9）や 1924 年の丹沢山塊での地震（M7.3）などのように周辺の地域で発生した地震によっても被害を受けたことがある。（政府地震調査研究推進本部資料から抜粋）

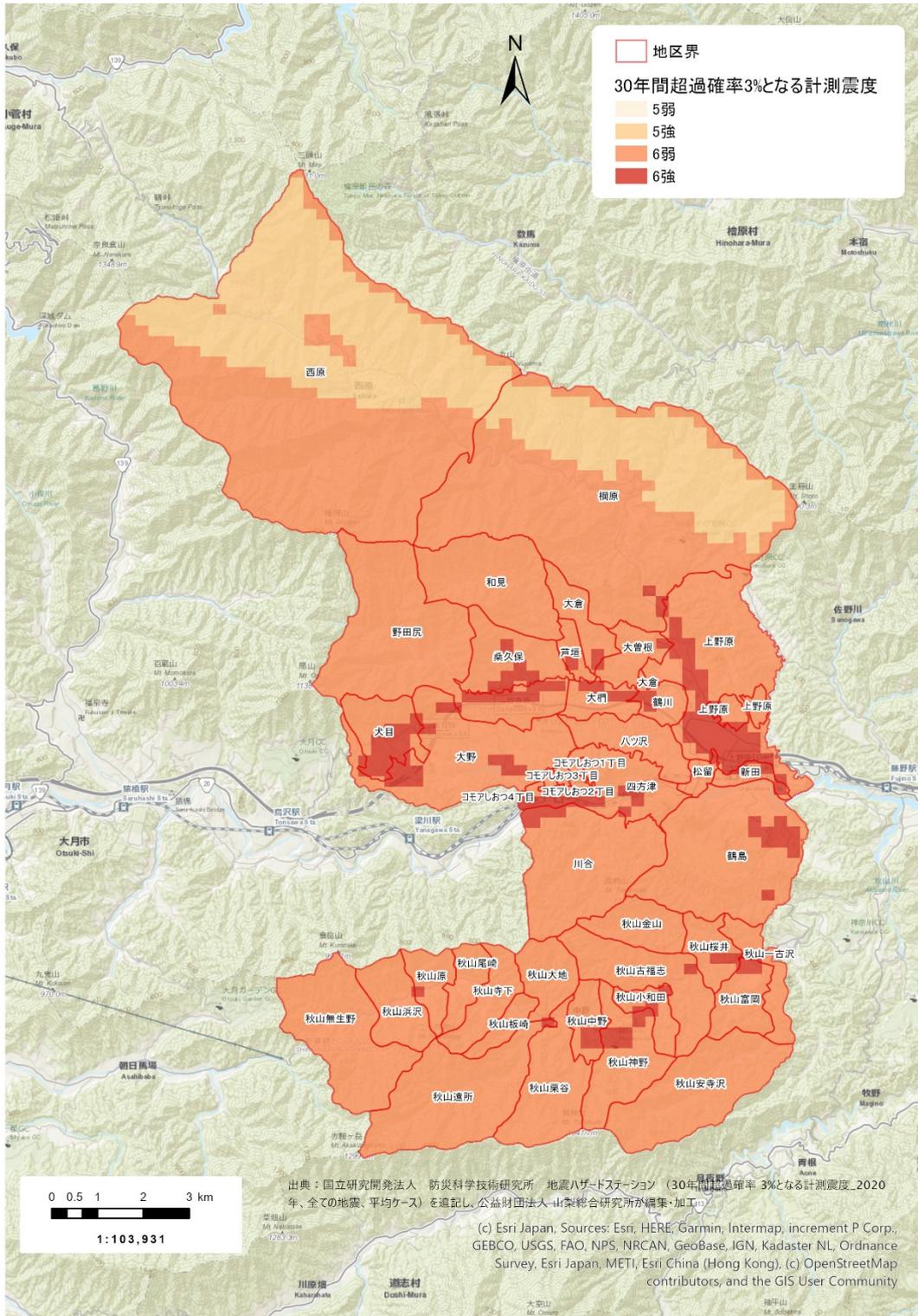
図 11 山梨県の地震活動の特徴



出典：政府地震調査研究推進本部 HP「山梨県とその周辺の主な被害地震」を加工し作成、上野原市を黄線で縁どり

地震ハザードステーション（今後 30 年間にその値以上の揺れに見舞われる確率が 3%となる震度を地図として示したもの）によると、一部を除きほぼ全域で震度 6 弱以上の揺れが想定されており、人口が密集している上野原駅周辺や四方津駅周辺においては震度 6 強の可能性も予測されている。

図 12 確率論的地震動予測地図



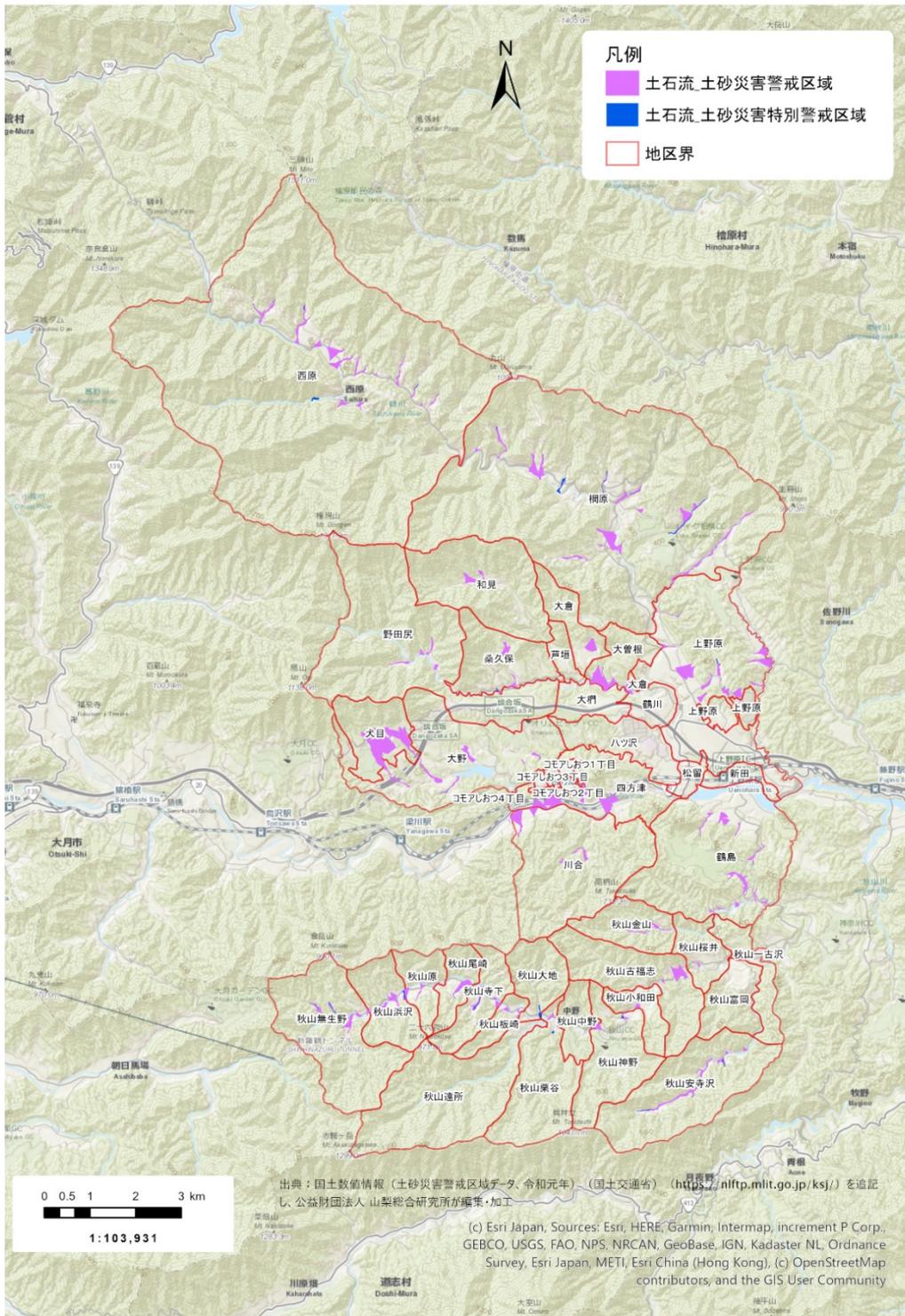
出典：国立研究開発法人 防災科学技術研究所 地震ハザードステーション（30年間超過確率 3%となる計測震度_2020年、全ての地震、平均ケース）を加工して作成

第2項 土砂災害

① 土石流

土石流の土砂災害警戒区域は、令和3年9月現在、166箇所（うち特別警戒区域129箇所）指定されている。

図13 土石流による土砂災害警戒区域

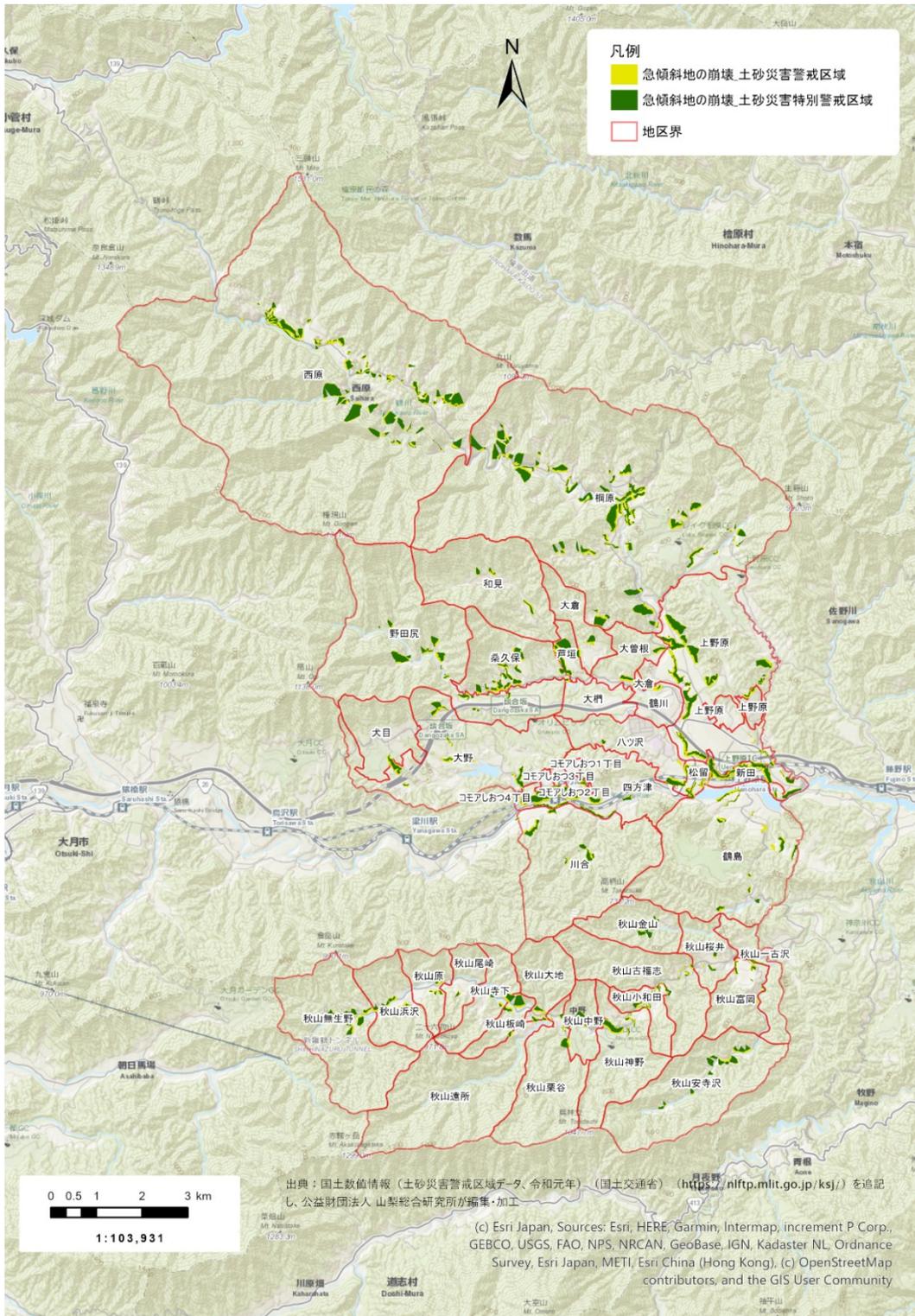


出典：国土数値情報（土砂災害警戒区域データ、令和元年）（国土交通省）
（<https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/>）を加工して作成

② 急傾斜地の崩壊

急傾斜地の崩壊の土砂災害警戒区域は、令和3年9月現在、469箇所（うち特別警戒区域 455箇所）指定されている。

図 14 急傾斜地の崩壊による土砂災害警戒区域

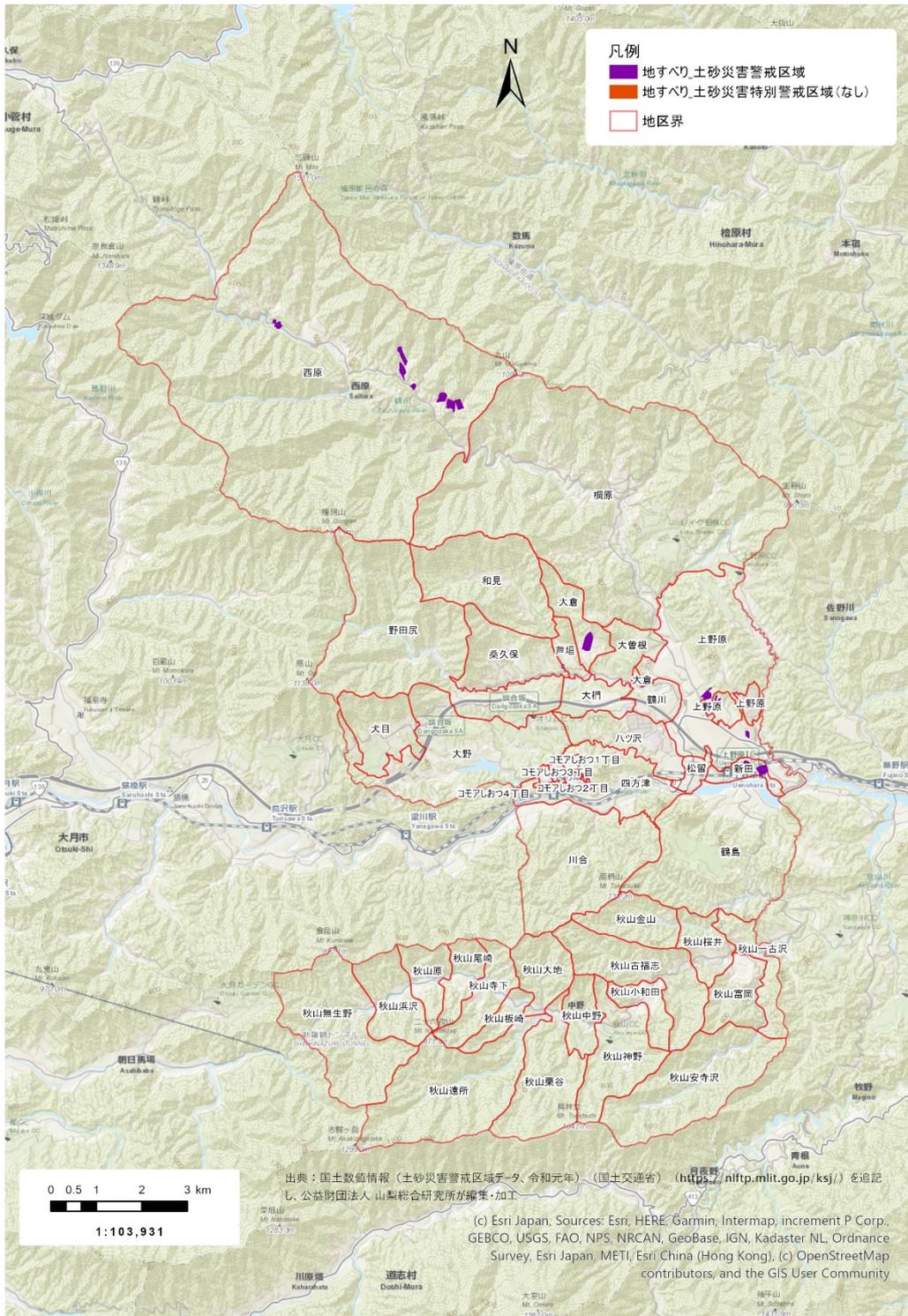


出典：国土数値情報（土砂災害警戒区域データ、令和元年）（国土交通省）（<https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/>）を加工して作成

③ 地すべり

地すべりの土砂災害警戒区域は、令和3年9月現在、21箇所（うち特別警戒区域は該当なし）指定されている。

図15 地すべりによる土砂災害警戒区域

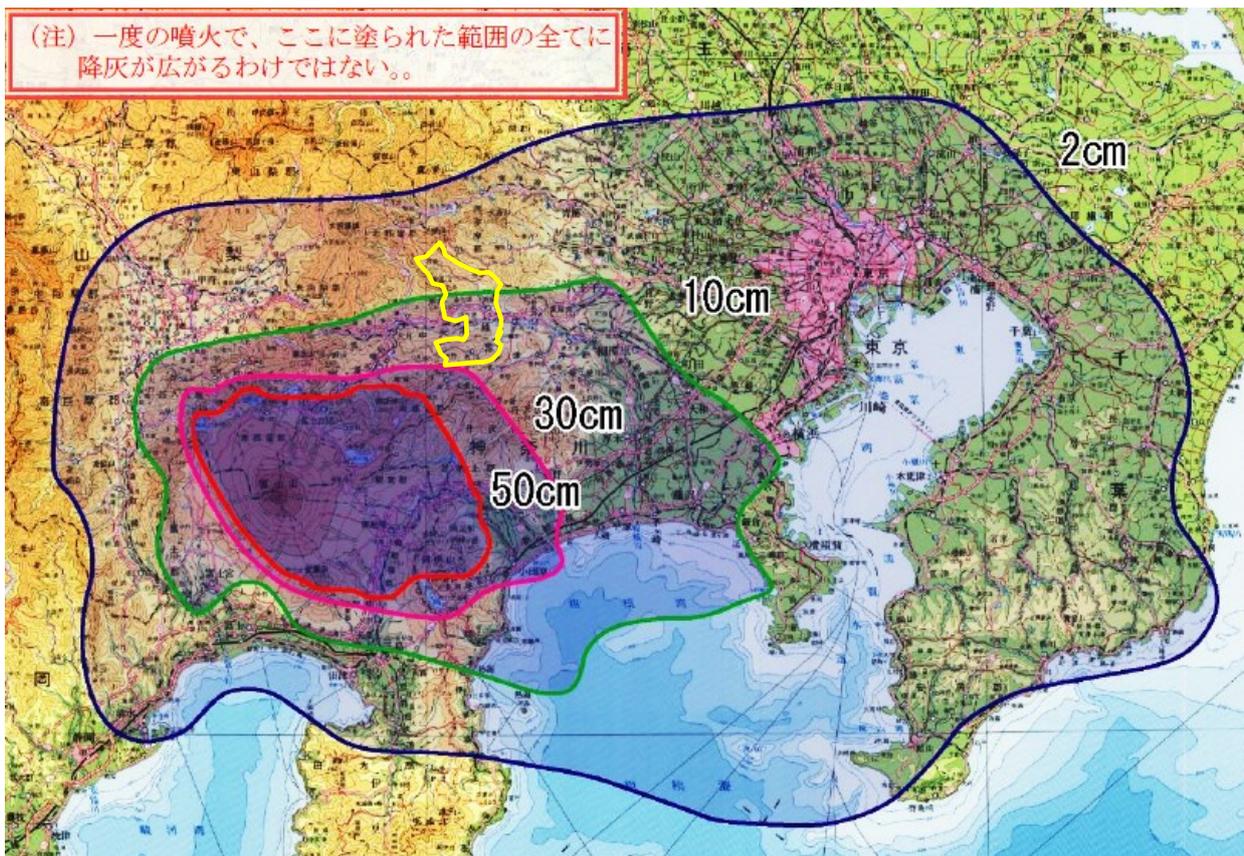


出典：国土数値情報（土砂災害警戒区域データ、令和元年）（国土交通省）
（<https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/>）を加工して作成

第3項 富士山火山噴火

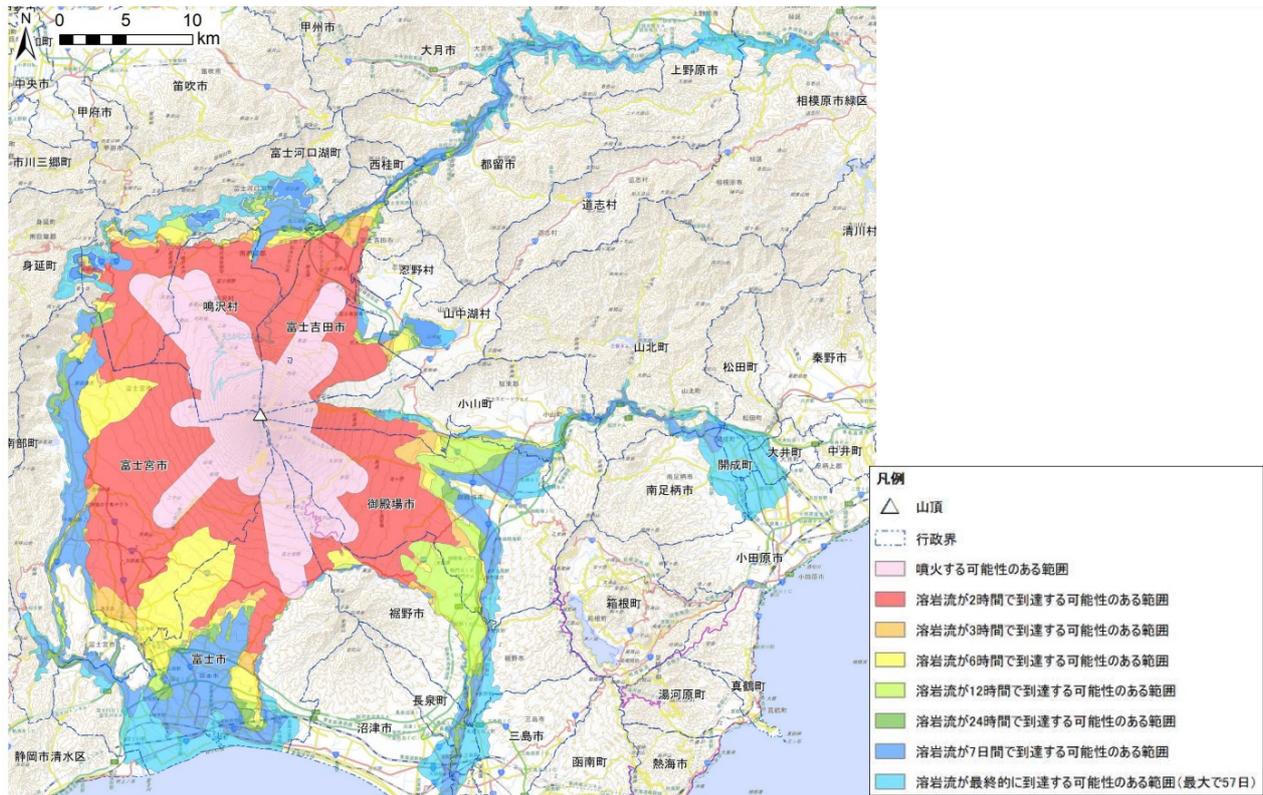
富士山火山噴火については、火山灰による降灰堆積が発生するおそれがあり、富士山ハザードマップ（改定版）によると、本市では2～10 cmの降灰が予測されている。また、噴火から7日間で溶岩流が本市に到達する可能性もある。

図16 降灰の可能性マップ



出典：富士山ハザードマップ（改定版）を加工し作成、上野原市を黄線で縁どり

図 17 溶岩流の可能性マップ



出典：富士山ハザードマップ（改定版）

第4項 雪害

雪害については、平成 26 年 2 月に東日本の太平洋側で発生した記録的な豪雪では、本市においても 100cm を超す積雪を観測し、また、交通路の寸断、鉄道の運休、停電や通信被害など大きな被害や混乱が発生した。

第5項 複合災害

今後、複数の自然災害が同時発生することも想定される。

第5章 基本的な考え方

第1項 想定するリスクの設定

大規模自然災害を対象とし、想定する災害を以下のとおり設定する。

- ① 巨大地震（南海トラフ地震、首都直下地震等）
- ② 風水害
- ③ 土砂災害
- ④ 富士山火山噴火
- ⑤ 雪害
- ⑥ 複合災害

第2項 基本目標

地震災害、富士山噴火、集中豪雨・土砂災害などの大規模自然災害等に対し、市民や観光客らの人命保護優先で、災害を軽減し、早期復旧を図る上で、以下を基本目標として本計画を策定する。

〈基本目標〉

いかなる自然災害が発生しようとも

- ① 人命の保護が最大限図られること
- ② 社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③ 市民の財産及び公共施設に係る被害を最小化すること
- ④ 迅速な復旧復興を図ること

第3項 事前に備えるべき目標の設定

いかなる自然災害が発生しようとも、4つの基本目標を達成するため、本市における事前に備えるべき目標を、以下のとおり設定する。

目標 No.	事前に備えるべき目標
1	直接死を最大限防ぐ
2	救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する
3	必要不可欠な行政機能を確保する
4	必要不可欠な情報通信機能・情報サービスを確保する
5	経済活動を機能不全に陥らせない
6	ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる
7	制御不能な複合災害・二次災害を発生させない
8	社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

第4項 リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）の設定

本市における地域特性を踏まえ、リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）を以下のとおり32項目設定する。

目標 No.	リスク No.	リスクシナリオ
1 直接死を最大限防ぐ	1-1	住宅・建物・交通施設等の倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生
	1-2	住宅密集地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生
	1-3	豪雨等による突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生
	1-4	富士山火山噴火による多数の死傷者の発生
	1-5	大規模な土砂災害による多数の死傷者の発生
	1-6	豪雪等に伴う多数の死傷者の発生
2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1	交通網の寸断・途絶等により被災地で必要な物資等が行き渡らない事態
	2-2	多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生
	2-3	警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足や医療施設及び関係者の被災、交通網やライフラインの寸断・途絶等による医療機能の麻痺又は大幅な低下
	2-4	公共交通機関、集客施設などの利用者を含む帰宅困難者への水・食料、休憩場所等の供給不足
	2-5	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
	2-6	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
3 必要不可欠な行政機能を確保する	3-1	広範囲かつ長期的な停電発生に伴う信号機の停止等による重大な交通事故や深刻な交通渋滞の多発
	3-2	交通網やライフラインの寸断・途絶や職員の被災による行政機関の長期にわたる機能不全
4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスを確保する	4-1	電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止
	4-2	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
	4-3	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
5 経済活動を機能不全に陥らせない	5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による経営の悪化や倒産
	5-2	エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響
	5-3	基幹的交通ネットワーク（中央自動車道・首都圏中央連絡自動車道・鉄道）の機能停止又は県外との交通の遮断やそれらネットワークへのアクセスの遮断による物流・人流への甚大な影響
	5-4	食料等の安定供給の停滞
6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる	6-1	電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・LPガスサプライチェーン等の長期にわたる機能の停止
	6-2	長期にわたる上水道等の供給停止や汚水処理施設の機能停止
	6-3	地域交通ネットワークの分断
	6-4	防災インフラの長期にわたる機能不全

目標 No.	リスク No.	リスクシナリオ
7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-1	沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の損壊等に伴う陥没による交通麻痺
	7-2	貯水池、防災インフラ等の損壊・機能不全や堆積した土砂・火山噴出物の流出による多数の死傷者の発生
	7-3	有害物質の大規模拡散・流出
	7-4	農地・森林等の荒廃による被害の拡大
8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-2	復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-3	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化財の衰退・損失

第5項 施策分野の設定

32項目のリスクシナリオを回避するために必要な施策として、本市の特徴を踏まえて以下の施策分野を設定する。

施策分野 No.	本計画における施策分野	
1	個別分野	行政機能
2		住宅・都市
3		保健医療・福祉
4		産業
5		交通・インフラ
6		国土保全
7	横断的分野	リスクコミュニケーション*
8		人材育成
9		官民連携
10		老朽化対策

*リスクコミュニケーション：リスクに関わる情報や意見を交換し共有し合うこと。教育・訓練・啓発等

第6章 脆弱性評価と推進方針

本市における脆弱性を分析・評価するために、第5章で設定したリスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）ごとに、それを回避するための現行の施策・取組を抽出し、その施策・取組が十分かどうかを分析・評価することで課題を抽出する。

そのため、リスクシナリオ別に本市における現行の施策・取組の現状を、マトリクスを用いて整理し、脆弱性評価の結果を踏まえて、今後、本市の強靱化に向けて取組むべきリスクシナリオごとの現状と推進方針を取りまとめる。

第1項 施策体系

リスクシナリオ別の施策体系は以下のとおりとする。

1 直接死を最大限防ぐ		
1-1	住宅・建物・交通施設等の倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生	
1-1-1	建築物等の耐震対策の推進	
1-1-2	インフラ等耐震化及び長寿命化の推進	
1-1-3	災害に強いまちづくりの推進	
1-1-4	防災体制の充実・強化	
1-1-5	地域防災力の強化	
1-1-6	災害時応急対策の推進	
1-2	住宅密集地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生	
1-2-1	上野原市地域防災計画の修正	
1-2-2	公共施設等の耐震化・整備	
1-2-3	要配慮者等の支援体制の充実	
1-2-4	福祉避難所等の運営体制の充実等	
1-2-5	建築物等の耐震対策の推進	1-1-1) 再掲
1-2-6	インフラ等耐震化及び長寿命化の推進	1-1-2) 再掲
1-2-7	災害に強いまちづくりの推進	1-1-3) 再掲
1-2-8	防災体制の充実・強化	1-1-4) 再掲
1-2-9	地域防災力の強化	1-1-5) 再掲
1-3	豪雨等による突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生	
1-3-1	浸水被害等を防止する排水施設の整備	
1-3-2	福祉避難所等の運営体制の充実等	1-2-3)、1-2-4) 再掲
1-3-3	農地の保全等による災害対策の推進	
1-3-4	災害時応急対策の推進	
1-3-5	水防対策の推進	

1 直接死を最大限防ぐ（続き）		
1-4 富士山火山噴火による多数の死傷者の発生		
1-4-1	富士山火山防災の推進	
1-4-2	地域防災力の強化	
1-4-3	防災・災害情報提供体制の整備	
1-4-4	災害時に備えた広域道路ネットワークの整備	
1-4-5	降灰対策の推進	
1-4-6	平時の噴火に備える事前対策の推進	
1-5 大規模な土砂災害による多数の死傷者の発生		
1-5-1	土砂災害対策の推進	
1-5-2	防災体制の充実・強化	1-1-4) 再掲
1-5-3	災害時応急対策の推進	1-3-4) 再掲
1-5-4	森林の公益的機能の維持・増進	
1-5-5	農地の保全等による災害対策の推進	1-3-3) 再掲
1-5-6	農業・農村の多面的機能の維持・増進	
1-6 豪雪等に伴う多数の死傷者の発生		
1-6-1	災害時保健医療体制の整備	
1-6-2	災害時応急対策の推進	1-3-4) 再掲
1-6-3	緊急物資や燃料の確保	
1-6-4	道路除排雪計画の見直し	

2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する		
2-1 交通網の寸断・途絶等により被災地で必要な物資等が行き渡らない事態		
2-1-1	地域防災力の強化	
2-1-2	インフラ等耐震化及び長寿命化の推進	
2-1-3	社会福祉施設の防災資機材等の整備	
2-1-4	災害時保健医療体制の整備	
2-1-5	緊急物資や燃料の確保	1-6-3) 再掲
2-1-6	災害時応急対策の推進	1-3-4) 再掲
2-1-7	農地の保全等による災害対策の推進	1-3-3) 再掲
2-1-8	災害時に備えた広域道路ネットワークの整備	1-4-4) 再掲
2-1-9	土砂災害対策の推進	1-5-1) 再掲
2-1-10	道路除排雪計画の見直し	1-6-4) 再掲
2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生		
2-2-1	インフラ等耐震化及び長寿命化の推進	1-1-2) 再掲
2-2-2	農地の保全等による災害対策の推進	1-3-3) 再掲
2-2-3	災害時に備えた広域道路ネットワークの整備	1-4-4) 再掲
2-2-4	土砂災害対策の推進	1-5-1) 再掲
2-2-5	森林の公益的機能の維持・増進	1-5-4) 再掲
2-2-6	緊急物資や燃料の確保	1-6-3) 再掲
2-2-7	道路除排雪計画の見直し	1-6-4) 再掲

2	救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する (続き)		
2-3	警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足や医療施設及び関係者の被災、交通網やライフラインの寸断・途絶等による医療機能の麻痺又は大幅な低下		
2-3-1	福祉避難所等の運営体制の充実等	1-2-3)、1-2-4)、 1-3-2) 再掲	
2-3-2	防災体制の充実・強化		
2-3-3	地域防災力の強化		
2-3-4	消防力等の充実強化		
2-3-5	災害時応急対策の推進	1-3-4) 再掲	
2-3-6	災害時の医療救護・搬送体制等の整備		
2-3-7	災害時保健医療体制の整備	1-6-1) 再掲	
2-3-8	建築物等の耐震対策の推進	1-1-1) 再掲	
2-3-9	自立・分散型エネルギーシステムの導入等		
2-4	公共交通機関、集客施設などの利用者を含む帰宅困難者への水・食料、休憩場所等の供給不足		
2-4-1	帰宅困難者等の保護		
2-4-2	滞留旅客対策等の推進		
2-5	被災地における疫病・感染症等の大規模発生		
2-5-1	災害時防疫体制の構築		
2-6	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生		
2-6-1	地域防災力の強化		
2-6-2	災害時応急対策の推進	1-1-6) 再掲	
2-6-3	災害時保健医療体制の整備	1-6-1)、2-1-4) 再掲	
2-6-4	要配慮者等の支援体制の充実	1-2-3) 再掲	
2-6-5	福祉避難所等の運営体制の充実等	1-2-3)、1-2-4)、 1-3-2) 再掲	
2-6-6	インフラ等耐震化及び長寿命化の推進	2-1-2) 再掲	

3	必要不可欠な行政機能を確保する		
3-1	広範囲かつ長期的な停電発生に伴う信号機の停止等による重大な交通事故や深刻な交通渋滞の多発		
3-1-1	交通規制及び交通安全対策の実施		
3-2	交通網やライフラインの寸断・途絶や職員の被災による行政機関の長期にわたる機能不全		
3-2-1	防災体制の充実・強化		
3-2-2	庁舎の災害対応力の強化		
3-2-3	業務継続環境の構築		
3-2-4	道路除排雪計画の見直し	1-6-4) 再掲	
3-2-5	自立・分散型エネルギーシステムの導入等	2-3-9) 再掲	

4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスを確保する			
4-1 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止			
	4-1-1	発災後のインフラ復旧対策の推進	
4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態			
	4-2-1	発災後のインフラ復旧対策の推進	4-1-1) 再掲
4-3 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態			
	4-3-1	庁舎の災害対応力の強化	
	4-3-2	地域防災力の強化	1-1-5) 再掲
	4-3-3	通信機能の強化	
	4-3-4	防災・災害情報提供体制の整備	1-4-3) 再掲

5 経済活動を機能不全に陥らせない			
5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による経営の悪化や倒産			
	5-1-1	中小企業に対する災害時支援制度の充実等	
5-2 エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響			
	5-2-1	発災後のインフラ復旧対策の推進	4-1-1) 再掲
	5-2-2	地域の自立型エネルギー導入対策の推進等	
5-3 基幹的交通ネットワーク（中央自動車道・首都圏中央連絡自動車道・鉄道）の機能停止又は県外との交通の遮断やそれらネットワークへのアクセスの遮断による物流・人流への甚大な影響			
	5-3-1	交通規制及び交通安全対策の実施	
	5-3-2	インフラ等耐震化及び長寿命化の推進	1-1-2) 再掲
	5-3-3	災害時に備えた広域道路ネットワークの整備	1-4-4) 再掲
	5-3-4	土砂災害対策の推進	1-5-1) 再掲
	5-3-5	緊急物資や燃料の確保	1-6-3) 再掲
	5-3-6	道路除排雪計画の見直し	1-6-4) 再掲
	5-3-7	発災後のインフラ復旧対策の推進	4-1-1) 再掲
5-4 食料等の安定供給の停滞			
	5-4-1	農地の保全等による災害対策の推進	1-3-3) 再掲
	5-4-2	農業・農村の多面的機能の維持・増進	1-5-6) 再掲
	5-4-3	緊急物資や燃料の確保	1-6-3) 再掲

6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる		
6-1	電力供給ネットワーク（発電電所、送配電設備）や石油・LP ガスサプライチェーン等の長期にわたる機能の停止	
6-1-1	地域の自立型エネルギー導入対策の推進等	5-2-2) 再掲
6-1-2	発災後のインフラ復旧対策の推進	4-1-1) 再掲
6-1-3	通信機能の強化	4-3-3) 再掲
6-2	長期にわたる上水道等の供給停止や汚水処理施設の機能停止	
6-2-1	災害時応急対策の推進	
6-2-2	インフラ等耐震化及び長寿命化の推進	2-1-2) 再掲
6-3	地域交通ネットワークの分断	
6-3-1	交通規制及び交通安全対策の実施	3-1-1) 再掲
6-3-2	インフラ等耐震化及び長寿命化の推進	1-1-2) 再掲
6-3-3	災害時に備えた広域道路ネットワークの整備	1-4-4) 再掲
6-3-4	道路除排雪計画の見直し	1-6-4) 再掲
6-3-5	災害時応急対策の推進	1-3-4) 、2-1-6) 再掲
6-4	防災インフラの長期にわたる機能不全	
6-4-1	土砂災害対策の推進	1-5-1) 再掲

7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない		
7-1	沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の損壊等に伴う陥没による交通麻痺	
7-1-1	被災建築物等の危険度判定の実施	
7-1-2	地盤沈下および液状化対策の実施	
7-1-3	インフラ等耐震化及び長寿命化の推進	2-1-2) 再掲
7-1-4	災害時応急対策の推進	6-2-1) 再掲
7-2	貯水池、防災インフラ等の損壊・機能不全や堆積した土砂・火山噴出物の流出による多数の死傷者の発生	
7-2-1	災害時応急対策の推進	
7-2-2	土砂災害対策の推進	1-5-1) 再掲
7-3	有害物質の大規模拡散・流出	
7-3-1	水道水の放射性物質等の検査体制の整備	
7-3-2	農産物の放射性物質等検査体制の整備	
7-3-3	原子力災害対策の促進	
7-3-4	大気中の放射線測定体制の整備	
7-4	農地・森林等の荒廃による被害の拡大	
7-4-1	地域活性化との連携	
7-4-2	県産材需要拡大の推進	
7-4-3	就農定着支援の充実	
7-4-4	木質バイオマスの利活用の推進	
7-4-5	農地の保全等による災害対策の推進	
7-4-6	農産物の生産技術の普及等	
7-4-7	農業と観光の連携による農地の保全と活用	
7-4-8	森林の公益的機能の維持・増進	1-5-4) 再掲

8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する		
8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態		
8-1-1	災害廃棄物処理体制の整備	
8-2 復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態		
8-2-1	地域防災力の強化	1-1-5)、2-6-1) 再掲
8-2-2	地域防災力の強化を支える人材の育成	
8-2-3	自主防災組織の防災資機材の整備促進	
8-2-4	防災意識の高揚および災害関連 NPO、ボランティア団体等との連携・協働の促進	
8-2-5	救助・救急体制の強化	
8-2-6	地域活性化との連携	
8-2-7	福祉避難所等の運営体制の充実等	1-2-4) 再掲
8-3 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化財の衰退・損失		
8-3-1	有形文化財（建造物）の耐震対策の推進	
8-3-2	文化財保存体制の充実	
8-3-3	森林の公益的機能の維持・増進	1-5-4) 再掲
8-3-4	地域活性化との連携	8-2-6) 再掲

第2項 現状及び脆弱性評価結果と推進方針

目標1 直接死を最大限防ぐ

- 1-1 住宅・建物・交通施設等の倒壊や不特定の多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生

目標1 直接死を最大限防ぐ						
1-1	住宅・建物・交通施設等の倒壊や不特定の多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生	1 行政機能	2 住宅都市	3 保健医療福祉	4 産業	5 交通インフラ
【重点】 1-1-1	建築物等の耐震対策の推進	6 国土保全	7 リスクコミュニケーション	8 人材育成	9 官民連携	10 老朽化対策
現状及び脆弱性評価結果			推進方針			担当課
建築物等の耐震対策の推進（木造住宅等の耐震化の推進）						
上野原市耐震改修促進計画に基づき、木造住宅耐震支援事業や災害時避難路通行確保対策事業等により市内の建築物等の耐震対策は向上しているものの、いまだに不十分な建物も散見される。引き続き、耐震診断及び耐震改修等を実施し耐震改修等を促進する必要がある。			・耐震診断等を継続し耐震改修等を促進			建設課
病院の耐震化の促進						
市立病院は耐震化基準を満たしているため、定期的な診断をしていく。			・市立病院は、耐震性が確保されているが、引き続き安全点検等を実施（継続）			子育て保健課
小中学校における防災対策の推進						
小学校中学校ともに耐震診断での安全性が確認できているが、定期的な点検が必要である。 本市の学校施設の大半は築20年以上経過し老朽化が進行している。令和2年3月に上野原市学校施設長寿命化計画を策定しており、計画的に学校施設の長寿命化改修、大規模改造等を実施していく必要がある。			・小中学校とも耐震性は確保されているが、引き続き安全点検等を実施（継続） ・上野原市学校施設長寿命化計画に基づく学校施設改修等の実施			学校教育課

目標1 直接死を最大限防ぐ						
1-1	住宅・建物・交通施設等の倒壊や不特定の多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生	1 行政機能	2 住宅都市	3 保健医療福祉	4 産業	5 交通インフラ
【重点】 1-1-2	インフラ等耐震化及び長寿命化の推進	6 国土保全	7 リスクコミュニケーション	8 人材育成	9 官民連携	10 老朽化対策
現状及び脆弱性評価結果			推進方針			担当課
上野原市公共施設等総合管理計画による施設の長寿命化の推進						
中層耐火建築物については、外壁改修・屋上防水等について計画的に実施している。今後は、財政負担も大きいことから、使用状況・劣化状況を勘案し、計画的な修繕や除却を実施していく必要がある。			・使用状況・劣化状況を勘案した計画的な修繕			財政経営課
道路等のインフラ長寿命化計画の策定						
道路ストック総点検（幹線市道に設置されている大型標識・道路照明灯及び路面の調査）を実施し、道路等のインフラ長寿命化計画を策定する必要がある。			・道路ストック総点検を実施及び道路等のインフラ長寿命化計画の策定			建設課

トンネルの耐震化及び長寿命化の推進		
本市が管理するトンネルは8本ある。トンネルは5年に1度、法定検査を実施している。今後、上野原市トンネル長寿命化修繕計画を策定し、トンネルの修繕及び耐震補強を実施していく必要がある。	・トンネルの修繕及び耐震補強の実施	建設課
橋梁の耐震化及び長寿命化の推進		
本市が管理する橋梁として、一般橋梁231橋、中央自動車道及びJR中央本線に跨がる跨道橋及び跨線橋23橋がある。市道橋は5年に1度、法定検査を実施している。引き続き、上野原市橋梁長寿命化修繕計画に基づき、橋の修繕及び耐震補強を実施していく必要がある。	・橋の修繕及び耐震補強の実施（継続）	建設課
道路環境の整備		
本市が管理する市道については、地理的な条件などから急峻な地形にあり、狭隘箇所や落石などの危険箇所も多数存在し、解消するため改良をしていく必要がある。	・市道における狭隘箇所や落石などの危険箇所を解消するための改良	建設課
ユニバーサルデザイン化の推進		
公共施設や避難所、道路などでバリアフリー化されていない施設について、高齢者や障害者、子育て世代など、誰もが安全・安心で利用しやすい施設となるよう、ユニバーサルデザイン化を図る必要がある。	・公共施設や避難所、道路などのユニバーサルデザイン化を図るための整備	建設課

目標1 直接死を最大限防ぐ						
1-1	住宅・建物・交通施設等の倒壊や不特定の多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生	1 行政機能	2 住宅都市	3 保健医療福祉	4 産業	5 交通インフラ
1-1-3	災害に強いまちづくりの推進	6 国土保全	7 リスクコミュニケーション	8 人材育成	9 官民連携	10 老朽化対策
現状及び脆弱性評価結果		推進方針				担当課
電線類地中化の推進						
災害時の安全確保及び電力供給のため、一部に計画がある。電線類の地中化は一部国道において計画・実施中だが、市街地等では費用対効果の面から実施が難しい。		・集落内は道路狭隘等で実現は困難なもの、国土交通省が国道沿いの一部で地中化を計画するなど国道の一部で順次計画および実施				建設課
空き家対策の推進						
上野原市空き家等対策計画に基づき、所有者による適切な管理を促進している。同計画では災害時の対応は明記されていないが、災害時に空き家の倒壊や火災が懸念される。隣地への被害や道路交通に支障をきたす危険性も考えられる。		・上野原市空き家等対策計画等に基づき、倒壊が懸念される住宅について指導・勧告等の実施を検討				生活環境課

目標 1 直接死を最大限防ぐ						
1-1	住宅・建物・交通施設等の倒壊や不特定の多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生	1	2	3	4	5
		行政機能	住宅都市	保健医療福祉	産業	交通インフラ
1-1-4	防災体制の充実・強化	6	7	8	9	10
		国土保全	リスクコミュニケーション	人材育成	官民連携	老朽化対策
現状及び脆弱性評価結果			推進方針			担当課
災害時に備えた民間企業との協定締結推進						
<p>災害発生による様々な事態に対応するため、民間企業等と協定の締結を行い、連携の強化を図っている。また、被害が広域に及んだ場合の避難・輸送の支援協定を他県市町村や業界団体等と締結している。災害時に備え、引き続き民間企業等との連携強化を図る必要がある。</p>			<p>・被害が広域に及んだ場合に必要となる避難・輸送の新たな支援協定の締結及び締結した団体との連携強化、締結の見直し</p>			危機管理室
不特定多数が集まる施設での避難訓練の実施						
<p>市役所庁舎、総合福祉センターふじみ等不特定多数が集まる施設において、多数の死傷者の発生を防ぐため、地震や風水害、火災等に応じた継続的な避難訓練を実施する必要がある。</p>			<p>・市役所庁舎等の不特定多数が集まる施設での避難訓練や施設利用者の避難誘導訓練等の実施（継続）</p>			施設所管課

目標 1 直接死を最大限防ぐ						
1-1	住宅・建物・交通施設等の倒壊や不特定の多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生	1	2	3	4	5
		行政機能	住宅都市	保健医療福祉	産業	交通インフラ
【重点】 1-1-5	地域防災力の強化	6	7	8	9	10
		国土保全	リスクコミュニケーション	人材育成	官民連携	老朽化対策
現状及び脆弱性評価結果			推進方針			担当課
防災訓練の実施						
<p>大規模災害等から身を守るため、家具の転倒防止策や身を守る行動のとり方について、継続的な防災訓練や防災教育等を推進する必要がある。また、防災訓練を通じて各種計画等の検証と見直しを行う必要がある。</p>			<p>・継続的な防災訓練や防災教育等の推進と自主防災組織による防災訓練の強化</p>			危機管理室
ハザードマップの作成						
<p>土砂災害ハザードマップを更新し、令和3年5月に全戸配布を行った。今後も避難情報や土砂災害警戒区域等が見直された場合には、更新する必要がある。また、富士山ハザードマップの整備や浸水想定区域が見直された際には、新たにハザードマップの作成について検討する必要がある。</p>			<p>・土砂災害警戒区域等の変更時に土砂災害ハザードマップの随時更新 ・富士山ハザードマップ及び洪水ハザードマップの作成の推進</p>			危機管理室
家具の固定の推進						
<p>一般住宅、公営住宅の居室において家具の固定の推進を検討する必要がある。</p>			<p>・平時から広報・HP等あらゆる媒体を活用し、市民に対し家具の固定の重要さの周知徹底及び推進</p>			危機管理室
自主防災組織の充実強化及び維持						
<p>近隣で助け合える共助に基づいた自主防災組織の育成や支援について検討する必要がある。</p>			<p>・共助に基づいた自主防災組織の支援と強化</p>			危機管理室

自主防災組織、人材育成及び意識啓発		危機管理室
地域全体の防災力強化を目的として、災害の発生に備え、自立する自主防災組織の活動を推進するため、防災に対する知識・技能を有し、地域における防災啓発活動や防災活動を積極的に推進できる防災リーダーを養成する必要がある。	・上野原市地域防災リーダー養成講習の継続化による地域全体の防災力強化	
地区防災計画等の作成の推進		危機管理室
自主防災組織と連携して地区防災計画等の作成を推進していく必要がある。	・専門家の派遣やモデルの設定など、自主防災組織と連携して地区防災計画の作成の一層の推進	
小中学校における防災対策の推進		学校教育課
児童生徒を安全に避難させるため、引き渡し訓練や避難訓練を実施している。 避難確保計画を作成している学校については、計画に基づく避難訓練の実施をしていく必要がある。	・引き渡し訓練や避難訓練の実施（継続）	
保育所等における防災対策の推進		子育て保健課
災害時において、幼児・児童が安全に落ち着いて避難できるよう、地震や火災を想定した避難訓練を実施しており、職員及び子供たちも含め、意識向上に努め不測の事態に対応できるように備えている。	・大規模震災を想定した地域住民も含めた合同避難訓練の実施	

目標1 直接死を最大限防ぐ						
1-1	住宅・建物・交通施設等の倒壊や不特定の多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生	1 行政機能	2 住宅都市	3 保健医療福祉	4 産業	5 交通インフラ
1-1-6	災害時応急対策の推進	6 国土保全	7 リスクコミュニケーション	8 人材育成	9 官民連携	10 老朽化対策
現状及び脆弱性評価結果		推進方針				担当課
災害時における応急仮設住宅の建設及び民間賃貸住宅、ホテル等の提供についての協力体制の構築						建設課
民間賃貸住宅借上げ型応急仮設住宅については、県の実施要領に従って実施することとなっている。今後は、事務処理手順や県との連絡体制の確認を行う必要がある。		・県の実施要領に従って実施する民間賃貸住宅借上げ型応急仮設住宅について、事務処理手順や県との連絡体制の構築				

■ 1-2 住宅密集地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生

目標1 直接死を最大限防ぐ						
1-2	住宅密集地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生	1 行政機能	2 住宅都市	3 保健医療福祉	4 産業	5 交通インフラ
1-2-1	上野原市地域防災計画の修正	6 国土保全	7 リスクコミュニケーション	8 人材育成	9 官民連携	10 老朽化対策
現状及び脆弱性評価結果		推進方針				担当課
防災関係法令の改正等に基づく上野原市地域防災計画の修正						危機管理室
防災関係法令の改正等を反映させるため随時、上野原市地域防災計画の修正を行っている。今後も防災関係法令の改正に合わせて適宜修正を行う必要がある。		・防災関係法令の改正及び各種災害の教訓をもとに上野原市地域防災計画の適宜見直しと改正				

目標 1 直接死を最大限防ぐ						
1-2	住宅密集地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生	1	2	3	4	5
		行政機能	住宅都市	保健医療福祉	産業	交通インフラ
1-2-2	公共施設等の耐震化・整備	6	7	8	9	10
		国土保全	リスクコミュニケーション	人材育成	官民連携	老朽化対策
現状及び脆弱性評価結果		推進方針				担当課
災害発生時の防災拠点としての機能を持つ庁舎の整備						
上野原市公共施設等総合管理計画に基づき、上野原市公共施設マネジメント計画を策定し、統廃合や複合化といった各施設の今後の適正配置方針を策定することによって、財政負担を軽減・平準化するとともに、施設総量や施設配置の最適化を図る必要がある。		・災害発生時の防災拠点としての機能を持つ、上野原市庁舎棟、文化ホール棟、車庫・倉庫棟は、個別の修繕計画書に基づき計画的な修繕の実施				財政経営課

目標 1 直接死を最大限防ぐ						
1-2	住宅密集地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生	1	2	3	4	5
		行政機能	住宅都市	保健医療福祉	産業	交通インフラ
1-2-3	要配慮者等の支援体制の充実	6	7	8	9	10
		国土保全	リスクコミュニケーション	人材育成	官民連携	老朽化対策
現状及び脆弱性評価結果		推進方針				担当課
要配慮者支援マニュアル等の策定						
要配慮者支援マニュアルの策定を行い、災害対応の強化を図っている。要配慮者の移送等について、マニュアルに基づき速やかに実施できる体制が整っている。		・要配慮者の移送等についての具体案の策定				福祉課 長寿介護課
避難行動要支援者台帳の作成						
災害時に備え避難行動要支援者をまとめたリストを作成している。		・災害時に備え避難行動要支援者をまとめたリストの随時更新				福祉課
要配慮者に対する情報支援体制の構築						
避難行動要支援者名簿への登録を行っており、災害時要支援者名簿に登録されている要配慮者に対して、地域における支援者と連携した情報支援体制のさらなる強化を図る必要がある。		・避難行動要支援者名簿の登録者のさらなる拡充及び要配慮者への支援内容の見直し				福祉課 長寿介護課
避難行動要支援者の福祉避難所受入れに関する協定の締結						
令和3年8月現在5団体と協定締結している（（社福）にんじんの会にんじんホーム・上野原、羽置の里びりゅう館、新湯治場秋山温泉、（社福）平成福祉会フェリーチェ上野原、（社福）緑水会紡木長屋）。福祉避難所として受け入れが困難と考えている団体もあることから、再度確認が必要である。		・市内の福祉施設と締結した避難行動要支援者の福祉避難所の受け入れに関する協定の実効性の向上				長寿介護課

地域包括ケアシステムの構築、地域包括支援センター機能の充実		<ul style="list-style-type: none"> ・地域ケア会議及び専門部会による多職種（介護職・医療職等）での情報連携・情報共有の体制維持（継続） ・災害時における要配慮者等への支援方法等の作成 ・地域や自主防災組織を交えた支援方法の検討 	福祉課 長寿 介護課
<p>地域ケア会議及び専門部会を開催し、地域課題の洗い出しや解決に向けた検討を行っており、多職種（介護職・医療職等）での情報連携・情報共有の体制は整っている。災害時における要配慮者等への支援方法等について検討していく必要がある。</p>			
保育所等及び学校ごとの防災計画に基づく訓練等の実施		<ul style="list-style-type: none"> ・保育所等及び学校ごとの防災計画に沿った引き渡し訓練や避難訓練の実施（継続） 	子育て 保健課 学校 教育課
<p>保育所等及び学校ごとに防災計画を作成しており、計画に沿って引き渡し訓練や避難訓練を実施している。</p>			

目標1 直接死を最大限防ぐ						
1-2	住宅密集地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生	1	2	3	4	5
		行政機能	住宅都市	保健医療福祉	産業	交通インフラ
【重点】 1-2-4	福祉避難所等の運営体制の充実等	6	7	8	9	10
		国土保全	リスクコミュニケーション	人材育成	官民連携	老朽化対策
現状及び脆弱性評価結果		推進方針				担当課
避難行動要支援者に配慮した福祉避難所運営の実施						福祉課 子育て 保健課 長寿 介護課
<p>福祉避難所等の運営については、関係機関等と連携・協力する中、適切な避難所運営の推進を図っている。福祉避難所等の運営マニュアル策定に向け、検討を行う必要がある。今後も避難行動要支援者を考慮した福祉避難所の住み分けを行うなど、避難所運営体制の充実に向け取り組んでいく必要がある。</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・福祉避難所等の運営マニュアル策定に向け、避難行動要支援者を考慮した避難所の住み分けなど避難所運営体制の充実 ・福祉避難所の拡充を図るため、引き続き社会福祉施設との協定締結の推進 ・福祉避難所は特定された避難行動要支援者及びその支援者が避難する施設であることからその受入れ対象者の特定 				

目標1 直接死を最大限防ぐ						
1-2	住宅密集地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生	1	2	3	4	5
		行政機能	住宅都市	保健医療福祉	産業	交通インフラ
【重点】 1-2-5	建築物等の耐震対策の推進	6	7	8	9	10
		国土保全	リスクコミュニケーション	人材育成	官民連携	老朽化対策
現状及び脆弱性評価結果		推進方針				担当課
建築物等の耐震対策の推進（木造住宅等の耐震化の推進）						建設課
1-1-1) 再掲（P30）		・1-1-1) 再掲（P30）				
病院の耐震化の促進						子育て 保健課
1-1-1) 再掲（P30）		・1-1-1) 再掲（P30）				
小中学校における防災対策の推進						学校 教育課
1-1-1) 再掲（P30）		・1-1-1) 再掲（P30）				

目標 1 直接死を最大限防ぐ						
1-2	住宅密集地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生	1	2	3	4	5
		行政機能	住宅都市	保健医療福祉	産業	交通インフラ
【重点】 1-2-6	インフラ等耐震化及び長寿命化の推進	6	7	8	9	10
		国土保全	リスクコミュニケーション	人材育成	官民連携	老朽化対策
現状及び脆弱性評価結果		推進方針				担当課
上野原市公共施設等総合管理計画による施設の長寿命化の推進						財政 経営課
1-1-2) 再掲 (P30)		・1-1-2) 再掲 (P30)				
道路等のインフラ長寿命化計画の策定						建設課
1-1-2) 再掲 (P30)		・1-1-2) 再掲 (P30)				
トンネルの耐震化及び長寿命化の推進						建設課
1-1-2) 再掲 (P31)		・1-1-2) 再掲 (P31)				
橋梁の耐震化及び長寿命化の推進						建設課
1-1-2) 再掲 (P31)		・1-1-2) 再掲 (P31)				
道路環境の整備						建設課
1-1-2) 再掲 (P31)		・1-1-2) 再掲 (P31)				
ユニバーサルデザイン化の推進						建設課
1-1-2) 再掲 (P31)		・1-1-2) 再掲 (P31)				

目標 1 直接死を最大限防ぐ						
1-2	住宅密集地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生	1	2	3	4	5
		行政機能	住宅都市	保健医療福祉	産業	交通インフラ
1-2-7	災害に強いまちづくりの推進	6	7	8	9	10
		国土保全	リスクコミュニケーション	人材育成	官民連携	老朽化対策
現状及び脆弱性評価結果		推進方針				担当課
電線類地中化の推進						建設課
1-1-3) 再掲 (P31)		・1-1-3) 再掲 (P31)				
空き家対策の推進						生活 環境課
1-1-3) 再掲 (P31)		・1-1-3) 再掲 (P31)				

目標1 直接死を最大限防ぐ						
1-2	住宅密集地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生	1	2	3	4	5
		行政機能	住宅都市	保健医療福祉	産業	交通インフラ
1-2-8	防災体制の充実・強化	6	7	8	9	10
		国土保全	リスクコミュニケーション	人材育成	官民連携	老朽化対策
現状及び脆弱性評価結果			推進方針		担当課	
災害時に備えた民間企業との協定締結推進					危機管理室	
1-1-4) 再掲 (P32)		・1-1-4) 再掲 (P32)				
不特定多数が集まる施設での避難訓練の実施					施設所管課	
1-1-4) 再掲 (P32)		・1-1-4) 再掲 (P32)				

目標1 直接死を最大限防ぐ						
1-2	住宅密集地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生	1	2	3	4	5
		行政機能	住宅都市	保健医療福祉	産業	交通インフラ
【重点】 1-2-9	地域防災力の強化	6	7	8	9	10
		国土保全	リスクコミュニケーション	人材育成	官民連携	老朽化対策
現状及び脆弱性評価結果			推進方針		担当課	
防災訓練の実施					危機管理室	
1-1-5) 再掲 (P32)		・1-1-5) 再掲 (P32)				
ハザードマップの作成					危機管理室	
1-1-5) 再掲 (P32)		・1-1-5) 再掲 (P32)				
家具の固定の推進					危機管理室	
1-1-5) 再掲 (P32)		・1-1-5) 再掲 (P32)				
自主防災組織の充実強化及び維持					危機管理室	
1-1-5) 再掲 (P32)		・1-1-5) 再掲 (P32)				
自主防災組織、人材育成及び意識啓発					危機管理室	
1-1-5) 再掲 (P33)		・1-1-5) 再掲 (P33)				
地区防災計画等の作成の推進					危機管理室	
1-1-5) 再掲 (P33)		・1-1-5) 再掲 (P33)				
小中学校における防災対策の推進					学校教育課	
1-1-5) 再掲 (P33)		・1-1-5) 再掲 (P33)				
保育所等における防災対策の推進					子育て保健課	
1-1-5) 再掲 (P33)		・1-1-5) 再掲 (P33)				

■ 1-3 豪雨等による突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生

目標 1 直接死を最大限防ぐ						
1-3	豪雨等による突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生	1 行政機能	2 住宅都市	3 保健医療福祉	4 産業	5 交通インフラ
【重点】 1-3-1	浸水被害等を防止する排水施設の整備	6 国土保全	7 リスクコミュニケーション	8 人材育成	9 官民連携	10 老朽化対策
現状及び脆弱性評価結果			推進方針		担当課	
耐用年数を過ぎた市内排水施設の更新					建設課	
<p>内水対策として市内に排水施設があり、施設点検整備を行い、洪水時の対応を行っている。今後、耐用年数を過ぎた施設の更新をしていく必要がある。近年、台風の大規模化や豪雨に伴い排水設備の雨水排水能力を超えている場合がある。</p>			<p>・耐用年数を過ぎた市内施設の更新及び排水設備の雨水排水能力の管理</p>			

目標 1 直接死を最大限防ぐ						
1-3	豪雨等による突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生	1 行政機能	2 住宅都市	3 保健医療福祉	4 産業	5 交通インフラ
1-3-2	福祉避難所等の運営体制の充実等	6 国土保全	7 リスクコミュニケーション	8 人材育成	9 官民連携	10 老朽化対策
現状及び脆弱性評価結果			推進方針		担当課	
避難行動要支援者の福祉避難所受入れに関する協定の締結					長寿介護課	
1-2-3) 再掲 (P34)			・1-2-3) 再掲 (P34)			
避難行動要支援者に配慮した福祉避難所運営の実施					福祉課 子育て 保健課 長寿 介護課	
1-2-4) 再掲 (P35)			・1-2-4) 再掲 (P35)			
要配慮者の避難誘導、福祉避難所の開設訓練の実施					福祉課 子育て 保健課 長寿 介護課	
<p>要配慮者の避難誘導や避難所開設訓練等については、社会福祉協議会等、関係機関と連携・協力する中、定期的な防災訓練を実施するなど、各種訓練を行っている。今後も、地域との連携を強化し、訓練の充実に向け取り組んでいく必要がある。</p>			<p>・地域とさらに連携を強化した訓練の充実</p>			

目標1 直接死を最大限防ぐ						
1-3	豪雨等による突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生	1	2	3	4	5
		行政機能	住宅都市	保健医療福祉	産業	交通インフラ
1-3-3	農地の保全等による災害対策の推進	6	7	8	9	10
		国土保全	リスクコミュニケーション	人材育成	官民連携	老朽化対策
現状及び脆弱性評価結果			推進方針			担当課
浸水・浸食被害を防ぐ農業用水利施設等の整備						
<p>土地改良施設等インフラ長寿命化計画を作成し、農業用水利施設等の長寿命化を図っている。また、担い手への農地集積、集約化や生産性向上、農家経営の安定化の推進に努めている。施設の点検・診断とこれに基づく補修・更新を継続的に行っていくストックマネジメントサイクルを確立するとともに、その実行に必要な人材及び体制と予算を確保していく必要がある。大規模な災害が発生した際においても、営農活動が継続されるような体制整備に努める必要がある。</p>			<p>・ストックマネジメントサイクルの確立と、大規模な災害発生時にも営農活動が継続される体制整備</p>			産業振興課

目標1 直接死を最大限防ぐ						
1-3	豪雨等による突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生	1	2	3	4	5
		行政機能	住宅都市	保健医療福祉	産業	交通インフラ
【重点】 1-3-4	災害時応急対策の推進	6	7	8	9	10
		国土保全	リスクコミュニケーション	人材育成	官民連携	老朽化対策
現状及び脆弱性評価結果			推進方針			担当課
災害時における応急対策業務の協力体制の推進						
<p>防災拠点の整備、応援・協力等の要請、受入れ体制を構築する必要がある。</p> <p>大雨等の後、複数班に分かれ農林道、農地及び山腹の調査を行うが、人員不足により全ての箇所を確認するのに時間がかかる。</p>			<p>・防災拠点の整備の強化及び受援計画の作成</p> <p>・災害時における調査体制の構築（継続）</p> <p>・土砂災害ハザードマップを活用した避難体制の確立と住民への周知の推進</p>			危機管理室 産業振興課 建設課

目標 1 直接死を最大限防ぐ						
1-3	豪雨等による突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生	1	2	3	4	5
		行政機能	住宅都市	保健医療福祉	産業	交通インフラ
1-3-5	水防対策の推進	6	7	8	9	10
		国土保全	リスクコミュニケーション	人材育成	官民連携	老朽化対策
現状及び脆弱性評価結果			推進方針			担当課
水防用資材の備蓄の推進						
水防資材は、土嚢、スコップ、ビニールシート、照明具等があり、市役所倉庫内に備蓄している。引き続き、堰堤決壊も視野に入れた必要な資材を備蓄していく必要がある。			・堰堤決壊も視野に入れた必要な資材の備蓄			建設課
水防施設の適切な維持管理						
水害を防止するため、浸透升及び排水池を把握し、機能保全のため適切な維持管理を実施している。水害防止のため、引き続き水防施設の適切な維持管理を行っていく必要がある。			・水害防止のための水防施設の適切な維持管理（継続） ・豪雨等による新たな水害に対する水防施設の検討・整備			建設課

■ 1-4 富士山火山噴火による多数の死傷者の発生

目標 1 直接死を最大限防ぐ						
1-4	富士山火山噴火による多数の死傷者の発生	1	2	3	4	5
		行政機能	住宅都市	保健医療福祉	産業	交通インフラ
1-4-1	富士山火山防災の推進	6	7	8	9	10
		国土保全	リスクコミュニケーション	人材育成	官民連携	老朽化対策
現状及び脆弱性評価結果			推進方針			担当課
上野原市地域防災計画の修正						
富士山火山噴火による防災対策について、各関係機関と協議をする中で、検討する必要がある。			・富士山火山噴火による防災対策の推進のための上野原市地域防災計画への火山編の新設			危機管理室
富士山火山噴火時の避難を支援する減災対策の推進						
富士山火山噴火時の避難を支援する減災対策について、各関係機関と協議をする中で、検討する必要がある。			・広域避難を目的とした避難を要する市町村との支援協定の締結 ・火山噴火や降雨に対応した土砂災害対策の国への要望（継続）			危機管理室

目標1 直接死を最大限防ぐ						
1-4	富士山火山噴火による多数の死傷者の発生	1	2	3	4	5
		行政機能	住宅都市	保健医療福祉	産業	交通インフラ
1-4-2	地域防災力の強化	6	7	8	9	10
		国土保全	リスクコミュニケーション	人材育成	官民連携	老朽化対策
現状及び脆弱性評価結果		推進方針				担当課
広域応援協定の整備						
近隣の市町村に被害が広域に及んだ場合については、南海トラフ地震対策も視野に入れた応援協定を引き続き締結していく必要がある。		・被害想定に基づく広域的な応援協定先の検討及び協定内容の調整				危機管理室
富士山火山噴火に関する防災教育・防災対策の普及啓発の推進						
児童、生徒等に対する富士山火山噴火への防災教育及び住民への富士山火山噴火に対する防災対策の普及啓発を図る必要がある。		<ul style="list-style-type: none"> ・児童・生徒等に対し、学年別に富士山の防災対策をはじめ、火山の基礎知識、火山の恵み、自然環境等に関するプログラムを学習内容に組み入れる等、火山に関する総合的な教育の推進 ・保護者等に対しては、火山災害時の避難及び保護の措置について、知識の普及啓発 ・山梨県学校防災指針との整合を図り、火山災害への備え及び警戒レベルに応じた避難計画を学校防災計画に位置付けるよう、各小中学校と連携推進 ・住民に対しては、富士山火山噴火に関する基礎知識、降灰等への防災対策について、広報、HP等あらゆる媒体を活用した普及啓発 				危機管理室 学校教育課

目標1 直接死を最大限防ぐ						
1-4	富士山火山噴火による多数の死傷者の発生	1	2	3	4	5
		行政機能	住宅都市	保健医療福祉	産業	交通インフラ
1-4-3	防災・災害情報提供体制の整備	6	7	8	9	10
		国土保全	リスクコミュニケーション	人材育成	官民連携	老朽化対策
現状及び脆弱性評価結果		推進方針				担当課
外国人旅行者に対する防災・災害情報提供体制の整備						
県等と連携した外国人旅行者に対する防災・災害情報を提供する必要がある。この際、語学に関するボランティアの活用を検討する必要がある。		<ul style="list-style-type: none"> ・災害の知識、防災行動等について、外国語に翻訳した資料を作成し市役所窓口や観光施設等での配布やホームページへの掲載等による居住外国人や外国人旅行者への周知 ・語学ボランティアの登録等、災害時に確保できる体制の整備 				危機管理室
被災者に対する情報提供						
災害時の観光施設の連絡先の把握、情報提供シートの作成をする必要がある。また、情報提供手段や多言語対応（窓口・HP・SNS等）についても検討する必要がある。		<ul style="list-style-type: none"> ・災害時の観光施設の連絡先の把握、情報提供シートの作成 ・情報提供手段や災害に特化したHPへの切り替え、多言語対応（窓口・HP・SNS等）についての検討 				危機管理室

目標 1 直接死を最大限防ぐ						
1-4	富士山火山噴火による多数の死傷者の発生	1	2	3	4	5
		行政機能	住宅都市	保健医療福祉	産業	交通インフラ
【重点】 1-4-4	災害時に備えた広域道路ネットワークの整備	6	7	8	9	10
		国土保全	リスクコミュニケーション	人材育成	官民連携	老朽化対策
現状及び脆弱性評価結果		推進方針				担当課
代替輸送路及び集落の孤立化を防止するための道路整備						産業振興課 建設課
中山間地の集落を連結する市道・農林道は整備されている。山間地の集落を連結する市道・農林道は整備されているものの、開設から年数が経っているため、道路の劣化などが多数あることから、法面改良、舗装整備等の対策を計画的に進める必要がある。		・山間地の集落を連結する市道・農林道の劣化に対応した改良整備				
農道の維持管理						産業振興課
整備された農道を維持管理している。引き続き農道を効率的に維持管理していくことが必要である。また、トンネル・橋梁等の点検・補修を定期的に行うことができるよう予算等を確保する必要がある。		・農道の効率的な維持管理（継続）				
林道の維持管理						産業振興課
整備された林道を維持管理している。引き続き林道を効率的に維持管理していくことが必要である。また、トンネル・橋梁等の点検・補修を定期的に行うことができるよう予算等を確保する必要がある。		・林道の効率的な維持管理（継続）				
緊急輸送路となる幹線道路の整備						建設課
緊急輸送路となる国道及び当該国道が被災した際の代替道路の整備は整っている。		・道路の震災対策や緊急輸送道路の耐震化対策を着実に推進				
幹線道路網の整備の推進						建設課
幹線道路等の分断による影響は多岐に渡ることから、広域的な避難路である国道・県道を中心とした道路網を確保する必要がある。		・国県市の関係部署及び建設事業所と連携を強化し、道路補強の推進				
道路防災危険箇所等の解消						建設課
道路区域外からの土砂等の流入などの危険箇所について防災点検を実施し対策を講ずる必要がある。		・危険箇所の日常点検を実施するとともに、国県の施策等の効果的な活用を図りながら、緊急性の高いものから急傾斜地崩壊防止施設等の整備				

目標1 直接死を最大限防ぐ						
1-4	富士山火山噴火による多数の死傷者の発生	1	2	3	4	5
		行政機能	住宅都市	保健医療福祉	産業	交通インフラ
1-4-5	降灰対策の推進	6	7	8	9	10
		国土保全	リスクコミュニケーション	人材育成	官民連携	老朽化対策
現状及び脆弱性評価結果		推進方針				担当課
富士山火山噴火に伴う降灰からの道路交通等の確保						
富士山火山噴火に伴う降灰から道路交通等の確保を図る体制づくりが必要である。		<ul style="list-style-type: none"> 降灰対策の即応性を図るため、職員の配備体制及び情報連絡体制の整備 道路の通行が困難となる場合に備え、あらかじめ除灰を優先する道路の選定 迅速に除灰ができるよう事業者等との協力体制を構築及び降灰の処理場所等の選定 				危機管理室 建設課 生活環境課
富士山火山噴火に伴う降灰からの農地及び森林の保全						
災害発生後、迅速かつ効率的に経営の再建が図られるよう、農林業者に対する経営再建対策が必要である。大規模な自然災害に備え、引き続き、制度を含め検討する必要がある。		<ul style="list-style-type: none"> 災害発生後、迅速かつ効率的に経営の再建が図られるような農林業者に対する経営再建対策の充実 				危機管理室 産業振興課

目標1 直接死を最大限防ぐ						
1-4	富士山火山噴火による多数の死傷者の発生	1	2	3	4	5
		行政機能	住宅都市	保健医療福祉	産業	交通インフラ
1-4-6	平時の噴火に備える事前対策の推進	6	7	8	9	10
		国土保全	リスクコミュニケーション	人材育成	官民連携	老朽化対策
現状及び脆弱性評価結果		推進方針				担当課
防災関連施設・地域防災力等の把握						
<p>被害が想定される地域及びその周辺における防災関連施設、防災体制、地域特性等に関するデータの整備を行う必要がある。</p> <p>上野原市地域防災計画で定める主要項目については、自主防災組織の状況、輸送能力、輸送路、優先的に啓開を有する道路、交通規制実施予定区域、火山災害時における避難所の状況、避難ルート、一次避難地、二次避難地の状況、医療施設、社会福祉施設の所在地及び職員数、入院、入所、通所者数等の状況、広域防災拠点、ヘリポート、災害対策本部設置予定場所・施設の状況、備蓄倉庫に関する情報の整理が完了している。</p>		<ul style="list-style-type: none"> 防災対策を円滑に実施するため、被害が想定される地域及びその周辺における防災関連施設、防災体制、地域特性等に関するデータの整備 				危機管理室
異常現象発見の通報・伝達						
上野原市地域防災計画に情報伝達系統が示されている。		<ul style="list-style-type: none"> 上野原市地域防災計画の情報伝達系統の確認をするための実働訓練の実施及び情報伝達、情報収集体制の検証 				危機管理室
関係機関との連携体制の整備						
必要に応じて富士山の火山災害に関係する富士山火山防災対策協議会及び防災関係機関と、富士山に関する防災情報及び対策の状況等について情報共有を行っている。		<ul style="list-style-type: none"> 富士山の火山災害に関係する富士山火山防災対策協議会・環富士山火山防災連絡会及び防災関係機関との富士山に関する防災情報及び対策の状況等の情報共有（継続） 				危機管理室

■ 1-5 大規模な土砂災害による多数の死傷者の発生

目標 1 直接死を最大限防ぐ						
1-5	大規模な土砂災害による多数の死傷者の発生	1	2	3	4	5
		行政機能	住宅都市	保健医療福祉	産業	交通インフラ
1-5-1	土砂災害対策の推進	6	7	8	9	10
		国土保全	リスクコミュニケーション	人材育成	官民連携	老朽化対策
現状及び脆弱性評価結果		推進方針				担当課
治山事業による土砂災害対策の推進						
<p>県と市による「山地災害防止パトロール」を実施し、危険箇所の確認を行っている。必要な箇所について、県に引き続き要望し、実施する必要がある。また、小規模な治山工事については本市で実施するか検討する必要がある。</p>		<p>・県と市による「山地災害防止パトロール」の実施による危険箇所の特定と対策必要箇所についての県への要望と整備（継続）</p> <p>・小規模な治山工事については本市で検討・整備（継続）</p>				産業振興課
急傾斜地崩落防止施設等の整備						
<p>県の行う事業に協力し、緊急性の高いものから防止施設等の整備に努める。</p>		<p>・急傾斜地崩落防止施設の整備が必要な箇所についての県への要望（継続）</p>				産業振興課 建設課
土砂災害を防ぐ砂防施設整備の推進						
<p>土砂災害を未然に防ぎ、民家や上野原市地域防災計画に位置づけられた避難所・避難路等を保全するため、砂防施設の整備を県で実施している。今後、必要な箇所については引き続き、国・県へ要望していく必要がある。</p>		<p>・砂防施設の整備が必要な箇所についての国・県への要望（継続）</p>				産業振興課 建設課
土砂災害時の通行に防災上重要な路線の重点整備						
<p>土砂災害時の通行を確保するため、防災上重要・主要な幹線道路の重点的な改修・拡幅整備を積極的に国・県に要望する必要がある。</p>		<p>・土砂災害時の通行を確保するため、防災上重要・主要な幹線道路の重点的な改修・拡幅整備を国・県に要請</p>				建設課

目標 1 直接死を最大限防ぐ						
1-5	大規模な土砂災害による多数の死傷者の発生	1	2	3	4	5
		行政機能	住宅都市	保健医療福祉	産業	交通インフラ
1-5-2	防災体制の充実・強化	6	7	8	9	10
		国土保全	リスクコミュニケーション	人材育成	官民連携	老朽化対策
現状及び脆弱性評価結果		推進方針				担当課
災害時に備えた民間企業との協定締結推進						
1-1-4) 再掲 (P32)		・1-1-4) 再掲 (P32)				危機管理室
不特定多数が集まる施設での避難訓練の実施						
1-1-4) 再掲 (P32)		・1-1-4) 再掲 (P32)				財政経営課 福祉課 長寿介護課

目標1 直接死を最大限防ぐ						
1-5	大規模な土砂災害による多数の死傷者の発生	1	2	3	4	5
		行政機能	住宅都市	保健医療福祉	産業	交通インフラ
1-5-3	災害時応急対策の推進	6	7	8	9	10
		国土保全	リスクコミュニケーション	人材育成	官民連携	老朽化対策
現状及び脆弱性評価結果		推進方針				担当課
災害時における応急対策業務の協力体制の推進						危機管理室 産業振興課 建設課
1-3-4) 再掲 (P39)		・1-3-4) 再掲 (P39)				

目標1 直接死を最大限防ぐ						
1-5	大規模な土砂災害による多数の死傷者の発生	1	2	3	4	5
		行政機能	住宅都市	保健医療福祉	産業	交通インフラ
1-5-4	森林の公益的機能の維持・増進	6	7	8	9	10
		国土保全	リスクコミュニケーション	人材育成	官民連携	老朽化対策
現状及び脆弱性評価結果		推進方針				担当課
森林の適正管理						産業振興課
<p>森林経営管理制度の活用により、森林環境譲与税を財源として、人工林の適切な施業管理のための意向調査業務を行っている。意向調査の結果を基に森林経営管理制度を活用し、森林を適正に整備し、森林の保全を図りつつ、荒廃した森林の整備の推進等必要に応じて森林被害の防止対策を図る必要がある。</p>		<p>・森林経営管理制度の活用による森林の適正整備及び森林の保全を図りつつ、荒廃した森林整備の推進等必要に応じた森林被害の防止対策の構築（継続）</p>				

目標1 直接死を最大限防ぐ						
1-5	大規模な土砂災害による多数の死傷者の発生	1	2	3	4	5
		行政機能	住宅都市	保健医療福祉	産業	交通インフラ
1-5-5	農地の保全等による災害対策の推進	6	7	8	9	10
		国土保全	リスクコミュニケーション	人材育成	官民連携	老朽化対策
現状及び脆弱性評価結果		推進方針				担当課
浸水・浸食被害を防ぐ農業用水利施設等の整備						産業振興課
1-3-3) 再掲 (P39)		・1-3-3) 再掲 (P39)				

目標 1 直接死を最大限防ぐ						
1-5	大規模な土砂災害による多数の死傷者の発生	1	2	3	4	5
		行政機能	住宅都市	保健医療福祉	産業	交通インフラ
1-5-6	農業・農村の多面的機能の維持・増進	6	7	8	9	10
		国土保全	リスクコミュニケーション	人材育成	官民連携	老朽化対策
現状及び脆弱性評価結果		推進方針				担当課
<p>荒廃農地解消対策の推進</p> <p>農業委員会との連携による荒廃農地解消に向けた取り組みを強化する必要がある。</p>		<p>・農業委員会と連携した荒廃農地の解消に向けた取組の実施（継続）</p>				産業振興課

■ 1-6 豪雪等に伴う多数の死傷者の発生

目標 1 直接死を最大限防ぐ						
1-6	豪雪等に伴う多数の死傷者の発生	1	2	3	4	5
		行政機能	住宅都市	保健医療福祉	産業	交通インフラ
1-6-1	災害時保健医療体制の整備	6	7	8	9	10
		国土保全	リスクコミュニケーション	人材育成	官民連携	老朽化対策
現状及び脆弱性評価結果		推進方針				担当課
<p>透析患者の支援体制の整備</p> <p>災害時の人工透析医療提供体制の維持・整備のため、市立病院と連携し、調整を行っていく必要がある。また、市立病院で人工透析医療提供体制が維持できない場合に、受入れ先の検討をする必要がある。</p>		<p>・災害時の人工透析医療提供体制の維持・整備のため、市立病院で人工透析医療提供体制が維持できない場合には、富士・東部保健所と連携し、受け入れ先の検討</p>				福祉課 子育て保健課
<p>妊産婦の安否確認・支援体制の整備</p> <p>災害時、母子健康手帳交付台帳等をもとに妊産婦の状況の確認を行う。必要時、保健所等の指示のもと誘導、搬送を行う。予定医療機関での出産が難しい場合、消防署、保健所、医療機関等と確認・調整していく必要がある。（誘導、搬送、具体的対応について）</p>		<p>・災害時における母子健康手帳交付台帳等をもとにした妊産婦の状況の確認</p> <p>・必要時における保健所等の指示による誘導、搬送及び医療機関等の確認、調整</p>				子育て保健課

目標 1 直接死を最大限防ぐ						
1-6	豪雪等に伴う多数の死傷者の発生	1	2	3	4	5
		行政機能	住宅都市	保健医療福祉	産業	交通インフラ
1-6-2	災害時応急対策の推進	6	7	8	9	10
		国土保全	リスクコミュニケーション	人材育成	官民連携	老朽化対策
現状及び脆弱性評価結果		推進方針				担当課
<p>災害時における応急対策業務の協力体制の推進</p> <p>1-3-4) 再掲 (P39)</p>		<p>・1-3-4) 再掲 (P39)</p>				危機管理室 産業振興課 建設課

目標1 直接死を最大限防ぐ						
1-6	豪雪等に伴う多数の死傷者の発生	1	2	3	4	5
		行政機能	住宅都市	保健医療福祉	産業	交通インフラ
1-6-3	緊急物資や燃料の確保	6	7	8	9	10
		国土保全	リスクコミュニケーション	人材育成	官民連携	老朽化対策
現状及び脆弱性評価結果		推進方針				担当課
緊急物資の調達（調達の協定）						危機管理室
災害発生時の緊急物資の調達については、民間企業等と協定等を選び、緊急物資の確保をする必要がある。協定締結以来、連絡先の変更等に対応できるよう定期的に情報の更新を行っている。		<ul style="list-style-type: none"> ・災害発生時の緊急物資の調達における民間企業等との協定等による緊急物資の確保 ・定期的な情報の更新（継続） 				
緊急物資の搬送・受け入れ体制の構築						産業振興課
国や県、他市町村等から搬送される救援物資、又は調達した物資は、救援物資集積予定施設である富岳通運株式会社を拠点に受け入れる。		<ul style="list-style-type: none"> ・救援物資や支援物資の供給に対応する受入場所や輸送方法等体制の整備 ・災害発生時における緊急物資の迅速な調達及び輸送手段を確立したマニュアルの作成 				
緊急物資の管理						危機管理室
災害時における迅速かつ効率的な物資支援を実現するため、国と地方自治体との間で物資支援に係る情報を一体的に管理・情報共有できる「物資調達・輸送調整等支援システム」を運用している。なお「物資調達・輸送調整等支援システム」を各物流拠点で操作するための環境整備の検討を進めていく必要がある。		<ul style="list-style-type: none"> ・「物資調達・輸送調整等支援システム」を各物流拠点で操作できる環境整備 				
災害時における燃料確保の推進						財政経営課
災害発生時の燃料確保については、山梨県 LP ガス協会、山梨県石油協同組合との協定を締結している。協定締結以来、連絡先の変更等に対応できるよう定期的に情報の更新を行っている。ガソリン等については停電時においても供給体制の整っている市内ガソリンスタンドから調達することとなっている。		<ul style="list-style-type: none"> ・ガソリン等における確保対策の強化 ・定期的な情報の更新（継続） 				
燃料供給ルートの確保						建設課
災害時に効率的な緊急輸送が行えるよう、広域の県指定緊急輸送道路と市役所庁舎、指定避難所、ヘリコプター発着地、救護物資集積所等、市内の防災拠点とを結ぶ道路を緊急輸送道路として指定し、整備を図る必要がある。		<ul style="list-style-type: none"> ・広域の県指定緊急輸送道路と市役所庁舎、指定避難所、ヘリコプター発着地、救護物資集積所等、本市の防災拠点とを結ぶ道路の緊急輸送道路への指定と整備 				

目標1 直接死を最大限防ぐ						
1-6	豪雪等に伴う多数の死傷者の発生	1	2	3	4	5
		行政機能	住宅都市	保健医療福祉	産業	交通インフラ
1-6-4	道路除排雪計画の見直し	6	7	8	9	10
		国土保全	リスクコミュニケーション	人材育成	官民連携	老朽化対策
現状及び脆弱性評価結果		推進方針				担当課
主要幹線道路等の除排雪計画の随時見直し						建設課
国・県と連携した除排雪計画を策定している。また、毎年市内の除排雪作業が可能な業者と契約を締結し、降雪時にスムーズな除雪を行う体制を整えている。		<ul style="list-style-type: none"> ・地域の実情に合わせた計画の随時見直し 				

目標 2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

■ 2-1 交通網の寸断・途絶等により被災地で必要な物資等が行き渡らない事態

目標 2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する						
2-1	交通網の寸断・途絶等により被災地で必要な物資等が行き渡らない事態	1	2	3	4	5
		行政機能	住宅都市	保健医療福祉	産業	交通インフラ
2-1-1	地域防災力の強化	6	7	8	9	10
		国土保全	リスクコミュニケーション	人材育成	官民連携	老朽化対策
現状及び脆弱性評価結果		推進方針				担当課
災害備蓄品の確保						危機管理室
<p>避難所生活者及び滞留旅客者、帰宅困難者を想定して、市役所及び各避難所等に分散して備蓄食料及び備蓄水を保管している。また、防災資機材等についても、各避難所に分散して保管している。</p>		<p>・備蓄食料及び備蓄水の賞味期限切れに伴う定期的な入替作業の実施（継続）</p> <p>・備蓄食料のアレルギ-対策や種類等の調整（継続）</p>				
備蓄場所の確保						危機管理室
<p>備蓄場所の確保については、既存の施設の一部を備蓄場所として確保しているほか、備蓄倉庫を設置し、備蓄場所の確保を行っており、未設置の避難所について、早急に備蓄場所の確保が必要である。</p> <p>また、災害が長期化した場合の支援物資の受入・搬出・保管が可能な地域防災拠点施設について検討する必要がある。</p>		<p>・備蓄倉庫の整備</p> <p>・災害が長期化した場合の支援物資の受け入れ・搬出・保管が可能な地域防災拠点施設の整備</p>				
家庭での備蓄促進						危機管理室
<p>在宅避難での備蓄促進を防災訓練や広報誌等で啓発しており、家庭での保存食の備蓄の用意やローリングストックを推奨していく必要がある。</p>		<p>・災害時の在宅避難を推奨するため、家庭での保存食の備蓄の用意やローリングストックについて、広報誌・HP 等あらゆる媒体を活用した啓発・奨励</p>				

目標 2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する						
2-1	交通網の寸断・途絶等により被災地で必要な物資等が行き渡らない事態	1	2	3	4	5
		行政機能	住宅都市	保健医療福祉	産業	交通インフラ
2-1-2	インフラ等耐震化及び長寿命化の推進	6	7	8	9	10
		国土保全	リスクコミュニケーション	人材育成	官民連携	老朽化対策
現状及び脆弱性評価結果		推進方針				担当課
水道における耐震管への布設替え及び基幹的水道施設の耐震化の推進						生活環境課
<p>配水管布設替工事の際には主に水道配水用ポリエチレン管を使用している。ストックマネジメント実施計画の策定を行い、耐震性のある管路への整備を逐次実施していく必要がある。</p>		<p>・ストックマネジメント実施計画の策定及び耐震性のある管路への整備の逐次実施</p>				

目標2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する						
2-1	交通網の寸断・途絶等により被災地で必要な物資等が行き渡らない事態	1	2	3	4	5
		行政機能	住宅都市	保健医療福祉	産業	交通インフラ
2-1-3	社会福祉施設の防災資機材等の整備	6	7	8	9	10
		国土保全	リスクコミュニケーション	人材育成	官民連携	老朽化対策
現状及び脆弱性評価結果				推進方針		担当課
高齢者施設、児童福祉施設及び障害者福祉施設における防災資機材等の整備促進						福祉課 子育て 保健課 長寿 介護課
秋山老人福祉センター等各施設において管理点検等を実施し、資機材等の確保が図られているが、今後も資機材等充実に向け取り組んでいく必要がある。				・資機材等の充実（継続）		

目標2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する						
2-1	交通網の寸断・途絶等により被災地で必要な物資等が行き渡らない事態	1	2	3	4	5
		行政機能	住宅都市	保健医療福祉	産業	交通インフラ
2-1-4	災害時保健医療体制の整備	6	7	8	9	10
		国土保全	リスクコミュニケーション	人材育成	官民連携	老朽化対策
現状及び脆弱性評価結果				推進方針		担当課
医薬品等の備蓄・供給体制の整備						子育て 保健課
災害時の備えとして、医療救護所の医薬品や医療器材を備蓄しており、毎年医薬品の期限等を確認し、随時入替を行っている。住民に対しては、各家庭での常備薬・持病薬の備蓄や災害時の持ち出し物品の一つとしてお薬手帳についての啓発を行っていく必要がある。				・住民に対する各家庭での常備薬や持病薬の備蓄及びお薬手帳の用意についての啓発		
医療救護の広域応援体制の整備						子育て 保健課
広域災害救急情報システム（EMIS）を活用している。EMISを活用し、圏域を越えて医療機関等の稼働状況など災害医療に関わる情報を共有し、迅速に医療・救護に関わる情報を収集・提供できるよう訓練を重ねていく必要がある。				・圏域を越えて災害医療に関わる情報収集・提供を可能とする継続的な訓練の実施		
「山梨県災害時の栄養・食生活支援のマニュアル」に基づく対応						子育て 保健課
「山梨県災害時の栄養・食生活支援のマニュアル」に基づき、必要に応じて対応していく。粉ミルク等の乳幼児に適した食品や高齢者・慢性疾患を持つ方に適した食品の備蓄をしていく必要がある。				・栄養、食生活支援活動の重要性や管理栄養士・栄養士を中心とした体制整備の構築 ・要配慮者のうち栄養・食生活面で支援が必要な人についての状況把握や情報収集体制の構築を行い、乳幼児や高齢者・慢性疾患を持つ人に適した食品の提供		

目標 2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する						
2-1	交通網の寸断・途絶等により被災地で必要な物資等が行き渡らない事態	1	2	3	4	5
		行政機能	住宅都市	保健医療福祉	産業	交通インフラ
2-1-5	緊急物資や燃料の確保	6	7	8	9	10
		国土保全	リスクコミュニケーション	人材育成	官民連携	老朽化対策
現状及び脆弱性評価結果			推進方針			担当課
緊急物資の調達（調達の協定）						危機管理室
1-6-3) 再掲（P47）			・1-6-3) 再掲（P47）			
緊急物資の搬送・受け入れ体制の構築						産業振興課
1-6-3) 再掲（P47）			・1-6-3) 再掲（P47）			
緊急物資の管理						危機管理室
1-6-3) 再掲（P47）			・1-6-3) 再掲（P47）			
災害時における燃料確保の推進						財政経営課
1-6-3) 再掲（P47）			・1-6-3) 再掲（P47）			
燃料供給ルートの確保						建設課
1-6-3) 再掲（P47）			・1-6-3) 再掲（P47）			

目標 2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する						
2-1	交通網の寸断・途絶等により被災地で必要な物資等が行き渡らない事態	1	2	3	4	5
		行政機能	住宅都市	保健医療福祉	産業	交通インフラ
【重点】 2-1-6	災害時応急対策の推進	6	7	8	9	10
		国土保全	リスクコミュニケーション	人材育成	官民連携	老朽化対策
現状及び脆弱性評価結果			推進方針			担当課
災害時における応急対策業務の協力体制の推進						危機管理室 産業振興課 建設課
1-3-4) 再掲（P39）			・1-3-4) 再掲（P39）			
道路の点検、道路設備等緊急対処マニュアルの運用訓練の実施						建設課
災害拡大や二次災害防止のため、道路設備等の緊急対処についてのマニュアルの策定が必要である。			・道路設備等緊急対処マニュアルの作成及び訓練の実施及び随時見直しの実施			
市外・県外を結ぶ高速道路等の整備促進						建設課
高速道路は、市域外への交通手段としての機能のみでなく、災害発生時の避難路あるいは緊急輸送路であることはもとより、市域を孤立させないという観点からも最重要施設である。その災害対策のための機能の重要性に鑑み、国・県へ強化を積極的に要請する。			・避難路あるいは緊急輸送路である高速道路の整備についての国・県への要請			
大規模地震などの発生時に緊急輸送道路となる幹線道路等の整備						建設課
災害発生時の広域的な避難路や緊急輸送路の確保として、幹線道路及び防災・物流上重要な路線の整備の推進が急務である。大規模災害に対応する道路網、路線の確保が課題であるため、引き続き国・県と協力して整備を推進する。			・災害発生時の広域的な避難路や緊急輸送路の確保のための幹線道路及び防災・物流上重要な路線の整備			

孤立地区対応のための幹線道路の整備方針の制定及び整備の促進		建設課
災害時に長期にわたり孤立地区が発生することが無いよう、幹線道路の整備方針を定め整備を促進する必要がある。	・災害時に長期にわたり孤立地区が発生することを防止するための幹線道路の整備方針の制定及び整備の促進	
災害時における生活道路の信頼性・安全性の確保		建設課
生活道路を確保するため、道路等のインフラ長寿命化計画に基づき計画的に修繕を行い、災害時における道路交通の信頼性・安全性を確保する必要がある。	・道路等のインフラ長寿命化計画に基づく計画的な修繕の実施	
道路の耐震対策の推進		建設課
大規模災害時における交通網の寸断・途絶等の被害を最小限に抑えるため、道路の震災対策や耐震化、土砂災害対策を着実に推進する必要がある。	・緊急輸送道路等の整備及び維持管理の実施	

目標2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する						
2-1	交通網の寸断・途絶等により被災地で必要な物資等が行き渡らない事態	1	2	3	4	5
				行政機能	住宅都市	保健医療福祉
2-1-7	農地の保全等による災害対策の推進	6	7	8	9	10
		国土保全	リスクコミュニケーション	人材育成	官民連携	老朽化対策
現状及び脆弱性評価結果		推進方針				担当課
浸水・浸食被害を防ぐ農業用水利施設等の整備						産業振興課
1-3-3) 再掲 (P39)		・1-3-3) 再掲 (P39)				

目標2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する						
2-1	交通網の寸断・途絶等により被災地で必要な物資等が行き渡らない事態	1	2	3	4	5
				行政機能	住宅都市	保健医療福祉
【重点】 2-1-8	災害時に備えた広域道路ネットワークの整備	6	7	8	9	10
		国土保全	リスクコミュニケーション	人材育成	官民連携	老朽化対策
現状及び脆弱性評価結果		推進方針				担当課
代替輸送路及び集落の孤立化を防止するための道路整備						産業振興課 建設課
1-4-4) 再掲 (P42)		・1-4-4) 再掲 (P42)				
農道の維持管理						産業振興課
1-4-4) 再掲 (P42)		・1-4-4) 再掲 (P42)				
林道の維持管理						産業振興課
1-4-4) 再掲 (P42)		・1-4-4) 再掲 (P42)				
緊急輸送路となる幹線道路の整備						建設課
1-4-4) 再掲 (P42)		・1-4-4) 再掲 (P42)				
幹線道路網の整備の推進						建設課
1-4-4) 再掲 (P42)		・1-4-4) 再掲 (P42)				

道路防災危険箇所等の解消		建設課
1-4-4) 再掲 (P42)	・1-4-4) 再掲 (P42)	

目標 2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する						
2-1	交通網の寸断・途絶等により被災地で必要な物資等が行き渡らない事態	1	2	3	4	5
		行政機能	住宅都市	保健医療福祉	産業	交通インフラ
2-1-9	土砂災害対策の推進	6	7	8	9	10
		国土保全	リスクコミュニケーション	人材育成	官民連携	老朽化対策
現状及び脆弱性評価結果		推進方針				担当課
治山事業による土砂災害対策の推進						産業振興課
1-5-1) 再掲 (P44)	・1-5-1) 再掲 (P44)					
急傾斜地崩落防止施設等の整備						産業振興課 建設課
1-5-1) 再掲 (P44)	・1-5-1) 再掲 (P44)					
土砂災害を防ぐ砂防施設整備の推進						産業振興課 建設課
1-5-1) 再掲 (P44)	・1-5-1) 再掲 (P44)					
土砂災害時の通行に防災上重要な路線の重点整備						建設課
1-5-1) 再掲 (P44)	・1-5-1) 再掲 (P44)					

目標 2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する						
2-1	交通網の寸断・途絶等により被災地で必要な物資等が行き渡らない事態	1	2	3	4	5
		行政機能	住宅都市	保健医療福祉	産業	交通インフラ
2-1-10	道路除排雪計画の見直し	6	7	8	9	10
		国土保全	リスクコミュニケーション	人材育成	官民連携	老朽化対策
現状及び脆弱性評価結果		推進方針				担当課
主要幹線道路等の除排雪計画の随時見直し						建設課
1-6-4) 再掲 (P47)	・1-6-4) 再掲 (P47)					

■ 2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生

目標 2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する						
2-2	多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生	1	2	3	4	5
		行政機能	住宅都市	保健医療福祉	産業	交通インフラ
【重点】 2-2-1	インフラ等耐震化及び長寿命化の推進	6	7	8	9	10
		国土保全	リスクコミュニケーション	人材育成	官民連携	老朽化対策
現状及び脆弱性評価結果		推進方針				担当課
上野原市公共施設等総合管理計画による施設の長寿命化の推進						財政経営課
1-1-2) 再掲 (P30)	・1-1-2) 再掲 (P30)					

道路等のインフラ長寿命化計画の策定		建設課
1-1-2) 再掲 (P30)	・1-1-2) 再掲 (P30)	
トンネルの耐震化及び長寿命化の推進		建設課
1-1-2) 再掲 (P31)	・1-1-2) 再掲 (P31)	
橋梁の耐震化及び長寿命化の推進		建設課
1-1-2) 再掲 (P31)	・1-1-2) 再掲 (P31)	
道路環境の整備		建設課
1-1-2) 再掲 (P31)	・1-1-2) 再掲 (P31)	
ユニバーサルデザイン化の推進		建設課
1-1-2) 再掲 (P31)	・1-1-2) 再掲 (P31)	

目標2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する						
		1	2	3	4	5
2-2	多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生	行政機能	住宅都市	保健医療福祉	産業	交通インフラ
2-2-2	農地の保全等による災害対策の推進	6	7	8	9	10
		国土保全	リスクコミュニケーション	人材育成	官民連携	老朽化対策
現状及び脆弱性評価結果		推進方針				担当課
浸水・浸食被害を防ぐ農業用水利施設等の整備						産業振興課
1-3-3) 再掲 (P39)		・1-3-3) 再掲 (P39)				

目標2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する						
		1	2	3	4	5
2-2	多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生	行政機能	住宅都市	保健医療福祉	産業	交通インフラ
【重点】 2-2-3	災害時に備えた広域道路ネットワークの整備	6	7	8	9	10
		国土保全	リスクコミュニケーション	人材育成	官民連携	老朽化対策
現状及び脆弱性評価結果		推進方針				担当課
代替輸送路及び集落の孤立化を防止するための道路整備						産業振興課 建設課
1-4-4) 再掲 (P42)		・1-4-4) 再掲 (P42)				
農道の維持管理						産業振興課
1-4-4) 再掲 (P42)		・1-4-4) 再掲 (P42)				
林道の維持管理						産業振興課
1-4-4) 再掲 (P42)		・1-4-4) 再掲 (P42)				
緊急輸送路となる幹線道路の整備						建設課
1-4-4) 再掲 (P42)		・1-4-4) 再掲 (P42)				
幹線道路網の整備の推進						建設課
1-4-4) 再掲 (P42)		・1-4-4) 再掲 (P42)				
道路防災危険箇所等の解消						建設課
1-4-4) 再掲 (P42)		・1-4-4) 再掲 (P42)				

目標 2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する						
2-2	多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生	1	2	3	4	5
		行政機能	住宅都市	保健医療福祉	産業	交通インフラ
2-2-4	土砂災害対策の推進	6	7	8	9	10
		国土保全	リスクコミュニケーション	人材育成	官民連携	老朽化対策
現状及び脆弱性評価結果		推進方針				担当課
治山事業による土砂災害対策の推進						産業振興課
1-5-1) 再掲 (P44)	・1-5-1) 再掲 (P44)					
急傾斜地崩落防止施設等の整備						産業振興課建設課
1-5-1) 再掲 (P44)	・1-5-1) 再掲 (P44)					
土砂災害を防ぐ砂防施設整備の推進						産業振興課建設課
1-5-1) 再掲 (P44)	・1-5-1) 再掲 (P44)					
土砂災害時の通行に防災上重要な路線の重点整備						建設課
1-5-1) 再掲 (P44)	・1-5-1) 再掲 (P44)					

目標 2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する						
2-2	多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生	1	2	3	4	5
		行政機能	住宅都市	保健医療福祉	産業	交通インフラ
2-2-5	森林の公益的機能の維持・増進	6	7	8	9	10
		国土保全	リスクコミュニケーション	人材育成	官民連携	老朽化対策
現状及び脆弱性評価結果		推進方針				担当課
森林の適正管理						産業振興課
1-5-4) 再掲 (P45)	・1-5-4) 再掲 (P45)					

目標 2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する						
2-2	多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生	1	2	3	4	5
		行政機能	住宅都市	保健医療福祉	産業	交通インフラ
2-2-6	緊急物資や燃料の確保	6	7	8	9	10
		国土保全	リスクコミュニケーション	人材育成	官民連携	老朽化対策
現状及び脆弱性評価結果		推進方針				担当課
緊急物資の調達（調達の協定）						危機管理室
1-6-3) 再掲 (P47)	・1-6-3) 再掲 (P47)					
緊急物資の搬送・受け入れ体制の構築						産業振興課
1-6-3) 再掲 (P47)	・1-6-3) 再掲 (P47)					
緊急物資の管理						危機管理室
1-6-3) 再掲 (P47)	・1-6-3) 再掲 (P47)					

災害時における燃料確保の推進		財政 経営課
1-6-3) 再掲 (P47)	・1-6-3) 再掲 (P47)	
燃料供給ルートの確保		建設課
1-6-3) 再掲 (P47)	・1-6-3) 再掲 (P47)	

目標2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する						
2-2	多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生	1 行政機能	2 住宅都市	3 保健医療福祉	4 産業	5 交通インフラ
2-2-7	道路除排雪計画の見直し	6 国土保全	7 リスクコミュニケーション	8 人材育成	9 官民連携	10 老朽化対策
現状及び脆弱性評価結果		推進方針				担当課
主要幹線道路等の除排雪計画の随時見直し						建設課
1-6-4) 再掲 (P47)	・1-6-4) 再掲 (P47)					

- 2-3 警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足や医療施設及び関係者の被災、交通網やライフラインの寸断・途絶等による医療機能の麻痺又は大幅な低下

目標2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する						
2-3	警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足や医療施設及び関係者の被災、交通網やライフラインの寸断・途絶等による医療機能の麻痺又は大幅な低下	1 行政機能	2 住宅都市	3 保健医療福祉	4 産業	5 交通インフラ
2-3-1	福祉避難所等の運営体制の充実等	6 国土保全	7 リスクコミュニケーション	8 人材育成	9 官民連携	10 老朽化対策
現状及び脆弱性評価結果		推進方針				担当課
避難行動要支援者の福祉避難所受入れに関する協定の締結						長寿 介護課
1-2-3) 再掲 (P34)	・1-2-3) 再掲 (P34)					
避難行動要支援者に配慮した福祉避難所運営の実施						福祉課 子育て 保健課 長寿 介護課
1-2-4) 再掲 (P35)	・1-2-4) 再掲 (P35)					
要配慮者の避難誘導、福祉避難所の開設訓練の実施						福祉課 子育て 保健課 長寿 介護課
1-3-2) 再掲 (P38)	・1-3-2) 再掲 (P38)					

目標 2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する						
2-3	警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足や医療施設及び関係者の被災、交通網やライフラインの寸断・途絶等による医療機能の麻痺又は大幅な低下	1	2	3	4	5
		行政機能	住宅都市	保健医療福祉	産業	交通インフラ
2-3-2	防災体制の充実・強化	6	7	8	9	10
		国土保全	リスクコミュニケーション	人材育成	官民連携	老朽化対策
現状及び脆弱性評価結果		推進方針				担当課
消防組織の充実強化						
<p>消防相互応援協定に基づく訓練を年 1 回実施している。消防団による自主防災組織への初期消火訓練を防災の日に実施している。消防施設・設備の拡充強化に努めるとともに、地域消防の要である消防団組織の充実強化を図る必要がある。また、自主防災組織との連携を強め、初期消火を徹底し、火災の延焼防止を図る必要がある。</p>		<ul style="list-style-type: none"> 消防施設・設備の拡充強化と消防団組織の充実強化 自主防災組織との連携強化による初期消火の徹底、延焼防止 				消防総務課

目標 2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する						
2-3	警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足や医療施設及び関係者の被災、交通網やライフラインの寸断・途絶等による医療機能の麻痺又は大幅な低下	1	2	3	4	5
		行政機能	住宅都市	保健医療福祉	産業	交通インフラ
2-3-3	地域防災力の強化	6	7	8	9	10
		国土保全	リスクコミュニケーション	人材育成	官民連携	老朽化対策
現状及び脆弱性評価結果		推進方針				担当課
ヘリコプター訓練の実施						
<p>山梨県消防防災ヘリコプター応援協定を締結している。山梨県消防防災ヘリコプター応援協定に基づく訓練を実施する必要がある。</p>		<ul style="list-style-type: none"> 山梨県消防防災ヘリコプター応援協定に基づく継続した図上訓練や実働訓練の実施 				消防総務課

目標 2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する						
2-3	警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足や医療施設及び関係者の被災、交通網やライフラインの寸断・途絶等による医療機能の麻痺又は大幅な低下	1	2	3	4	5
		行政機能	住宅都市	保健医療福祉	産業	交通インフラ
2-3-4	消防力等の充実強化	6	7	8	9	10
		国土保全	リスクコミュニケーション	人材育成	官民連携	老朽化対策
現状及び脆弱性評価結果		推進方針				担当課
応急手当講習会の開催						
<p>消防本部が主催する普通救命講習会への受講を奨励している。応急手当が実施できる人を増やすために、消防団員等の応急手当普及員を養成する必要がある。</p>		<ul style="list-style-type: none"> 消防団員等の応急手当普及員の養成 				消防総務課
消防団への救助用資機材の配布						
<p>災害発生時に、地域で迅速かつ効率的に救助活動ができるようにジャッキとバルーン型投光器を配布した。</p>		<ul style="list-style-type: none"> 災害の多様化に合わせた必要と考えられる資機材の配布 				消防総務課

目標2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する						
2-3	警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足や医療施設及び関係者の被災、交通網やライフラインの寸断・途絶等による医療機能の麻痺又は大幅な低下	1	2	3	4	5
		行政機能	住宅都市	保健医療福祉	産業	交通インフラ
2-3-5	災害時応急対策の推進	6	7	8	9	10
		国土保全	リスクコミュニケーション	人材育成	官民連携	老朽化対策
現状及び脆弱性評価結果		推進方針				担当課
災害時における応急対策業務の協力体制の推進						危機管理室 産業振興課 建設課
1-3-4) 再掲 (P39)		・1-3-4) 再掲 (P39)				

目標2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する						
2-3	警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足や医療施設及び関係者の被災、交通網やライフラインの寸断・途絶等による医療機能の麻痺又は大幅な低下	1	2	3	4	5
		行政機能	住宅都市	保健医療福祉	産業	交通インフラ
【重点】 2-3-6	災害時の医療救護・搬送体制等の整備	6	7	8	9	10
		国土保全	リスクコミュニケーション	人材育成	官民連携	老朽化対策
現状及び脆弱性評価結果		推進方針				担当課
大規模震災時医療救護マニュアルの策定						子育て保健課
<p>上野原市地域防災計画及び山梨県災害時保健師活動マニュアルを基に、災害対策の打合せを行い、必要物品の整備や机上訓練等に取り組んでいる。今後、山梨県大規模災害時医療マニュアルを基に、独自のマニュアル策定に取り組んでいく必要がある。また、医療活動が速やかに行えるよう、保健所や市立病院・医師会等との連携体制を確認していく必要がある。</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・大規模震災時医療救護マニュアルの策定 ・保健所や市立病院・医師会等との連携体制の確認 				
防災ヘリポートの確保及び整備の推進						消防総務課
<p>孤立地域の対策や重症患者の緊急搬送を行うために、ヘリポートを指定し整備を実施している。今後、実用性の確認を行い、必要な対応を実施する必要がある。</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・大規模地震等の発生時、ヘリコプターによる人員搬送や物資輸送を円滑に行えるようにするため、消防防災ヘリ・ドクターヘリ等のヘリポートの調査を行い、確保・整備の実施 				

目標2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する						
2-3	警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足や医療施設及び関係者の被災、交通網やライフラインの寸断・途絶等による医療機能の麻痺又は大幅な低下	1	2	3	4	5
		行政機能	住宅都市	保健医療福祉	産業	交通インフラ
2-3-7	災害時保健医療体制の整備	6	7	8	9	10
		国土保全	リスクコミュニケーション	人材育成	官民連携	老朽化対策
現状及び脆弱性評価結果		推進方針				担当課
透析患者の支援体制の整備						福祉課 子育て保健課
1-6-1) 再掲 (P46)		・1-6-1) 再掲 (P46)				

妊産婦の安否確認・支援体制の整備		子育て 保健課
1-6-1) 再掲 (P46)	・1-6-1) 再掲 (P46)	

目標 2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する						
2-3	警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足や医療施設及び関係者の被災、交通網やライフラインの寸断・途絶等による医療機能の麻痺又は大幅な低下	1	2	3	4	5
		行政機能	住宅都市	保健医療福祉	産業	交通インフラ
【重点】 2-3-8	建築物等の耐震対策の推進	6	7	8	9	10
		国土保全	リスクコミュニケーション	人材育成	官民連携	老朽化対策
現状及び脆弱性評価結果		推進方針				担当課
建築物等の耐震対策の推進（木造住宅等の耐震化の推進）						建設課
1-1-1) 再掲 (P30)		1-1-1) 再掲 (P30)				
病院の耐震化の促進						子育て 保健課
1-1-1) 再掲 (P30)		1-1-1) 再掲 (P30)				
小中学校における防災対策の推進						学校 教育課
1-1-1) 再掲 (P30)		1-1-1) 再掲 (P30)				

目標 2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する						
2-3	警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足や医療施設及び関係者の被災、交通網やライフラインの寸断・途絶等による医療機能の麻痺又は大幅な低下	1	2	3	4	5
		行政機能	住宅都市	保健医療福祉	産業	交通インフラ
2-3-9	自立・分散型エネルギーシステムの導入等	6	7	8	9	10
		国土保全	リスクコミュニケーション	人材育成	官民連携	老朽化対策
現状及び脆弱性評価結果		推進方針				担当課
避難所等の電源確保体制の整備						危機 管理室 財政 経営課
<p>避難所及び出先機関等の電源確保として、あらゆる災害、天候、燃料供給状況等に対応できるように、発電機のほかに、ハイブリット発電機や蓄電池等を整備しているが、多様なエネルギー確保手段の整備のため、電気自動車等の導入も検討する必要がある。</p> <p>市役所本庁舎については、市役所機能の維持のため、可搬式の発電機等のほかに太陽光発電設備等多様なエネルギー確保手段を整備している。</p>		<p>・あらゆる災害、天候、燃料供給状況等に対応できるような避難所及び出先機関等の電源としての多様なエネルギー確保と平時から機器の使用方法の確認及び動作確認を行う体制の構築</p>				
公共施設等への再生可能エネルギー設備の導入						財政 経営課
<p>災害時の事業継続の向上のため、安定的に電力の供給が可能となる再生エネルギー設備等を導入する必要がある。</p>		<p>・安定的に電力の供給が可能となる再生エネルギー設備等導入の検討</p>				

■ 2-4 公共交通機関、集客施設などの利用者を含む帰宅困難者への水・食料、休憩場所等の供給不足

目標2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する						
2-4	公共交通機関、集客施設などの利用者を含む帰宅困難者への水・食料、休憩場所等の供給不足	1	2	3	4	5
		行政機能	住宅都市	保健医療福祉	産業	交通インフラ
2-4-1	帰宅困難者等の保護	6	7	8	9	10
		国土保全	リスクコミュニケーション	人材育成	官民連携	高齢化対策
現状及び脆弱性評価結果			推進方針		担当課	
交通事業者との連絡調整						
<p>自力で帰宅することが困難な通勤者、通学者、出張者、観光客など、帰宅困難者又は滞留者が発生したときには、市、警察、道路管理者、交通事業者で、相互に密接な連携をとり、必要かつ確な措置をとる。滞留旅客、帰宅困難者への対応は、原則としてバス利用旅客についてはバス事業者が、鉄道利用旅客については東日本旅客鉄道株式会社が、自動車利用旅客については市及び中日本高速道路株式会社等の関係機関が連携して対応することとなっている。ただし、関係機関からの協力要請があった場合には、相互に協力・連携して滞留旅客、帰宅困難者に対して必要な措置を行うものとする。大規模災害時には近隣市町村の観光客等が交通事業者に殺到し、電話がつかないことが予想されるため、災害時の連絡手段を確保する必要がある。</p>			<p>・関係機関からの協力要請があった場合に、相互に協力・連携して滞留旅客、帰宅困難者に対して必要な措置を実行できる体制整備と、災害時の連絡手段の確保</p>		産業振興課	
食料支援の方法の検討						
<p>食料等は、滞留者が自助努力によって確保するものとするが、不足するときは本市において斡旋などの便宜を図るものとする。災害時に備え、滞留者への食料支援方法についてあらかじめ決めておく必要がある。</p>			<p>・災害時の滞留者への食料支援方法の策定</p>		産業振興課	
避難場所の提供						
<p>滞留者を保護するための場所を速やかに選定するため、滞留状況を把握する体制を構築する必要がある。また、迅速に情報を伝えるため、市内各地にいる帰宅困難者を一時的に集める場所が必要となる。</p>			<p>・滞留状況を把握する体制の構築及び市内各地にいる帰宅困難者を一時的に集める場所の確保</p>		産業振興課	

目標2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する						
2-4	公共交通機関、集客施設などの利用者を含む帰宅困難者への水・食料、休憩場所等の供給不足	1	2	3	4	5
		行政機能	住宅都市	保健医療福祉	産業	交通インフラ
2-4-2	滞留旅客対策等の推進	6	7	8	9	10
		国土保全	リスクコミュニケーション	人材育成	官民連携	高齢化対策
現状及び脆弱性評価結果			推進方針		担当課	
観光協会等と連携した帰宅困難者・滞留旅客対策の推進						
<p>滞留期間が長期にわたるとき、又は危険が予想されるときは、最寄りの指定避難所等安全な施設に誘導し保護する。大規模地震が発生し、電車・バス等が不通となり、本市への帰宅が困難になった場合には、原則としてそれぞれの家族が各自で家族の所在等の確認を行うものとするが、災害時に通信各社が運用を開始する「災害用伝言ダイヤル」や「災害用伝言板」の利用方法を臨時広報紙の配布や市ホームページへの掲載等により周知する。また、データ・紙媒体・SNS・データ放送・HPを通じて公共交通や搬送情報等の提供を行う必要もある。</p>			<p>・安否確認の手法等について周知を図るとともに、より多くの帰宅困難者受入施設を確保するため、協定の締結を推進 ・帰宅困難者や滞留旅客の一時避難場所への誘導方法等の検討</p>		産業振興課	

外国旅行者に対する災害情報提供体制の整備		産業振興課
外国人旅行者向けに、多言語対応による情報提供体制を整備することが必要である。	・多言語対応による情報提供体制の整備	
滞留旅客者に対する災害情報提供体制の整備		産業振興課
滞留旅客者に係る情報収集及び情報提供の方策、受入体制等を整備することが必要である。	・関係機関等と連携して、災害発生時の滞留旅客の現状を把握し、各種情報の提供 ・滞留旅客の保護ができるよう避難場所の設置等の対策を実施するとともに、帰宅困難者や滞留旅客の一時避難場所への誘導方法等の検討	

■ 2-5 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

目標 2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する						
2-5	被災地における疫病・感染症等の大規模発生	1	2	3	4	5
		行政機能	住宅都市	保健医療福祉	産業	交通インフラ
【重点】 2-5-1	災害時防疫体制の構築	6	7	8	9	10
		国土保全	リスクコミュニケーション	人材育成	官民連携	老朽化対策
現状及び脆弱性評価結果			推進方針			担当課
感染症対策の推進						
平常時より乳幼児等に対して定期予防接種、高齢者・乳幼児等の対象者について季節性インフルエンザワクチンの接種率向上に努めている。また、社会福祉施設（高齢者施設）等へも感染症対策について周知し、感染症の蔓延防止策として定期予防接種率向上に努めている。今後は、災害発生時に感染症罹患者が発生した際に、拡散防止に努め、避難施設で生活区域を分ける等、対応を検討していく。			・定期予防接種率の向上 ・災害発生時に感染症罹患者が発生した際の、避難施設で生活区域を分けた感染症拡散防止対策等の検討			子育て保健課
防疫対策の企画・推進						
上野原市地域防災計画に基づき防疫活動（感染症対策及び生活環境衛生対策）を行う。必要時、富士・東部保健所環境衛生監視員の指導のもと、北都留医師会上野原地区の協力を得て、防疫組織を編成し迅速に防疫活動の企画・推進にあたる。			・災害時の防疫対策のための「災害時防疫対応マニュアル」の作成 ・富士・東部保健所の指導による机上訓練の実施			子育て保健課

■ 2-6 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

目標2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する						
2-6	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生	1	2	3	4	5
		行政機能	住宅都市	保健医療福祉	産業	交通インフラ
【重点】 2-6-1	地域防災力の強化	6	7	8	9	10
		国土保全	リスクコミュニケーション	人材育成	官民連携	老朽化対策
現状及び脆弱性評価結果		推進方針				担当課
避難所運営マニュアルの作成促進						危機管理室
各避難所に対応した避難所運営マニュアルについては、担当する課において避難所の状況に応じて策定を検討する必要がある。災害対応事例を反映させるため、随時見直しが必要である。その際に、山梨県避難所運営マニュアル指針を参考とする。		・各避難所に対応した避難所運営マニュアルの作成と、災害対応事例を反映させる定期的な見直し点検				
避難所運営体制の整備						危機管理室 福祉課 子育て保健課 長寿介護課 学校教育課
乳幼児を抱える世帯や女性、高齢者等にも配慮した利用計画策定を推進する必要がある。 また、避難行動要支援者を受け入れる福祉避難所において運営体制を確保する必要がある。 このほか、避難生活が長期化した場合の学校での避難所運営マニュアル、教職員の対応や教育現場の再開を明確にするための学校避難所運営支援計画を市と学校が共同して早期に策定する必要がある。		・乳幼児を抱える世帯や女性、高齢者等にも配慮した利用計画の策定 ・福祉避難所における運営体制の確保 ・市と学校の共同による学校避難所運営支援計画の策定				
被災地・避難所等におけるペット等動物の保護管理体制の整備（災害事前周知を含む）						生活環境課
避難所敷地内屋外で飼育・保護を行う体制を整備する必要がある。		・ペット等動物の飼育・保護を行う体制の整備				
屋内体育館等を避難所として利用する際に必要とする設備整備（空調設備、非常電源設備など）						危機管理室 施設所管課
屋内体育館等を避難所として利用する際に必要とする設備（空調設備、非常電源設備など）を整備する必要がある。		・避難所設備整備に向けた検討会の実施（施設所管課だけでなく、防災主管課主導のもと、政策・財政、消防本部とも情報連携が図られ、市としての政策決定がされる場）				

目標2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する						
2-6	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生	1	2	3	4	5
		行政機能	住宅都市	保健医療福祉	産業	交通インフラ
2-6-2	災害時応急対策の推進	6	7	8	9	10
		国土保全	リスクコミュニケーション	人材育成	官民連携	老朽化対策
現状及び脆弱性評価結果		推進方針				担当課
災害時における応急仮設住宅の建設及び民間賃貸住宅、ホテル等の提供についての協力体制の構築						建設課
1-1-6) 再掲 (P33)		・1-1-6) 再掲 (P33)				

目標 2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する						
2-6	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生	1	2	3	4	5
		行政機能	住宅都市	保健医療福祉	産業	交通インフラ
2-6-3	災害時保健医療体制の整備	6	7	8	9	10
		国土保全	リスクコミュニケーション	人材育成	官民連携	老朽化対策
現状及び脆弱性評価結果		推進方針				担当課
透析患者の支援体制の整備						福祉課 子育て 保健課
1-6-1) 再掲 (P46)		・1-6-1) 再掲 (P46)				
妊産婦の安否確認・支援体制の整備						子育て 保健課
1-6-1) 再掲 (P46)		・1-6-1) 再掲 (P46)				
医薬品等の備蓄・供給体制の整備						子育て 保健課
2-1-4) 再掲 (P49)		・2-1-4) 再掲 (P49)				
医療救護の広域応援体制の整備						子育て 保健課
2-1-4) 再掲 (P49)		・2-1-4) 再掲 (P49)				
「山梨県災害時の栄養・食生活支援のマニュアル」に基づく対応						子育て 保健課
2-1-4) 再掲 (P49)		・2-1-4) 再掲 (P49)				

目標 2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する						
2-6	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生	1	2	3	4	5
		行政機能	住宅都市	保健医療福祉	産業	交通インフラ
2-6-4	要配慮者等の支援体制の充実	6	7	8	9	10
		国土保全	リスクコミュニケーション	人材育成	官民連携	老朽化対策
現状及び脆弱性評価結果		推進方針				担当課
要配慮者支援マニュアル等の策定						福祉課 長寿 介護課
1-2-3) 再掲 (P34)		・1-2-3) 再掲 (P34)				
避難行動要支援者台帳の作成						福祉課
1-2-3) 再掲 (P34)		・1-2-3) 再掲 (P34)				
要配慮者に対する情報支援体制の構築						福祉課 長寿 介護課
1-2-3) 再掲 (P34)		・1-2-3) 再掲 (P34)				
避難行動要支援者の福祉避難所受入れに関する協定の締結						長寿 介護課
1-2-3) 再掲 (P34)		・1-2-3) 再掲 (P34)				
地域包括ケアシステムの構築、地域包括支援センター機能の充実						福祉課 長寿 介護課
1-2-3) 再掲 (P35)		・1-2-3) 再掲 (P35)				
保育所等及び学校ごとの防災計画に基づく訓練等の実施						子育て 保健課 学校 教育課
1-2-3) 再掲 (P35)		・1-2-3) 再掲 (P35)				

目標2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する						
2-6	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生	1	2	3	4	5
		行政機能	住宅都市	保健医療福祉	産業	交通インフラ
2-6-5	福祉避難所等の運営体制の充実等	6	7	8	9	10
		国土保全	リスクコミュニケーション	人材育成	官民連携	老朽化対策
現状及び脆弱性評価結果		推進方針				担当課
避難行動要支援者の福祉避難所受入れに関する協定の締結					長寿介護課	
1-2-3) 再掲 (P34)		・1-2-3) 再掲 (P34)				
避難行動要支援者に配慮した福祉避難所運営の実施					福祉課 子育て 保健課 長寿 介護課	
1-2-4) 再掲 (P35)		・1-2-4) 再掲 (P35)				
要配慮者の避難誘導、福祉避難所の開設訓練の実施					福祉課 子育て 保健課 長寿 介護課	
1-3-2) 再掲 (P38)		・1-3-2) 再掲 (P38)				

目標2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する						
2-6	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生	1	2	3	4	5
		行政機能	住宅都市	保健医療福祉	産業	交通インフラ
2-6-6	インフラ等耐震化及び長寿命化の推進	6	7	8	9	10
		国土保全	リスクコミュニケーション	人材育成	官民連携	老朽化対策
現状及び脆弱性評価結果		推進方針				担当課
水道における耐震管への布設替え及び基幹的水道施設の耐震化の推進					生活環境課	
2-1-2) 再掲 (P48)		・2-1-2) 再掲 (P48)				

目標 3 必要不可欠な行政機能を確保する

- 3-1 広範囲かつ長期的な停電発生に伴う信号機の停止等による重大な交通事故や深刻な交通渋滞の多発

目標 3 必要不可欠な行政機能を確保する						
3-1	広範囲かつ長期的な停電発生に伴う信号機の停止等による重大な交通事故や深刻な交通渋滞の多発	1	2	3	4	5
		行政機能	住宅都市	保健医療福祉	産業	交通インフラ
3-1-1	交通規制及び交通安全対策の実施	6	7	8	9	10
		国土保全	リスクコミュニケーション	人材育成	官民連携	老朽化対策
現状及び脆弱性評価結果			推進方針			担当課
交通安全施設等の整備の推進						建設課
道路における交通安全を確保するため、引き続き、カーブミラー、道路標示、通学路のカラー化などを実施していく必要がある。			カーブミラー、道路標示、通学路のカラー化などの推進			
実践的な交通規制訓練等の実施						建設課
緊急輸送道路の確保や信号機等が機能しなくなった時を想定した実践的な交通規制訓練等の実施が必要である。			実践的な交通規制訓練等の実施			

- 3-2 交通網やライフラインの寸断・途絶や職員の被災による行政機関の長期にわたる機能不全

目標 3 必要不可欠な行政機能を確保する						
3-2	交通網やライフラインの寸断・途絶や職員の被災による行政機関の長期にわたる機能不全	1	2	3	4	5
		行政機能	住宅都市	保健医療福祉	産業	交通インフラ
3-2-1	防災体制の充実・強化	6	7	8	9	10
		国土保全	リスクコミュニケーション	人材育成	官民連携	老朽化対策
現状及び脆弱性評価結果			推進方針			担当課
職員初動体制の整備						危機管理室 総務課
<p>上野原市地域防災計画に基づき行動する。災害発生時には、参集基準に則して SNS 等が配信される。職員参集 SNS 等への応答を高め、災害時の有用な手段として活用する必要がある。SNS 等が使用できない場合の安否連絡手段の検討が必要である。</p> <p>勤務時間外における発災時は、短時間で参集できる職員は限られており、特に初動段階で災害対策本部の設置、運営等の業務が集中する統括部本部班において人員が不足するおそれがある。会計年度任用職員の災害時における業務従事（応急業務への関与度合い、公休日数、日給制の場合の給与支給等）について整理する必要がある。</p> <p>災害時に職員の健康を維持し、効率的な業務を遂行するためには、交替要員等の確保が必要である。</p> <p>部署ごとに必要となる人の量や質（経験者、有資格者等）は、時系列によって変わること配慮した体制を検討する必要がある。</p> <p>特定の部署への業務集中や無理な業務分担とならないよう、職員数と業務量に見合った体制づくり、業務分担が必要である。</p>			<ul style="list-style-type: none"> ・SNS 等が使用できない場合の安否連絡手段の検討 ・災害時に職員の健康を維持し、効率的な業務を遂行するための交替要員等の確保 ・部署ごとに必要となる人員の量や質が時系列で変わること配慮し、また、市外在住職員の人数を考慮した体制の検討 ・職員数と業務量に見合った体制づくりと業務分担 			

指揮命令系統の確立		・災害対策本部長職務代行者が全員不在になることがないような運用方法の確認	危機管理室
上野原市地域防災計画により、災害対策本部長は市長、副本部長は副市長、本部員は教育長・消防長・消防団長・各部長・各課長と定められている。本部長は、本部の事務を総括し、本部の職員を指揮監督する。市長が指揮監督をできない場合は、上野原市災害対策本部活動要領の定めにより、副市長、教育長、消防長の順により本部長の職務を代理する必要がある。			
受援体制の構築		・受援計画の策定の推進	危機管理室 総務課
大規模災害が発生した際、他自治体職員に支援を求める際の支援要請業務内容が明確になっていないため、受援計画策定による受援体制の構築が必要である。			
災害対応に関する職員研修の充実・強化		・様々な事態を想定した訓練実施の推進	危機管理室
大規模自然災害により、多くの職員や職員の家族が被災、交通麻痺で職員が庁舎に参集できないことにより、行政機能が損なわれることを回避するため、連絡手段の確保や参集途上での情報収集伝達手段の確保など、様々な事態を想定した訓練が必要である。			

目標3 必要不可欠な行政機能を確保する						
3-2	交通網やライフラインの寸断・途絶や職員の被災による行政機関の長期にわたる機能不全	1	2	3	4	5
		行政機能	住宅都市	保健医療福祉	産業	交通インフラ
3-2-2	庁舎の災害対応力の強化	6	7	8	9	10
		国土保全	リスクコミュニケーション	人材育成	官民連携	老朽化対策
現状及び脆弱性評価結果			推進方針		担当課	
災害対策本部室の確保						
市役所庁舎は土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等に含まれていない。上野原市地域防災計画では、災害対策本部は市役所災害対策本部室に設置することとしている。災害対策本部参集職員が情報収集・分析を行うとともに、関係機関等と調整を行い、事態への対処を実施する場所となる災害対策本部室が機能するスペースが確保されるよう、日頃から庁舎管理を行っている。また、地震に備えた安全対策（書架、物品棚等のオフィス家具の固定、転倒防止等）を実施している。		・災害対策本部室が機能するスペースの確保と、地震に備えた安全対策（書架、物品棚等のオフィス家具の固定、転倒防止等）の実施（継続）			危機管理室 財政経営課	
災害対策本部の代替施設の指定						
市役所が被災した場合は、災害対策本部の代替施設について、総合福祉センターふじみ 2 階会議室又は消防本部 2 階会議室への設置を検討する。		・市役所が被災した場合の代替施設について、災害対策本部機能を維持するためのネットワーク及び備品等の整備			危機管理室	
電力の確保						
非常用発電設備があり、連続使用可能時間は 72 時間とされている。非常用発電設備で電気が使用できる区域・設備はコンセントの色にて確認できるようになっている。隣接する小学校には太陽光蓄電装置が設置されているが、供給方法について定期的な確認が必要である。		・非常用発電設備による災害時の電力の確保（継続）と供給方法についての定期的な確認			財政経営課	

通信機器の確保		危機管理室
<p>市防災行政無線（同報系）、IP無線、災害時優先電話、山梨県防災行政無線（衛星系、地上系）、衛星携帯電話、特設公衆電話を確保しており、緊急時連絡リストで共有されている。</p> <p>災害時優先電話は災害時に即時に使用できる状態になっている。今後通信機器の拡充・整備及び通信手段を新たに整備した際には、通信担当をあらかじめ指名する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急時連絡リストの共有と、通信機器の拡充・整備及び通信手段の確保、通信担当の指名 ・上野原市行政防災無線のメール配信サービス（防災情報）登録の推進 	
行政データのバックアップ		総務課
<p>個人情報利用事務系システムの一部はクラウド化されているため、大規模災害時にシステム及びデータを保全する環境を継続的に維持・強化していく必要がある。また、災害時において必要となる業務システムを整備していく必要がある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模災害時にシステム及びデータを保全する環境の継続的な維持・強化と災害時における業務システムを整備 	
職員のトイレ対策		財政経営課 生活環境課
<p>庁舎が断水等でトイレが使用不可能となった場合に備えた災害用トイレについて、整備する必要がある。トイレ対策は、災害用トイレの調達から、汲み取り、処理・処分、撤去、防疫・衛生まで、多岐にわたるため、あらかじめ担当部署等の役割分担を明確にし、被災時の実行主体の一元化を図る必要がある。汚物の一時保管方法、廃棄ルートについても検討する必要がある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・庁舎が断水等でトイレが使用不可能となった場合に備えた災害用トイレの整備と、被災時の窓口や実行主体の一元化、汚物の一時保管方法、廃棄ルートの決定 	
職員の食料・飲料水等の確保		危機管理室
<p>災害時の配備体制や職員の参集のあり方を具体的に示した災害発生時の職員初動マニュアルにより職員各自で備えることとなっていることから、職場内での備蓄について周知する必要がある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・非常参集時における職場内での食料等の備蓄についての周知 ・長期に渡っての災害対応に備えた、職員の食料や水等の備蓄の検討 	
燃料及び消耗品の確保		財政経営課
<p>市役所庁舎非常用発電機の連続使用稼働は72時間である。備蓄燃料タンクは備えていないが、庁舎最寄りのガソリンスタンドは停電時でも稼働できる装置を備えている。県と県石油協同組合とが平成24年3月に締結した「災害時における石油燃料の安定供給及び帰宅困難者支援に関する協定書」により加盟店から供給できることとなっている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「災害時における石油燃料の安定供給及び帰宅困難者支援に関する協定書」による加盟店からの供給体制の維持 	

目標3 必要不可欠な行政機能を確保する						
3-2	交通網やライフラインの寸断・途絶や職員の被災による行政機関の長期にわたる機能不全	1	2	3	4	5
		行政機能	住宅都市	保健医療福祉	産業	交通インフラ
3-2-3	業務継続環境の構築	6	7	8	9	10
		国土保全	リスクコミュニケーション	人材育成	官民連携	老朽化対策
現状及び脆弱性評価結果			推進方針		担当課	
非常時優先業務の整理						
<p>災害時に庁舎が被災したときにおいても、本市の業務を遂行する上で重要な役割を担う情報システムを維持する必要がある。また、事業継続計画（BCP）の見直しを行うことにより、災害対策体制の機能強化を図る必要がある。</p>			<ul style="list-style-type: none"> ・情報システムを維持する体制づくりの推進 ・事業継続計画（BCP）の見直し 		危機管理室	

目標3 必要不可欠な行政機能を確保する						
3-2	交通網やライフラインの寸断・途絶や職員の被災による行政機関の長期にわたる機能不全	1	2	3	4	5
		行政機能	住宅都市	保健医療福祉	産業	交通インフラ
3-2-4	道路除排雪計画の見直し	6	7	8	9	10
		国土保全	リスクコミュニケーション	人材育成	官民連携	老朽化対策
現状及び脆弱性評価結果		推進方針				担当課
主要幹線道路等の除排雪計画の随時見直し						建設課
1-6-4) 再掲 (P47)		・1-6-4) 再掲 (P47)				

目標3 必要不可欠な行政機能を確保する						
3-2	交通網やライフラインの寸断・途絶や職員の被災による行政機関の長期にわたる機能不全	1	2	3	4	5
		行政機能	住宅都市	保健医療福祉	産業	交通インフラ
3-2-5	自立・分散型エネルギーシステムの導入等	6	7	8	9	10
		国土保全	リスクコミュニケーション	人材育成	官民連携	老朽化対策
現状及び脆弱性評価結果		推進方針				担当課
避難所等の電源確保体制の整備						危機管理室 財政経営課
2-3-9) 再掲 (P58)		・2-3-9) 再掲 (P58)				
公共施設等への再生可能エネルギー設備の導入						財政経営課
2-3-9) 再掲 (P58)		・2-3-9) 再掲 (P58)				

目標 4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスを確保する

■ 4-1 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止

目標 4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスを確保する						
4-1	電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止	1	2	3	4	5
		行政機能	住宅都市	保健医療福祉	産業	交通インフラ
4-1-1	発災後のインフラ復旧対策の推進	6	7	8	9	10
		国土保全	リスクコミュニケーション	人材育成	官民連携	老朽化対策
現状及び脆弱性評価結果			推進方針			担当課
山梨県電力供給体制強靱化戦略に基づく対策強化						危機管理室 産業振興課 建設課
<p>台風被害等による大規模停電を想定し、電力会社、県、市町村等が連携して電力供給インフラの防災対策の強化を図るため、県において、山梨県電力供給体制強靱化検討会議を立ち上げ、山梨県電力供給体制強靱化戦略を令和 2 年 8 月に策定した。この戦略に基づき、県等と連携しながら災害による電力供給インフラ被害の最小化（樹木の事前伐採等）や情報収集体制の強化、復旧作業への支援・協力、応急電源の確保、災害に強いエネルギーシステムの導入を推進する必要がある。なお、伐採に係る事業実施に際しては、市と重要インフラ施設管理者（東京電力等）と森林所有者の 3 者協定が必要となる。</p>			<p>・災害による電力供給インフラ被害の最小化（樹木の事前伐採等）や情報収集体制の強化、復旧作業への支援・協力、応急電源の確保、災害に強いエネルギーシステムの導入推進</p> <p>・伐採に係る事業実施に関する市と重要インフラ施設管理者（東京電力等）と森林所有者との 3 者協定の締結</p>			

■ 4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

目標 4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスを確保する						
4-2	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態	1	2	3	4	5
		行政機能	住宅都市	保健医療福祉	産業	交通インフラ
4-2-1	発災後のインフラ復旧対策の推進	6	7	8	9	10
		国土保全	リスクコミュニケーション	人材育成	官民連携	老朽化対策
現状及び脆弱性評価結果			推進方針			担当課
山梨県電力供給体制強靱化戦略に基づく対策強化						危機管理室 産業振興課 建設課
4-1-1) 再掲 (P68)			・4-1-1) 再掲 (P68)			

■ 4-3 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

目標4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスを確保する						
4-3	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態	1	2	3	4	5
		行政機能	住宅都市	保健医療福祉	産業	交通インフラ
4-3-1	庁舎の災害対応力の強化	6	7	8	9	10
		国土保全	リスクコミュニケーション	人材育成	官民連携	老朽化対策
現状及び脆弱性評価結果				推進方針		担当課
<p>公用車両の災害対応機能の強化</p> <p>県公安委員会は、災害発生時の交通検問所等現場における確認手続きの効率化を図るため、緊急通行車両についてあらかじめ必要事項の届出を受けるとともに、緊急通行車両事前届出済証を交付する緊急通行（輸送）車両の事前届出制度を設けている。本市においても庁内自動車については事前に公安委員会に確認申請を行い、交付を受けている。災害時の公用車の使用は事前に定めたルールに基づいて利用する。</p>						財政経営課
				・災害時の公用車の使用ルールの策定		

目標4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスを確保する						
4-3	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態	1	2	3	4	5
		行政機能	住宅都市	保健医療福祉	産業	交通インフラ
【重点】 4-3-2	地域防災力の強化	6	7	8	9	10
		国土保全	リスクコミュニケーション	人材育成	官民連携	老朽化対策
現状及び脆弱性評価結果				推進方針		担当課
防災訓練の実施						危機管理室
1-1-5) 再掲 (P32)				・1-1-5) 再掲 (P32)		
ハザードマップの作成						危機管理室
1-1-5) 再掲 (P32)				・1-1-5) 再掲 (P32)		
家具の固定の推進						危機管理室
1-1-5) 再掲 (P32)				・1-1-5) 再掲 (P32)		
自主防災組織の充実強化及び維持						危機管理室
1-1-5) 再掲 (P32)				・1-1-5) 再掲 (P32)		
自主防災組織、人材育成及び意識啓発						危機管理室
1-1-5) 再掲 (P33)				・1-1-5) 再掲 (P33)		
地区防災計画等の作成の推進						危機管理室
1-1-5) 再掲 (P33)				・1-1-5) 再掲 (P33)		
小中学校における防災対策の推進						学校教育課
1-1-5) 再掲 (P33)				・1-1-5) 再掲 (P33)		
保育所等における防災対策の推進						子育て保健課
1-1-5) 再掲 (P33)				・1-1-5) 再掲 (P33)		

目標 4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスを確保する						
4-3	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態	1	2	3	4	5
		行政機能	住宅都市	保健医療福祉	産業	交通インフラ
4-3-3	通信機能の強化	6	7	8	9	10
		国土保全	リスクコミュニケーション	人材育成	官民連携	老朽化対策
現状及び脆弱性評価結果		推進方針				担当課
防災行政無線等による情報伝達機能の強化						危機管理室 総務課 施設所管課
防災情報伝達体制の強化を図るため、市防災行政無線システムを活用するとともに、定期的に保守点検等を実施している。 公的な拠点における Wi-Fi 環境の整備や多様な通信手段の検討が必要である。		・市防災行政無線システムを活用するとともに、定期的な保守点検等の実施（継続） ・公的な拠点における Wi-Fi 環境の整備や多様な通信手段の構築				
光ファイバーケーブルの維持管理						総務課
本市の光ファイバーケーブル断線などの復旧作業は、保守事業者に依頼し、早期の復旧を目指すこととしている。		・早期復旧協定の検討				

目標 4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスを確保する						
4-3	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態	1	2	3	4	5
		行政機能	住宅都市	保健医療福祉	産業	交通インフラ
4-3-4	防災・災害情報提供体制の整備	6	7	8	9	10
		国土保全	リスクコミュニケーション	人材育成	官民連携	老朽化対策
現状及び脆弱性評価結果		推進方針				担当課
外国人旅行者に対する防災・災害情報提供体制の整備						危機管理室
1-4-3) 再掲 (P41)		・1-4-3) 再掲 (P41)				
被災者に対する情報提供						危機管理室
1-4-3) 再掲 (P41)		・1-4-3) 再掲 (P41)				

目標5 経済活動を機能不全に陥らせない

■ 5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による経営の悪化や倒産

目標5 経済活動を機能不全に陥らせない						
5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による経営の悪化や倒産	1 行政機能	2 住宅都市	3 保健医療福祉	4 産業	5 交通インフラ
5-1-1	中小企業に対する災害時支援制度の充実等	6 国土保全	7 リスクコミュニケーション	8 人材育成	9 官民連携	10 老朽化対策
現状及び脆弱性評価結果			推進方針			担当課
災害時における災害融資制度の周知及び金融相談体制の充実			事業継続に向けて、商工会や各金融機関と調整しながらの迅速な対応が必要となる。			産業振興課
			・事業継続に向けた迅速な対応の実施			

■ 5-2 エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響

目標5 経済活動を機能不全に陥らせない						
5-2	エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響	1 行政機能	2 住宅都市	3 保健医療福祉	4 産業	5 交通インフラ
5-2-1	発災後のインフラ復旧対策の推進	6 国土保全	7 リスクコミュニケーション	8 人材育成	9 官民連携	10 老朽化対策
現状及び脆弱性評価結果			推進方針			担当課
山梨県電力供給体制強靱化戦略に基づく対策強化			4-1-1) 再掲 (P68)			危機管理室 産業振興課 建設課
4-1-1) 再掲 (P68)			・4-1-1) 再掲 (P68)			

目標5 経済活動を機能不全に陥らせない						
5-2	エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響	1 行政機能	2 住宅都市	3 保健医療福祉	4 産業	5 交通インフラ
5-2-2	地域の自立型エネルギー導入対策の推進等	6 国土保全	7 リスクコミュニケーション	8 人材育成	9 官民連携	10 老朽化対策
現状及び脆弱性評価結果			推進方針			担当課
住宅等への自立型電源の普及促進			地球環境にやさしい新エネルギーを積極的に推進し、引き続き、公共施設及び住宅等への自立型電源の普及も促進する必要がある。			生活環境課
			・公共施設及び住宅等への自立型電源の普及促進			

- 5-3 基幹的交通ネットワーク（中央自動車道・首都圏中央連絡自動車道・鉄道）の機能停止又は県外との交通の遮断やそれらネットワークへのアクセスの遮断による物流・人流への甚大な影響

目標 5 経済活動を機能不全に陥らせない						
5-3	基幹的交通ネットワーク（中央自動車道・首都圏中央連絡自動車道・鉄道）の機能停止又は県外との交通の遮断やそれらネットワークへのアクセスの遮断による物流・人流への甚大な影響	1	2	3	4	5
		行政機能	住宅都市	保健医療福祉	産業	交通インフラ
5-3-1	交通規制及び交通安全対策の実施	6	7	8	9	10
		国土保全	リスクコミュニケーション	人材育成	官民連携	老朽化対策
現状及び脆弱性評価結果			推進方針			担当課
交通誘導や交通障害の除去等に係る事業者等による支援体制の確立						生活環境課 建設課
（一社）日本自動車連盟（JAF）及び（一社）県警備業協会と協定を締結し、各種防災訓練等において被災建物、放置車両の排除等により避難路を確保する訓練を実施している。			被災建物、放置車両の排除等により避難路を確保する訓練の実施（継続）			

目標 5 経済活動を機能不全に陥らせない						
5-3	基幹的交通ネットワーク（中央自動車道・首都圏中央連絡自動車道・鉄道）の機能停止又は県外との交通の遮断やそれらネットワークへのアクセスの遮断による物流・人流への甚大な影響	1	2	3	4	5
		行政機能	住宅都市	保健医療福祉	産業	交通インフラ
【重点】 5-3-2	インフラ等耐震化及び長寿命化の推進	6	7	8	9	10
		国土保全	リスクコミュニケーション	人材育成	官民連携	老朽化対策
現状及び脆弱性評価結果			推進方針			担当課
上野原市公共施設等総合管理計画による施設の長寿命化の推進						財政 経営課
1-1-2) 再掲 (P30)			・1-1-2) 再掲 (P30)			
道路等のインフラ長寿命化計画の策定						建設課
1-1-2) 再掲 (P30)			・1-1-2) 再掲 (P30)			
トンネルの耐震化及び長寿命化の推進						建設課
1-1-2) 再掲 (P31)			・1-1-2) 再掲 (P31)			
橋梁の耐震化及び長寿命化の推進						建設課
1-1-2) 再掲 (P31)			・1-1-2) 再掲 (P31)			
道路環境の整備						建設課
1-1-2) 再掲 (P31)			・1-1-2) 再掲 (P31)			
ユニバーサルデザイン化の推進						建設課
1-1-2) 再掲 (P31)			・1-1-2) 再掲 (P31)			

目標5 経済活動を機能不全に陥らせない						
5-3	基幹的交通ネットワーク（中央自動車道・首都圏中央連絡自動車道・鉄道）の機能停止又は県外との交通の遮断やそれらネットワークへのアクセスの遮断による物流・人流への甚大な影響	1	2	3	4	5
		行政機能	住宅都市	保健医療福祉	産業	交通インフラ
【重点】 5-3-3	災害時に備えた広域道路ネットワークの整備	6	7	8	9	10
		国土保全	リスクコミュニケーション	人材育成	官民連携	老朽化対策
現状及び脆弱性評価結果		推進方針				担当課
代替輸送路及び集落の孤立化を防止するための道路整備						産業振興課 建設課
1-4-4) 再掲 (P42)		・1-4-4) 再掲 (P42)				
農道の維持管理						産業振興課
1-4-4) 再掲 (P42)		・1-4-4) 再掲 (P42)				
林道の維持管理						産業振興課
1-4-4) 再掲 (P42)		・1-4-4) 再掲 (P42)				
緊急輸送路となる幹線道路の整備						建設課
1-4-4) 再掲 (P42)		・1-4-4) 再掲 (P42)				
幹線道路網の整備の推進						建設課
1-4-4) 再掲 (P42)		・1-4-4) 再掲 (P42)				
道路防災危険箇所等の解消						建設課
1-4-4) 再掲 (P42)		・1-4-4) 再掲 (P42)				

目標5 経済活動を機能不全に陥らせない						
5-3	基幹的交通ネットワーク（中央自動車道・首都圏中央連絡自動車道・鉄道）の機能停止又は県外との交通の遮断やそれらネットワークへのアクセスの遮断による物流・人流への甚大な影響	1	2	3	4	5
		行政機能	住宅都市	保健医療福祉	産業	交通インフラ
5-3-4	土砂災害対策の推進	6	7	8	9	10
		国土保全	リスクコミュニケーション	人材育成	官民連携	老朽化対策
現状及び脆弱性評価結果		推進方針				担当課
治山事業による土砂災害対策の推進						産業振興課
1-5-1) 再掲 (P44)		・1-5-1) 再掲 (P44)				
急傾斜地崩落防止施設等の整備						産業振興課 建設課
1-5-1) 再掲 (P44)		・1-5-1) 再掲 (P44)				
土砂災害を防ぐ砂防施設整備の推進						産業振興課 建設課
1-5-1) 再掲 (P44)		・1-5-1) 再掲 (P44)				
土砂災害時の通行に防災上重要な路線の重点整備						建設課
1-5-1) 再掲 (P44)		・1-5-1) 再掲 (P44)				

目標 5 経済活動を機能不全に陥らせない						
5-3	基幹的交通ネットワーク（中央自動車道・首都圏中央連絡自動車道・鉄道）の機能停止又は県外との交通の遮断やそれらネットワークへのアクセスの遮断による物流・人流への甚大な影響	1	2	3	4	5
		行政機能	住宅都市	保健医療福祉	産業	交通インフラ
5-3-5	緊急物資や燃料の確保	6	7	8	9	10
		国土保全	リスクコミュニケーション	人材育成	官民連携	老朽化対策
現状及び脆弱性評価結果		推進方針			担当課	
緊急物資の調達（調達の協定）					危機管理室	
1-6-3) 再掲（P47）		・1-6-3) 再掲（P47）				
緊急物資の搬送・受け入れ体制の構築					産業振興課	
1-6-3) 再掲（P47）		・1-6-3) 再掲（P47）				
緊急物資の管理					危機管理室	
1-6-3) 再掲（P47）		・1-6-3) 再掲（P47）				
災害時における燃料確保の推進					財政経営課	
1-6-3) 再掲（P47）		・1-6-3) 再掲（P47）				
燃料供給ルートの確保					建設課	
1-6-3) 再掲（P47）		・1-6-3) 再掲（P47）				

目標 5 経済活動を機能不全に陥らせない						
5-3	基幹的交通ネットワーク（中央自動車道・首都圏中央連絡自動車道・鉄道）の機能停止又は県外との交通の遮断やそれらネットワークへのアクセスの遮断による物流・人流への甚大な影響	1	2	3	4	5
		行政機能	住宅都市	保健医療福祉	産業	交通インフラ
5-3-6	道路除排雪計画の見直し	6	7	8	9	10
		国土保全	リスクコミュニケーション	人材育成	官民連携	老朽化対策
現状及び脆弱性評価結果		推進方針			担当課	
主要幹線道路等の除排雪計画の随時見直し					建設課	
1-6-4) 再掲（P47）		・1-6-4) 再掲（P47）				

目標 5 経済活動を機能不全に陥らせない						
5-3	基幹的交通ネットワーク（中央自動車道・首都圏中央連絡自動車道・鉄道）の機能停止又は県外との交通の遮断やそれらネットワークへのアクセスの遮断による物流・人流への甚大な影響	1	2	3	4	5
		行政機能	住宅都市	保健医療福祉	産業	交通インフラ
5-3-7	発災後のインフラ復旧対策の推進	6	7	8	9	10
		国土保全	リスクコミュニケーション	人材育成	官民連携	老朽化対策
現状及び脆弱性評価結果		推進方針			担当課	
山梨県電力供給体制強靱化戦略に基づく対策強化					危機管理室 産業振興課 建設課	
4-1-1) 再掲（P68）		・4-1-1) 再掲（P68）				

■ 5-4 食料等の安定供給の停滞

目標5 経済活動を機能不全に陥らせない						
5-4	食料等の安定供給の停滞	1	2	3	4	5
		行政機能	住宅都市	保健医療福祉	産業	交通インフラ
5-4-1	農地の保全等による災害対策の推進	6	7	8	9	10
		国土保全	リスクコミュニケーション	人材育成	官民連携	老朽化対策
現状及び脆弱性評価結果			推進方針			担当課
浸水・浸食被害を防ぐ農業用水利施設等の整備						産業振興課
1-3-3) 再掲 (P39)			・1-3-3) 再掲 (P39)			

目標5 経済活動を機能不全に陥らせない						
5-4	食料等の安定供給の停滞	1	2	3	4	5
		行政機能	住宅都市	保健医療福祉	産業	交通インフラ
5-4-2	農業・農村の多面的機能の維持・増進	6	7	8	9	10
		国土保全	リスクコミュニケーション	人材育成	官民連携	老朽化対策
現状及び脆弱性評価結果			推進方針			担当課
荒廃農地解消対策の推進						産業振興課
1-5-6) 再掲 (P46)			・1-5-6) 再掲 (P46)			

目標5 経済活動を機能不全に陥らせない						
5-4	食料等の安定供給の停滞	1	2	3	4	5
		行政機能	住宅都市	保健医療福祉	産業	交通インフラ
5-4-3	緊急物資や燃料の確保	6	7	8	9	10
		国土保全	リスクコミュニケーション	人材育成	官民連携	老朽化対策
現状及び脆弱性評価結果			推進方針			担当課
緊急物資の調達（調達の協定）						危機管理室
1-6-3) 再掲 (P47)			・1-6-3) 再掲 (P47)			
緊急物資の搬送・受け入れ体制の構築						産業振興課
1-6-3) 再掲 (P47)			・1-6-3) 再掲 (P47)			
緊急物資の管理						危機管理室
1-6-3) 再掲 (P47)			・1-6-3) 再掲 (P47)			
災害時における燃料確保の推進						財政経営課
1-6-3) 再掲 (P47)			・1-6-3) 再掲 (P47)			
燃料供給ルートの確保						建設課
1-6-3) 再掲 (P47)			・1-6-3) 再掲 (P47)			

目標 6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる

- 6-1 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・LP ガスサプライチェーン等の長期にわたる機能の停止

目標 6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる						
6-1	電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・LP ガスサプライチェーン等の長期にわたる機能の停止	1	2	3	4	5
		行政機能	住宅都市	保健医療福祉	産業	交通インフラ
6-1-1	地域の自立型エネルギー導入対策の推進等	6	7	8	9	10
		国土保全	リスクコミュニケーション	人材育成	官民連携	老朽化対策
現状及び脆弱性評価結果			推進方針			担当課
住宅等への自立型電源の普及促進						生活環境課
5-2-2) 再掲 (P71)			・5-2-2) 再掲 (P71)			

目標 6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる						
6-1	電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・LP ガスサプライチェーン等の長期にわたる機能の停止	1	2	3	4	5
		行政機能	住宅都市	保健医療福祉	産業	交通インフラ
6-1-2	発災後のインフラ復旧対策の推進	6	7	8	9	10
		国土保全	リスクコミュニケーション	人材育成	官民連携	老朽化対策
現状及び脆弱性評価結果			推進方針			担当課
山梨県電力供給体制強靱化戦略に基づく対策強化						危機管理室 産業振興課 建設課
4-1-1) 再掲 (P68)			・4-1-1) 再掲 (P68)			

目標 6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる						
6-1	電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・LP ガスサプライチェーン等の長期にわたる機能の停止	1	2	3	4	5
		行政機能	住宅都市	保健医療福祉	産業	交通インフラ
6-1-3	通信機能の強化	6	7	8	9	10
		国土保全	リスクコミュニケーション	人材育成	官民連携	老朽化対策
現状及び脆弱性評価結果			推進方針			担当課
防災行政無線等による情報伝達機能の強化						危機管理室 総務課 施設所管課
4-3-3) 再掲 (P70)			・4-3-3) 再掲 (P70)			
光ファイバーケーブルの維持管理						総務課
4-3-3) 再掲 (P70)			・4-3-3) 再掲 (P70)			

■ 6-2 長期にわたる上水道等の供給停止や汚水処理施設の機能停止

目標6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる						
6-2	長期にわたる上水道等の供給停止や汚水処理施設の機能停止	1	2	3	4	5
		行政機能	住宅都市	保健医療福祉	産業	交通インフラ
6-2-1	災害時応急対策の推進	6	7	8	9	10
		国土保全	リスクコミュニケーション	人材育成	官民連携	老朽化対策
現状及び脆弱性評価結果				推進方針		担当課
災害時における給水協力関係の強化						
災害時の相互応援に関する協定（飲料水供給）を締結している。引き続き、関係機関との連携を図る中で、円滑な応援活動が実施されるよう相互に調整を図る必要がある。主に給水協力関係について近隣市町村と協議を行っていく必要がある。				・給水協力関係についての近隣市町村と協議の実施		生活環境課
災害時における給水計画の策定						
本市は、東部地域広域水道企業団と連携して、断水地域、断水人口等の需要を把握し、給水ポイント、給水ルート、車両及び人員配置、給水スケジュール等を定めた給水計画の策定を検討する。				・災害時における給水計画の策定及び給水計画に基づく給水活動の実施		生活環境課
自家用発電機の維持管理及び新規設置検討						
仲間川浄水場に自家用発電機（軽油稼働）を設置済みである。年に1回、設置業者による点検を実施し、停電時にも仲間川浄水場からの水の供給が可能である。 非常用発電機を2台有しており、水中ポンプを利用し、給水車に給水を行い、供給を可能としている。引き続き、既設の自家用発電機の点検を継続していく。				・既設の自家用発電機の点検（継続）		生活環境課

目標6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる						
6-2	長期にわたる上水道等の供給停止や汚水処理施設の機能停止	1	2	3	4	5
		行政機能	住宅都市	保健医療福祉	産業	交通インフラ
6-2-2	インフラ等耐震化及び長寿命化の推進	6	7	8	9	10
		国土保全	リスクコミュニケーション	人材育成	官民連携	老朽化対策
現状及び脆弱性評価結果				推進方針		担当課
水道における耐震管への布設替え及び基幹的水道施設の耐震化の推進						
2-1-2) 再掲（P48）				・2-1-2) 再掲（P48）		生活環境課

■ 6-3 地域交通ネットワークの分断

目標6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる						
6-3	地域交通ネットワークの分断	1	2	3	4	5
		行政機能	住宅都市	保健医療福祉	産業	交通インフラ
【重点】 6-3-1	交通規制及び交通安全対策の実施	6	7	8	9	10
		国土保全	リスクコミュニケーション	人材育成	官民連携	老朽化対策
現状及び脆弱性評価結果				推進方針		担当課
交通安全施設等の整備の推進						
3-1-1) 再掲（P64）				・3-1-1) 再掲（P64）		建設課

実践的な交通規制訓練等の実施		建設課
3-1-1) 再掲 (P64)	・3-1-1) 再掲 (P64)	
市道が緊急輸送道路指定時の交通体制確保		建設課
国道、県道が通行不能となり、市道が代替道路として指定された場合の交通規制の体制を整備する必要がある。	・市道が代替道路として指定された場合の交通規制の体制整備	
災害時における迅速な道路復旧体制の確立		建設課
災害時における迅速な道路復旧体制を確立するため、平時から関係機関等との連携の強化を進める必要がある。	・道路復旧体制の確立	
物資供給の長期間停止、孤立の発生への事前対策としての国県市道の整備		建設課
災害時に市外からの物資供給の長期間停止や孤立する地区が発生することが無いよう、国道 20 号・中央自動車道の改良を国・県に協力して積極的に促進し、緊急輸送路としての機能を確保する必要がある。	・国道 20 号・中央自動車道の緊急輸送路としての機能の確保	
道路幅が狭く、災害時に緊急輸送路となる道路の確保が困難な状況への対応		建設課
市内は、地理的な規制から道路幅が狭く、災害時に緊急輸送路となる道路の確保が困難な状況であるが、災害時の交通ネットワークを考慮した市街地交通の整備を推進する必要がある。	・災害時の交通ネットワークを考慮した市街地交通の整備の推進	
幹線道路等の分断対策に関する国・県への要請と事業への協力		建設課
幹線道路等の分断による影響は多岐に渡ることから幹線道路の分断対策を国・県へ要請するとともに事業の協力を行い事業の推進を図る必要がある。	・幹線道路の分断対策の国・県への要請及び事業の推進	

目標 6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる						
6-3	地域交通ネットワークの分断	1	2	3	4	5
		行政機能	住宅都市	保健医療福祉	産業	交通インフラ
【重点】 6-3-2	インフラ等耐震化及び長寿命化の推進	6	7	8	9	10
		国土保全	リスクコミュニケーション	人材育成	官民連携	老朽化対策
現状及び脆弱性評価結果		推進方針				担当課
上野原市公共施設等総合管理計画による施設の長寿命化の推進						財政経営課
1-1-2) 再掲 (P30)		・1-1-2) 再掲 (P30)				
道路等のインフラ長寿命化計画の策定						建設課
1-1-2) 再掲 (P30)		・1-1-2) 再掲 (P30)				
トンネルの耐震化及び長寿命化の推進						建設課
1-1-2) 再掲 (P31)		・1-1-2) 再掲 (P31)				
橋梁の耐震化及び長寿命化の推進						建設課
1-1-2) 再掲 (P31)		・1-1-2) 再掲 (P31)				
道路環境の整備						建設課
1-1-2) 再掲 (P31)		・1-1-2) 再掲 (P31)				
ユニバーサルデザイン化の推進						建設課
1-1-2) 再掲 (P31)		・1-1-2) 再掲 (P31)				

目標6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる						
6-3	地域交通ネットワークの分断	1	2	3	4	5
		行政機能	住宅都市	保健医療福祉	産業	交通インフラ
【重点】 6-3-3	災害時に備えた広域道路ネットワークの整備	6	7	8	9	10
		国土保全	リスクコミュニケーション	人材育成	官民連携	老朽化対策
現状及び脆弱性評価結果		推進方針				担当課
代替輸送路及び集落の孤立化を防止するための道路整備						産業振興課 建設課
1-4-4) 再掲 (P42)		・1-4-4) 再掲 (P42)				
農道の維持管理						産業振興課
1-4-4) 再掲 (P42)		・1-4-4) 再掲 (P42)				
林道の維持管理						産業振興課
1-4-4) 再掲 (P42)		・1-4-4) 再掲 (P42)				
緊急輸送路となる幹線道路の整備						建設課
1-4-4) 再掲 (P42)		・1-4-4) 再掲 (P42)				
幹線道路網の整備の推進						建設課
1-4-4) 再掲 (P42)		・1-4-4) 再掲 (P42)				
道路防災危険箇所等の解消						建設課
1-4-4) 再掲 (P42)		・1-4-4) 再掲 (P42)				

目標6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる						
6-3	地域交通ネットワークの分断	1	2	3	4	5
		行政機能	住宅都市	保健医療福祉	産業	交通インフラ
6-3-4	道路除排雪計画の見直し	6	7	8	9	10
		国土保全	リスクコミュニケーション	人材育成	官民連携	老朽化対策
現状及び脆弱性評価結果		推進方針				担当課
主要幹線道路等の除排雪計画の随時見直し						建設課
1-6-4) 再掲 (P47)		・1-6-4) 再掲 (P47)				

目標 6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる						
6-3	地域交通ネットワークの分断	1	2	3	4	5
		行政機能	住宅都市	保健医療福祉	産業	交通インフラ
【重点】 6-3-5	災害時応急対策の推進	6	7	8	9	10
		国土保全	リスクコミュニケーション	人材育成	官民連携	老朽化対策
現状及び脆弱性評価結果		推進方針				担当課
災害時における応急対策業務の協力体制の推進						危機管理室 産業振興課 建設課
1-3-4) 再掲 (P39)		・1-3-4) 再掲 (P39)				
道路の点検、道路設備等緊急対処マニュアルの運用訓練の実施						建設課
2-1-6) 再掲 (P50)		・2-1-6) 再掲 (P50)				
市外・県外を結ぶ高速道路等の整備促進						建設課
2-1-6) 再掲 (P50)		・2-1-6) 再掲 (P50)				
大規模地震などの発生時に緊急輸送道路となる幹線道路等の整備						建設課
2-1-6) 再掲 (P50)		・2-1-6) 再掲 (P50)				
孤立地区対応のための幹線道路の整備方針の制定及び整備の促進						建設課
2-1-6) 再掲 (P51)		・2-1-6) 再掲 (P51)				
災害時における生活道路の信頼性・安全性の確保						建設課
2-1-6) 再掲 (P51)		・2-1-6) 再掲 (P51)				
道路の耐震対策の推進						建設課
2-1-6) 再掲 (P51)		・2-1-6) 再掲 (P51)				

■ 6-4 防災インフラの長期にわたる機能不全

目標 6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる						
6-4	防災インフラの長期にわたる機能不全	1	2	3	4	5
		行政機能	住宅都市	保健医療福祉	産業	交通インフラ
6-4-1	土砂災害対策の推進	6	7	8	9	10
		国土保全	リスクコミュニケーション	人材育成	官民連携	老朽化対策
現状及び脆弱性評価結果		推進方針				担当課
治山事業による土砂災害対策の推進						産業振興課
1-5-1) 再掲 (P44)		・1-5-1) 再掲 (P44)				
急傾斜地崩落防止施設等の整備						産業振興課 建設課
1-5-1) 再掲 (P44)		・1-5-1) 再掲 (P44)				
土砂災害を防ぐ砂防施設整備の推進						産業振興課 建設課
1-5-1) 再掲 (P44)		・1-5-1) 再掲 (P44)				
土砂災害時の通行に防災上重要な路線の重点整備						建設課
1-5-1) 再掲 (P44)		・1-5-1) 再掲 (P44)				

目標7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

7-1 沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の損壊等に伴う陥没による交通麻痺

目標7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない						
7-1	沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の損壊等に伴う陥没による交通麻痺	1	2	3	4	5
		行政機能	住宅都市	保健医療福祉	産業	交通インフラ
【重点】 7-1-1	被災建築物等の危険度判定の実施	6	7	8	9	10
		国土保全	リスクコミュニケーション	人材育成	官民連携	高齢化対策
現状及び脆弱性評価結果		推進方針				担当課
被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定の実施		・災害時に使用する応急危険度判定街区マップの作成（デジタル版） ・実施本部及び判定拠点（判定士受入れ）のための施設や実施本部運営人員の確保 ・判定士が不足する場合は、県及び近隣自治体に応援を要請				建設課
毎年、県及び各市町村が参加し、応急危険度判定士出動要請訓練を実施している。今後は、災害時に使用する応急危険度判定街区マップの作成（デジタル版）が必要となる。また、実施本部及び判定拠点（判定士受入れ）のための施設確保や実施本部運営人員の確保が必要となる。						

目標7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない						
7-1	沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の損壊等に伴う陥没による交通麻痺	1	2	3	4	5
		行政機能	住宅都市	保健医療福祉	産業	交通インフラ
【重点】 7-1-2	地盤沈下および液状化対策の実施	6	7	8	9	10
		国土保全	リスクコミュニケーション	人材育成	官民連携	高齢化対策
現状及び脆弱性評価結果		推進方針				担当課
地盤沈下および液状化対策の実施		・地盤の液状化による道路施設や公共・公益施設等の機能障害を最小限にするための対策の適切な実施				建設課
市及び各施設の管理者等は、地盤の液状化による道路施設や公共・公益施設等の機能障害を最小限にするため、施設の設置にあたっては、当該地盤の特性を考慮して、地盤改良、基礎杭の打設等により被害を防止する対策を適切に実施する必要がある。						

目標7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない						
7-1	沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の損壊等に伴う陥没による交通麻痺	1	2	3	4	5
		行政機能	住宅都市	保健医療福祉	産業	交通インフラ
7-1-3	インフラ等耐震化及び長寿命化の推進	6	7	8	9	10
		国土保全	リスクコミュニケーション	人材育成	官民連携	高齢化対策
現状及び脆弱性評価結果		推進方針				担当課
水道における耐震管への布設替え及び基幹的水道施設の耐震化の推進		・2-1-2) 再掲 (P48)				生活環境課
2-1-2) 再掲 (P48)						

目標 7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない						
7-1	沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の損壊等に伴う陥没による交通麻痺	1	2	3	4	5
		行政機能	住宅都市	保健医療福祉	産業	交通インフラ
7-1-4	災害時応急対策の推進	6	7	8	9	10
		国土保全	リスクコミュニケーション	人材育成	官民連携	老朽化対策
現状及び脆弱性評価結果		推進方針				担当課
災害時における給水協力関係の強化						生活環境課
6-2-1) 再掲 (P77)		・6-2-1) 再掲 (P77)				
災害時における給水計画の策定						生活環境課
6-2-1) 再掲 (P77)		・6-2-1) 再掲 (P77)				
自家用発電機の維持管理及び新規設置検討						生活環境課
6-2-1) 再掲 (P77)		・6-2-1) 再掲 (P77)				

■ 7-2 貯水池、防災インフラ等の損壊・機能不全や堆積した土砂・火山噴出物の流出による多数の死傷者の発生

目標 7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない						
7-2	貯水池、防災インフラ等の損壊・機能不全や堆積した土砂・火山噴出物の流出による多数の死傷者の発生	1	2	3	4	5
		行政機能	住宅都市	保健医療福祉	産業	交通インフラ
7-2-1	災害時応急対策の推進	6	7	8	9	10
		国土保全	リスクコミュニケーション	人材育成	官民連携	老朽化対策
現状及び脆弱性評価結果		推進方針				担当課
異常現象発見の通報・伝達						危機管理室
上野原市地域防災計画に情報伝達系統が示されている。発災箇所の早期の特定と避難行動に繋げる情報伝達訓練を定期的実施している。		・噴火口の早期の特定と避難行動に繋げる噴火警報・火山情報等の情報伝達訓練の実施の促進 ・相模ダム及び深城ダムの下流河川における洪水被害防止のための洪水対応演習の実施（継続）				
関係機関との連携体制の整備						危機管理室
必要に応じて防災関係機関と、防災情報及び対策の状況等について情報共有を行っている。		・富士山の火山災害に関係する富士山火山防災協議会・環富士山火山防災連絡会及び防災関係機関との富士山に関する防災情報及び対策の状況等についての情報共有（継続）				

目標 7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない						
7-2	貯水池、防災インフラ等の損壊・機能不全や堆積した土砂・火山噴出物の流出による多数の死傷者の発生	1	2	3	4	5
		行政機能	住宅都市	保健医療福祉	産業	交通インフラ
7-2-2	土砂災害対策の推進	6	7	8	9	10
		国土保全	リスクコミュニケーション	人材育成	官民連携	老朽化対策
現状及び脆弱性評価結果		推進方針				担当課
治山事業による土砂災害対策の推進						産業振興課
1-5-1) 再掲 (P44)		・1-5-1) 再掲 (P44)				

急傾斜地崩落防止施設等の整備		産業 振興課 建設課
1-5-1) 再掲 (P44)	・1-5-1) 再掲 (P44)	
土砂災害を防ぐ砂防施設整備の推進		産業 振興課 建設課
1-5-1) 再掲 (P44)	・1-5-1) 再掲 (P44)	
土砂災害時の通行に防災上重要な路線の重点整備		建設課
1-5-1) 再掲 (P44)	・1-5-1) 再掲 (P44)	

■ 7-3 有害物質の大規模拡散・流出

目標7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない						
7-3	有害物質の大規模拡散・流出	1	2	3	4	5
		行政機能	住宅都市	保健医療福祉	産業	交通インフラ
7-3-1	水道水の放射性物質等の検査体制の整備	6	7	8	9	10
		国土保全	リスクコミュニケーション	人材育成	官民連携	老朽化対策
現状及び脆弱性評価結果		推進方針				担当課
水道水の安全性確保のための検査体制の持続および充実		市内水道水の放射性物質検査を持続的に行う検査体制の充実				生活環境課
市内水道水の放射性物質検査を平成23年から継続しており、水道水の安全性を確認している。今後も、大規模災害の発生に備え、確実な検査体制を整備する必要がある。						

目標7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない						
7-3	有害物質の大規模拡散・流出	1	2	3	4	5
		行政機能	住宅都市	保健医療福祉	産業	交通インフラ
7-3-2	農産物の放射性物質等検査体制の整備	6	7	8	9	10
		国土保全	リスクコミュニケーション	人材育成	官民連携	老朽化対策
現状及び脆弱性評価結果		推進方針				担当課
放射性物質検査の実施を持続的に行う検査体制の整備		関係機関と連携した放射性物質の検査体制の充実				産業振興課
平成25年度から本県産農産物は国の検査指定を除外されたが、関係機関・団体と連携し、検査体制の構築を進める必要がある。						

目標7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない						
7-3	有害物質の大規模拡散・流出	1	2	3	4	5
		行政機能	住宅都市	保健医療福祉	産業	交通インフラ
7-3-3	原子力災害対策の促進	6	7	8	9	10
		国土保全	リスクコミュニケーション	人材育成	官民連携	老朽化対策
現状及び脆弱性評価結果		推進方針				担当課
原子力災害に対応できる体制の整備		原子力災害に即時対応できる体制の整備				危機管理室
不測の事態が発生した場合に備え、原子力災害に即時対応できる体制を整備する必要がある。						

目標 7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない						
7-3	有害物質の大規模拡散・流出	1	2	3	4	5
		行政機能	住宅都市	保健医療福祉	産業	交通インフラ
7-3-4	大気中の放射線測定体制の整備	6	7	8	9	10
		国土保全	リスクコミュニケーション	人材育成	官民連携	老朽化対策
現状及び脆弱性評価結果			推進方針		担当課	
大気中の放射線測定体制の充実と有事の際の迅速なモニタリング体制の強化						
<p>大気中の放射線測定体制については、原子力規制委員会において、現在、県内5箇所（うち1箇所は市役所）に設置してあるモニタリングポストによる空間線量率の24時間監視及び県内4地点でのサーベイメーターによる空間放射線量率監視をしている。原発事故等が発生した場合、国からの指示によりモニタリングを強化することとされているため、迅速かつ継続的に測定できるよう備える必要がある。</p>			<p>・空間放射線量率監視の実施 ・原発事故等が発生した場合にも国からの指示により測定できる体制の確保</p>		生活環境課	

■ 7-4 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

目標 7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない						
7-4	農地・森林等の荒廃による被害の拡大	1	2	3	4	5
		行政機能	住宅都市	保健医療福祉	産業	交通インフラ
7-4-1	地域活性化との連携	6	7	8	9	10
		国土保全	リスクコミュニケーション	人材育成	官民連携	老朽化対策
現状及び脆弱性評価結果			推進方針		担当課	
上野原農業振興地域整備計画の推進						
<p>優良な農地を保全するとともに、農業振興のための各種施策を計画的に実施している。今後も優良な農地を保全し、農業振興のための各種施策を計画的に実施していく必要がある。</p>			<p>・優良な農地の保全及び農業振興のための各種施策の計画的な実施</p>		産業振興課	
森林施業の推進						
<p>合理的林業経営、林業生産活動の推進、林業就業者の雇用の安定化を図るため、引き続き施業の共同化・協業化を促進し、適正な施業の推進に努めていく必要がある。</p>			<p>・施業の共同化・協業化の促進、適正な施業の推進（継続）</p>		産業振興課	
林業労働者・後継者の育成						
<p>労働安全の確保、社会保障制度の充実、通年雇用の受け入れ、福祉の向上等による魅力ある林業経営を目指し、後継者の育成、労働力の確保に努めている。森林組合が行う、職員設置事業、林業労働者通年就労奨励事業に対し、補助金の交付を行っている。労働安全の確保、社会保障制度の充実、通年雇用の受け入れ、福祉の向上等による魅力ある林業経営を目指し、引き続き後継者の育成、労働力の確保に努めていく必要があるほか、森林環境譲与税により担い手育成の促進に努める必要もある。</p>			<p>・魅力ある林業経営を目指し、後継者の育成、労働力を確保（継続）</p>		産業振興課	
間伐材等の利用促進						
<p>国・県と連携して、木質バイオマス燃料や集成材の利用促進に努める。</p>			<p>・国・県と連携した木質バイオマス燃料や集成材の利用の促進</p>		産業振興課	

目標7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない						
7-4	農地・森林等の荒廃による被害の拡大	1	2	3	4	5
		行政機能	住宅都市	保健医療福祉	産業	交通インフラ
7-4-2	県産材需要拡大の推進	6	7	8	9	10
		国土保全	リスクコミュニケーション	人材育成	官民連携	老朽化対策
現状及び脆弱性評価結果				推進方針		担当課
公共施設等の木造・木質化						
平成23年3月に県が策定した「山梨県内の公共建築物等における木材の利用の促進に関する方針」（平成29年9月改正）に基づき、公共施設の木造・木質化について、県産材利用の働きかけとともに、木造公共施設等への支援を実施してきた。公共建築物の木造・木質化を進めることで県産材のPRに努めているが、市全体では一部の施設に限られていることから、更に公共建築物の木造・木質化を進めていく必要がある。				・公共施設の木造・木質化について、県産材利用の働きかけとともに、木造公共施設等への支援を実施（継続）		産業振興課

目標7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない						
7-4	農地・森林等の荒廃による被害の拡大	1	2	3	4	5
		行政機能	住宅都市	保健医療福祉	産業	交通インフラ
7-4-3	就農定着支援の充実	6	7	8	9	10
		国土保全	リスクコミュニケーション	人材育成	官民連携	老朽化対策
現状及び脆弱性評価結果				推進方針		担当課
農業の担い手の確保・育成						
就農定着支援制度等により、新規就農者が増加傾向にある。新規就農者の増加は地域の活性化につながるため、今後も農業次世代人材投資資金の活用やアグリマスターによる技術習得等の就農者支援の拡充を図り、農業の担い手の確保・育成対策を推進する必要がある。				・農業次世代人材投資資金の活用やアグリマスターによる技術習得、就農定着支援制度等による就農者支援の実施（継続）		産業振興課

目標7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない						
7-4	農地・森林等の荒廃による被害の拡大	1	2	3	4	5
		行政機能	住宅都市	保健医療福祉	産業	交通インフラ
7-4-4	木質バイオマスの利活用の推進	6	7	8	9	10
		国土保全	リスクコミュニケーション	人材育成	官民連携	老朽化対策
現状及び脆弱性評価結果				推進方針		担当課
木質バイオマスの利活用の推進						
森林資源の有効活用の一環として、本市の森林・林業・木材産業の再生とエネルギーの地産地消の実現に向けて、引き続き木質バイオマスの利用を促進する必要がある。作業道が無く切捨て間伐となるような森林への作業道設置に係る森林環境譲与税を活用した補助金等の検討が必要である。				・森林・林業・木材産業の再生とエネルギーの地産地消の実現に向けた木質バイオマスの利用促進 ・森林作業道設置に係る補助金等の検討		産業振興課

目標 7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない						
7-4	農地・森林等の荒廃による被害の拡大	1	2	3	4	5
		行政機能	住宅都市	保健医療福祉	産業	交通インフラ
7-4-5	農地の保全等による災害対策の推進	6	7	8	9	10
		国土保全	リスクコミュニケーション	人材育成	官民連携	老朽化対策
現状及び脆弱性評価結果			推進方針		担当課	
農村資源の保全管理活動の推進						
<p>国・県の補助事業を活用し、耕作放棄地の解消や農業・農村の持つ多面的機能を確保しているが、農業・農村の機能の維持・発揮を図るため、災害対策について、更に検討する必要がある。</p> <p>野生鳥獣による農作物等の被害を守るため、猟友会と連携し対策を推進している。上野原市鳥獣被害防止計画に基づき、引き続き、自治体や猟友会等の関係機関との連携を強化し、鳥獣被害対策を推進していく必要がある。</p>			<p>・農業・農村の機能の維持・発展を図るための災害対策強化（継続）</p> <p>・上野原市鳥獣被害防止計画に基づいた自治体や猟友会等の関係機関との連携強化による鳥獣被害対策の推進（継続）</p>		産業振興課	

目標 7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない						
7-4	農地・森林等の荒廃による被害の拡大	1	2	3	4	5
		行政機能	住宅都市	保健医療福祉	産業	交通インフラ
7-4-6	農産物の生産技術の普及等	6	7	8	9	10
		国土保全	リスクコミュニケーション	人材育成	官民連携	老朽化対策
現状及び脆弱性評価結果			推進方針		担当課	
農業者に対する経営再建資金制度の周知						
<p>災害後、迅速かつ効率的に経営再建が図られるよう、農業者に対する経営再建策として、雪害対策資金利子補給要綱及び農業災害対策資金利子補給要綱により支援を行っている。大規模な自然災害に備え、引き続き、制度の継続及びその周知をしていく必要がある。</p>			<p>・上野原市雪害対策資金利子補給要綱及び上野原市農業災害対策資金利子補給要綱による支援制度及びその周知の継続</p>		産業振興課	

目標 7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない						
7-4	農地・森林等の荒廃による被害の拡大	1	2	3	4	5
		行政機能	住宅都市	保健医療福祉	産業	交通インフラ
7-4-7	農業と観光の連携による農地の保全と活用	6	7	8	9	10
		国土保全	リスクコミュニケーション	人材育成	官民連携	老朽化対策
現状及び脆弱性評価結果			推進方針		担当課	
マルシェを軸とした農業と観光の連携による農地の保全と活用						
<p>マルシェの取り組みにより、地域活性化を図り、農業者の販路拡大、農業生産の安定化を図り、農地の保全を目指し、荒廃農地の増加を抑制する必要がある。</p>			<p>・マルシェ等の取り組みを充実させ農業生産の安定化を図ることによる農地の保全活用の推進</p>		産業振興課	

目標7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない						
7-4	農地・森林等の荒廃による被害の拡大	1	2	3	4	5
		行政機能	住宅都市	保健医療福祉	産業	交通インフラ
7-4-8	森林の公益的機能の維持・増進	6	7	8	9	10
		国土保全	リスクコミュニケーション	人材育成	官民連携	老朽化対策
現状及び脆弱性評価結果		推進方針			担当課	
森林の適正管理					産業振興課	
1-5-4) 再掲 (P45)		・1-5-4) 再掲 (P45)				

目標 8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

- 8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

目標 8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する						
8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態	1	2	3	4	5
		行政機能	住宅都市	保健医療福祉	産業	交通インフラ
8-1-1	災害廃棄物処理体制の整備	6	7	8	9	10
		国土保全	リスクコミュニケーション	人材育成	官民連携	老朽化対策
現状及び脆弱性評価結果			推進方針			担当課
災害廃棄物の処理体制の整備						生活環境課
仮置場の設定や仮置場からの運搬、施設の受入体制の構築を図るため上野原市災害廃棄物処理計画を策定する必要がある。			・上野原市災害廃棄物処理計画を策定し、災害時における情報共有体制や仮置場からの災害廃棄物の運搬体制等を構築			
災害時における応急対策業務の協力体制の推進						生活環境課
仮置場の設定やごみ・し尿等の処理業務の県内応援態勢の構築等を含んだ上野原市災害廃棄物処理計画を策定する必要がある。			・本市単独でのごみ・し尿等の処理業務が不可能な場合、県、他市町村への速やかな応援要請等の連携協力体制を構築			

- 8-2 復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

目標 8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する						
8-2	復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態	1	2	3	4	5
		行政機能	住宅都市	保健医療福祉	産業	交通インフラ
【重点】 8-2-1	地域防災力の強化	6	7	8	9	10
		国土保全	リスクコミュニケーション	人材育成	官民連携	老朽化対策
現状及び脆弱性評価結果			推進方針			担当課
防災訓練の実施						危機管理室
1-1-5) 再掲 (P32)			・1-1-5) 再掲 (P32)			
自主防災組織、人材育成及び意識啓発						危機管理室
1-1-5) 再掲 (P33)			・1-1-5) 再掲 (P33)			
地区防災計画等の作成の推進						危機管理室
1-1-5) 再掲 (P33)			・1-1-5) 再掲 (P33)			
避難所運営マニュアルの作成促進						危機管理室
2-6-1) 再掲 (P61)			・2-6-1) 再掲 (P61)			
災害関連NPO、ボランティア団体等との連携・協働の促進						福祉課
社会福祉協議会と連携し、ボランティア団体等の受入について検討する必要がある。			・ボランティア団体等の受入体制の推進			

目標8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する						
8-2	復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態	1	2	3	4	5
		行政機能	住宅都市	保健医療福祉	産業	交通インフラ
8-2-2	地域防災力の強化を支える人材の育成	6	7	8	9	10
		国土保全	リスクコミュニケーション	人材育成	官民連携	老朽化対策
現状及び脆弱性評価結果		推進方針				担当課
養成講習会の実施						
自主防災組織を育成するため、地域防災リーダー養成講習を実施し、市民の参加を促している。		・地域防災リーダー養成講習の実施（継続）				危機管理室
地域防災リーダーや防災士等の活用方策の検討						
地域防災リーダーや防災士等の活用方策について検討する必要がある。		・地域防災リーダーや防災士等の活用方策の検討				危機管理室

目標8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する						
8-2	復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態	1	2	3	4	5
		行政機能	住宅都市	保健医療福祉	産業	交通インフラ
8-2-3	自主防災組織の防災資機材の整備促進	6	7	8	9	10
		国土保全	リスクコミュニケーション	人材育成	官民連携	老朽化対策
現状及び脆弱性評価結果		推進方針				担当課
自主防災組織の防災資機材の整備促進と優先順位の設定						
引き続き、地域の防災力を強化するため、コミュニティ助成事業の利用による防災資機材等の整備を図るが、要望の増加に伴い、どの組織を優先するかをよく見極め、実施する必要がある。		・自主防災組織に対するコミュニティ助成事業の利用による防災資機材等の整備及び優先順位の設定の検討				危機管理室

目標8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する						
8-2	復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態	1	2	3	4	5
		行政機能	住宅都市	保健医療福祉	産業	交通インフラ
8-2-4	防災意識の高揚および災害関連 NPO、ボランティア団体等との連携・協働の促進	6	7	8	9	10
		国土保全	リスクコミュニケーション	人材育成	官民連携	老朽化対策
現状及び脆弱性評価結果		推進方針				担当課
災害関連 NPO、ボランティア団体等との連携・協働の促進による防災意識の高揚						
大規模災害発生時に迅速かつ適切な被災者支援や救援活動ができるよう、災害関連 NPO、ボランティア団体等との連携・協働を促進するため、研修会などへの参加を促し、連携・協働体制の充実に向け一定の役割を果たして防災意識の向上を図っているが、引き続き、研修会などを実施する必要がある。		・災害関連 NPO、ボランティア団体等との連携・協働を促進するための研修会等の実施（継続）				危機管理室

目標 8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する						
8-2	復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態	1 行政機能	2 住宅都市	3 保健医療福祉	4 産業	5 交通インフラ
8-2-5	救助・救急体制の強化	6 国土保全	7 リスクコミュニケーション	8 人材育成	9 官民連携	10 老朽化対策
現状及び脆弱性評価結果		推進方針				担当課
地域防災力の中核となる消防団の充実強化						消防 総務課
消防団員の確保のため、団員が入団しやすく、活動しやすい環境を創出する必要がある。消防団員の処遇の改善や、必要な資機材の確保が必要である。		・団員が入団しやすく活動しやすい環境の創出と、消防団員の処遇改善や必要な資機材の確保				

目標 8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する						
8-2	復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態	1 行政機能	2 住宅都市	3 保健医療福祉	4 産業	5 交通インフラ
8-2-6	地域活性化との連携	6 国土保全	7 リスクコミュニケーション	8 人材育成	9 官民連携	10 老朽化対策
現状及び脆弱性評価結果		推進方針				担当課
買い物弱者対策への支援						福祉課
重度心身障害者等福祉タクシー利用料助成事業を実施している。復興・復旧段階における重度心身障害者以外の買い物弱者への支援については今後検討が必要である。		・復興・復旧段階における重度心身障害者以外の買い物弱者への支援策の検討				

目標 8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する						
8-2	復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態	1 行政機能	2 住宅都市	3 保健医療福祉	4 産業	5 交通インフラ
【重点】 8-2-7	福祉避難所等の運営体制の充実等	6 国土保全	7 リスクコミュニケーション	8 人材育成	9 官民連携	10 老朽化対策
現状及び脆弱性評価結果		推進方針				担当課
避難行動要支援者に配慮した福祉避難所運営の実施						福祉課 子育て 保健課 長寿 介護課
1-2-4) 再掲 (P35)		・1-2-4) 再掲 (P35)				
ボランティアコーディネーターの養成の推進						福祉課
ボランティアコーディネーターの養成については、社会福祉協議会と連携する中、強化促進を図っている。今後も、避難所運営において、ボランティア部門が有効に働くよう、コーディネーターの養成強化に取り組んでいく必要がある。		・避難所運営でボランティア部門が有効に働くためのボランティアコーディネーターの養成強化				

■ 8-3 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化財の衰退・損失

目標 8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する						
8-3	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化財の衰退・損失	1 行政機能	2 住宅都市	3 保健医療福祉	4 産業	5 交通インフラ
8-3-1	有形文化財（建造物）の耐震対策の推進	6 国土保全	7 リスクコミュニケーション	8 人材育成	9 官民連携	10 老朽化対策
現状及び脆弱性評価結果			推進方針			担当課
市内にある国・県及び市が指定した有形文化財や文化財収蔵施設（建造物）の耐震診断と耐震対策						
文化財建造物や伝統的な建物等は、観光客等不特定多数が訪れることが多い建造物であることから、大規模地震時に、これらの者の生命・身体の安全を確保するため、建造物が倒壊・損壊しないように、耐震診断の実施や文化財の価値を損なわない方法による補強等の耐震対策を実施している。市内にある国・県及び市が指定した有形文化財や文化財収蔵施設（建造物）は耐震診断を行い、必要な耐震対策を行っている。			・市内にある国・県及び市が指定した有形文化財や文化財収蔵施設（建造物）の耐震診断および診断に基づく耐震対策の実施（継続）			社会教育課

目標 8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する						
8-3	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化財の衰退・損失	1 行政機能	2 住宅都市	3 保健医療福祉	4 産業	5 交通インフラ
8-3-2	文化財保存体制の充実	6 国土保全	7 リスクコミュニケーション	8 人材育成	9 官民連携	10 老朽化対策
現状及び脆弱性評価結果			推進方針			担当課
文化財所有者等による防災訓練等による防災対策の推進						
文化財所有者等は、文化財建造物の倒壊防止対策、美術工芸品の転倒防止対策等の防災対策を進め、市内にある国・県及び市が指定した文化財の情報を活用した防災訓練等の防災対策を推進している。			・文化財保護指導委員等の協力による確実な巡回を実施する体制の構築			社会教育課

目標 8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する						
8-3	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化財の衰退・損失	1 行政機能	2 住宅都市	3 保健医療福祉	4 産業	5 交通インフラ
8-3-3	森林の公益的機能の維持・増進	6 国土保全	7 リスクコミュニケーション	8 人材育成	9 官民連携	10 老朽化対策
現状及び脆弱性評価結果			推進方針			担当課
森林の適正管理						
1-5-4) 再掲 (P45)			・1-5-4) 再掲 (P45)			産業振興課

目標 8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する						
8-3	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化財の衰退・損失	1	2	3	4	5
		行政機能	住宅都市	保健医療福祉	産業	交通インフラ
8-3-4	地域活性化との連携	6	7	8	9	10
		国土保全	リスクコミュニケーション	人材育成	官民連携	老朽化対策
現状及び脆弱性評価結果		推進方針				担当課
買い物弱者対策への支援					福祉課	
8-2-6) 再掲 (P90)		・8-2-6) 再掲 (P90)				

第7章 重点化施策

限られた資源で効率的・効果的に強靱化を進めるため、32 のリスクシナリオから、「特に回避すべき最悪の事態」を選定し、施策の重点化について評価を行う。

第1項 特に回避すべき最悪の事態

本市の役割の大きさや想定される被害等の地域特性を踏まえ、32 のリスクシナリオから、本市の地域的特性等の観点により、14 の「特に回避すべき最悪の事態」を以下のとおり選定した。

目標 No.	リスク No.	特に回避すべき最悪の事態
1 直接死を最大限防ぐ	1-1	住宅・建物・交通施設等の倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生
	1-2	住宅密集地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生
	1-3	豪雨等による突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生
	1-4	富士山火山噴火による多数の死傷者の発生
2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1	交通網の寸断・途絶等により被災地で必要な物資等が行き渡らない事態
	2-2	多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生
	2-3	警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足や医療施設及び関係者の被災、交通網やライフラインの寸断・途絶等による医療機能の麻痺又は大幅な低下
	2-5	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
	2-6	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスを確保する	4-3	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
5 経済活動を機能不全に陥らせない	5-3	基幹的交通ネットワーク（中央自動車道・首都圏中央連絡自動車道・鉄道）の機能停止又は県外との交通の遮断やそれらネットワークへのアクセスの遮断による物流・人流への甚大な影響
6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる	6-3	地域交通ネットワークの分断
7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-1	沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の損壊等に伴う陥没による交通麻痺
8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	8-2	復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

第2項 重点化施策

重点化施策については、14 の「特に回避すべき最悪の事態」を考慮しつつ、本地域における影響の大きさ、施策の緊急度・重要度、対応策の効果の大きさについての評価を行った上で総合的に判断し、以下のとおり設定した。

1 直接死を最大限防ぐ				
1-1 住宅・建物・交通施設等の倒壊や不特定の多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生				
1-1-1 建築物等の耐震対策の推進	担当課	重要業績指標 (KPI)	現状値 (R3)	目標値 (R8)
建築物等の耐震対策の推進 (木造住宅等の耐震化の推進)	建設課	木造住宅の耐震化率	87.4% (R2)	95% (R7)
病院の耐震化の促進	子育て保健課	建築基準法に基づく法定点検を着実に実施	1回/年	現状維持
1-1-2 インフラ等耐震化及び長寿命化の推進	担当課	重要業績指標 (KPI)	現状値 (R3)	目標値 (R8)
上野原市公共施設等総合管理計画による施設の長寿命化の推進	財政経営課	使用状況・劣化状況を勘案した計画的な修繕の実施	推進	推進
道路等のインフラ長寿命化計画の策定	建設課	道路等のインフラ長寿命化計画の策定	推進	推進
トンネルの耐震化及び長寿命化の推進	建設課	トンネルの修繕及び耐震補強の実施	推進	推進
橋梁の耐震化及び長寿命化の推進	建設課	橋梁を5年に1度定期点検を行い、損傷が深刻化する前に修繕を実施	5橋	10橋
1-1-5 地域防災力の強化	担当課	重要業績指標 (KPI)	現状値 (R3)	目標値 (R8)
防災訓練の実施	危機管理室	総合防災訓練や避難所宿泊訓練等の実施回数	3回/年	現状維持
ハザードマップの作成	危機管理室	富士山ハザードマップ及び洪水ハザードマップの作成	未作成	作成
家具の固定の推進	危機管理室	家具の固定の推進・啓発	推進	推進
自主防災組織、人材育成及び意識啓発	危機管理室	上野原市地域防災リーダーの養成	推進	推進
地区防災計画等の作成の推進	危機管理室	地区防災計画等の作成	推進	推進
小中学校における防災対策の推進	学校教育課	小中学校における地震、火災を想定した防災訓練の実施回数	1回/年	現状維持

	1-1-5 地域防災力の強化（続き）	担当課	重要業績指標 (KPI)	現状値 (R3)	目標値 (R8)
	小中学校における防災対策の推進	学校教育課	土砂災害を想定した 避難訓練の実施 (対象校のみ)	各対象校 1回/年	現状維持
	小中学校における防災対策の推進	学校教育課	避難確保計画に基 づく避難訓練の実施 (対象校のみ)	各対象校 1回/年	現状維持
	保育所等における防災対策の推進	子育て保健課	保育所等合同避難 訓練の実施回数	12回/年 (1回/月)	現状維持
1-2	住宅密集地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生				
	1-2-4 福祉避難所等の運営体制の充実等	担当課	重要業績指標 (KPI)	現状値 (R3)	目標値 (R8)
	避難行動要支援者に配慮した福祉避難所運営の 実施	福祉課 子育て保健課 長寿介護課	福祉避難所等の運 営マニュアル策定	未策定	策定
	1-2-5 建築物等の耐震対策の推進	担当課	重要業績指標 (KPI)	現状値 (R3)	目標値 (R7)
	建築物等の耐震対策の推進（木造住宅等の耐震 化の推進）	建設課	1-1-1) 再掲		
	病院の耐震化の促進	子育て保健課	1-1-1) 再掲		
	1-2-6 インフラ等耐震化及び長寿命化の推進	担当課	重要業績指標 (KPI)	現状値 (R3)	目標値 (R8)
	上野原市公共施設等総合管理計画による施設の 長寿命化の推進	財政経営課	1-1-2) 再掲		
	道路等のインフラ長寿命化計画の策定	建設課	1-1-2) 再掲		
	トンネルの耐震化及び長寿命化の推進	建設課	1-1-2) 再掲		
	橋梁の耐震化及び長寿命化の推進	建設課	1-1-2) 再掲		
	1-2-9 地域防災力の強化	担当課	重要業績指標 (KPI)	現状値 (R3)	目標値 (R8)
	防災訓練の実施	危機管理室	1-1-5) 再掲		
	ハザードマップの作成	危機管理室	1-1-5) 再掲		
	家具の固定の推進	危機管理室	1-1-5) 再掲		
	自主防災組織、人材育成及び意識啓発	危機管理室	1-1-5) 再掲		
	地区防災計画等の作成の推進	危機管理室	1-1-5) 再掲		
	小中学校における防災対策の推進	学校教育課	1-1-5) 再掲		
	保育所等における防災対策の推進	子育て保健課	1-1-5) 再掲		
1-3	豪雨等による突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生				
	1-3-1 浸水被害等を防止する排水施設の整備	担当課	重要業績指標 (KPI)	現状値 (R3)	目標値 (R8)
	耐用年数を過ぎた市内排水施設の更新	建設課	市内排水施設の更 新及び排水設備の雨 水排水能力の管理	推進	推進
	1-3-4 災害時応急対策の推進	担当課	重要業績指標 (KPI)	現状値 (R3)	目標値 (R8)
	災害時における応急対策業務の協力体制の推進	産業振興課 建設課	災害時調査体制の 構築見直し	構築済	見直し (R5)

1 直接死を最大限防ぐ（続き）

1-4 富士山火山噴火による多数の死傷者の発生

1-4-4 災害時に備えた広域道路ネットワークの整備	担当課	重要業績指標 (KPI)	現状値 (R3)	目標値 (R8)
代替輸送路及び集落の孤立化を防止するための道路整備	産業振興課 建設課	山間地の集落を連結する市道・農林道の改良整備	推進	推進
農道の維持管理	産業振興課	農道の維持管理	推進	推進
林道の維持管理	産業振興課	林道の効率的な維持管理状況	1 路線	33 路線
緊急輸送路となる幹線道路の整備	建設課	道路の震災対策や緊急輸送道路の耐震化対策の推進	推進	推進
幹線道路網の整備の推進	建設課	広域的な避難路である幹線道路を中心とした道路網の整備・補強	推進	推進
道路防災危険箇所等の解消	建設課	道路区域外からの土砂流入などの危険箇所の点検	推進	推進

2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2-1 交通網の寸断・途絶等により被災地で必要な物資等が行き渡らない事態

2-1-6 災害時応急対策の推進	担当課	重要業績指標 (KPI)	現状値 (R3)	目標値 (R8)
災害時における応急対策業務の協力体制の推進	産業振興課 建設課	1-3-4) 再掲		
道路の点検、道路設備等緊急対処マニュアルの運用訓練の実施	建設課	道路設備等緊急対処マニュアルの策定	未策定	策定
災害時における生活道路の信頼性・安全性の確保	建設課	テクノパーク1号線・ハツ沢大柵線・上野原高校線（舗装改良）	L=145m	L=445m (R6)
災害時における生活道路の信頼性・安全性の確保	建設課	市道和見線（道路改良）	0m	L=320m (R6)
災害時における生活道路の信頼性・安全性の確保	建設課	市道田和腰掛線（道路改良）	0m	L=100m (R5)
災害時における生活道路の信頼性・安全性の確保	建設課	市道中野栗谷板崎線（道路改良）	0m	L=65m (R4)
災害時における生活道路の信頼性・安全性の確保	建設課	市道小伏上道線（舗装改良）	0m	L=100m (R6)
災害時における生活道路の信頼性・安全性の確保	建設課	市道飯尾長作線（道路改良）	0m	L=100m (R7)
道路の耐震対策の推進	建設課	道路の耐震化、土砂災害対策の推進	推進	推進

2-1 交通網の寸断・途絶等により被災地で必要な物資等が行き渡らない事態（続き）					
2-1-8	災害時に備えた広域道路ネットワークの整備	担当課	重要業績指標 (KPI)	現状値 (R3)	目標値 (R8)
	代替輸送路及び集落の孤立化を防止するための道路整備	産業振興課 建設課	1-4-4) 再掲		
	農道の維持管理	産業振興課	1-4-4) 再掲		
	林道の維持管理	産業振興課	1-4-4) 再掲		
	緊急輸送路となる幹線道路の整備	建設課	1-4-4) 再掲		
	幹線道路網の整備の推進	建設課	1-4-4) 再掲		
	道路防災危険箇所等の解消	建設課	1-4-4) 再掲		
2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生					
2-2-1	インフラ等耐震化及び長寿命化の推進	担当課	重要業績指標 (KPI)	現状値 (R3)	目標値 (R8)
	上野原市公共施設等総合管理計画による施設の長寿命化の推進	財政経営課	1-1-2) 再掲		
	道路等のインフラ長寿命化計画の策定	建設課	1-1-2) 再掲		
	トンネルの耐震化及び長寿命化の推進	建設課	1-1-2) 再掲		
	橋梁の耐震化及び長寿命化の推進	建設課	1-1-2) 再掲		
2-2-3	災害時に備えた広域道路ネットワークの整備	担当課	重要業績指標 (KPI)	現状値 (R3)	目標値 (R8)
	代替輸送路及び集落の孤立化を防止するための道路整備	産業振興課 建設課	1-4-4) 再掲		
	農道の維持管理	産業振興課	1-4-4) 再掲		
	林道の維持管理	産業振興課	1-4-4) 再掲		
	緊急輸送路となる幹線道路の整備	建設課	1-4-4) 再掲		
	幹線道路網の整備の推進	建設課	1-4-4) 再掲		
	道路防災危険箇所等の解消	建設課	1-4-4) 再掲		
2-3 警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足や医療施設及び関係者の被災、交通網やライフラインの寸断・途絶等による医療機能の麻痺又は大幅な低下					
2-3-6	災害時の医療救護・搬送体制等の整備	担当課	重要業績指標 (KPI)	現状値 (R3)	目標値 (R8)
	大規模震災時医療救護マニュアルの策定	子育て保健課	大規模震災時医療救護マニュアルの策定	未策定	策定
2-3-8	建築物等の耐震対策の推進	担当課	重要業績指標 (KPI)	現状値 (R3)	目標値 (R8)
	建築物等の耐震対策の推進（木造住宅等の耐震化の推進）	建設課	1-1-1) 再掲		
	病院の耐震化の促進	子育て保健課	1-1-1) 再掲		
2-5 被災地における疫病・感染症等の大規模発生					
2-5-1	災害時防疫体制の構築	担当課	重要業績指標 (KPI)	現状値 (R3)	目標値 (R8)
	防疫対策の企画・推進	子育て保健課	災害時防疫対応マニュアルの策定	未策定	策定
2-6 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生					
2-6-1	地域防災力の強化	担当課	重要業績指標 (KPI)	現状値 (R3)	目標値 (R8)
	避難所運営マニュアルの作成促進	危機管理室	各避難所に対応した避難所運営マニュアルの策定	未策定	策定

4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスを確保する				
4-3 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態				
4-3-2 地域防災力の強化	担当課	重要業績指標 (KPI)	現状値 (R3)	目標値 (R8)
防災訓練の実施	危機管理室	1-1-5) 再掲		
ハザードマップの作成	危機管理室	1-1-5) 再掲		
家具の固定の推進	危機管理室	1-1-5) 再掲		
自主防災組織、人材育成及び意識啓発	危機管理室	1-1-5) 再掲		
地区防災計画等の作成の推進	危機管理室	1-1-5) 再掲		
小中学校における防災対策の推進	学校教育課	1-1-5) 再掲		
保育所等における防災対策の推進	子育て保健課	1-1-5) 再掲		

5 経済活動を機能不全に陥らせない				
5-3 基幹的交通ネットワーク（中央自動車道・首都圏中央連絡自動車道・鉄道）の機能停止又は県外との交通の遮断やそれらネットワークへのアクセスの遮断による物流・人流への甚大な影響				
5-3-2 インフラ等耐震化及び長寿命化の推進	担当課	重要業績指標 (KPI)	現状値 (R3)	目標値 (R8)
上野原市公共施設等総合管理計画による施設の長寿命化の推進	財政経営課	1-1-2) 再掲		
道路等のインフラ長寿命化計画の策定	建設課	1-1-2) 再掲		
トンネルの耐震化及び長寿命化の推進	建設課	1-1-2) 再掲		
橋梁の耐震化及び長寿命化の推進	建設課	1-1-2) 再掲		
5-3-3 災害時に備えた広域道路ネットワークの整備	担当課	重要業績指標 (KPI)	現状値 (R3)	目標値 (R8)
代替輸送路及び集落の孤立化を防止するための道路整備	産業振興課 建設課	1-4-4) 再掲		
農道の維持管理	産業振興課	1-4-4) 再掲		
林道の維持管理	産業振興課	1-4-4) 再掲		
緊急輸送路となる幹線道路の整備	建設課	1-4-4) 再掲		
幹線道路網の整備の推進	建設課	1-4-4) 再掲		
道路防災危険箇所等の解消	建設課	1-4-4) 再掲		

6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる				
6-3 地域交通ネットワークの分断				
6-3-1 交通規制及び交通安全対策の実施	担当課	重要業績指標 (KPI)	現状値 (R3)	目標値 (R8)
市道が緊急輸送道路指定時の交通体制確保	建設課	市道桑久保和見線 (道路改良)	0m	L=160m (R5)
市道が緊急輸送道路指定時の交通体制確保	建設課	市道上新田諏訪線 (道路改良)	0m	L=30m (R5)
市道が緊急輸送道路指定時の交通体制確保	建設課	市道谷後安達野線 (道路改良)	0m	L=600m (R8)
6-3-2 インフラ等耐震化及び長寿命化の推進	担当課	重要業績指標 (KPI)	現状値 (R3)	目標値 (R8)
上野原市公共施設等総合管理計画による施設の長寿命化の推進	財政経営課	1-1-2) 再掲		
道路等のインフラ長寿命化計画の策定	建設課	1-1-2) 再掲		
トンネルの耐震化及び長寿命化の推進	建設課	1-1-2) 再掲		
橋梁の耐震化及び長寿命化の推進	建設課	1-1-2) 再掲		

6-3 地域交通ネットワークの分断（続き）				
6-3-3 災害時に備えた広域道路ネットワークの整備	担当課	重要業績指標 (KPI)	現状値 (R3)	目標値 (R8)
代替輸送路及び集落の孤立化を防止するための道路整備	産業振興課 建設課	1-4-4) 再掲		
農道の維持管理	産業振興課	1-4-4) 再掲		
林道の維持管理	産業振興課	1-4-4) 再掲		
緊急輸送路となる幹線道路の整備	建設課	1-4-4) 再掲		
幹線道路網の整備の推進	建設課	1-4-4) 再掲		
道路防災危険箇所等の解消	建設課	1-4-4) 再掲		
6-3-5 災害時応急対策の推進	担当課	重要業績指標 (KPI)	現状値 (R3)	目標値 (R8)
災害時における応急対策業務の協力体制の推進	産業振興課 建設課	1-3-4) 再掲		
道路の点検、道路設備等緊急対処マニュアルの運用訓練の実施	建設課	2-1-6) 再掲		
災害時における生活道路の信頼性・安全性の確保	建設課	2-1-6) 再掲		
道路の耐震対策の推進	建設課	2-1-6) 再掲		

7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

7-1 沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の損壊等に伴う陥没による交通麻痺

7-1-1 被災建築物等の危険度判定の実施	担当課	重要業績指標 (KPI)	現状値 (R3)	目標値 (R8)
被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定の実施	建設課	災害時に使用する応急危険度判定街区マップの作成（デジタル版）	推進	推進
7-1-2 地盤沈下および液状化対策の実施	担当課	重要業績指標 (KPI)	現状値 (R3)	目標値 (R8)
地盤沈下および液状化対策の実施	建設課	道路施設や公共施設等の地盤沈下及び液状化対策の実施	推進	推進

8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

8-2 復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

8-2-1 地域防災力の強化	担当課	重要業績指標 (KPI)	現状値 (R3)	目標値 (R8)
防災訓練の実施	危機管理室	1-1-5) 再掲		
自主防災組織、人材育成及び意識啓発	危機管理室	1-1-5) 再掲		
地区防災計画等の作成の推進	危機管理室	1-1-5) 再掲		
避難所運営マニュアルの作成促進	危機管理室	2-6-1) 再掲		
災害関連NPO、ボランティア団体等との連携・協働の促進	福祉課	災害ボランティア等の受入れ体制の構築	推進	推進

8-2	復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態（続き）				
	8-2-7 福祉避難所等の運営体制の充実等	担当課	重要業績指標 (KPI)	現状値 (R3)	目標値 (R8)
	避難行動要支援者に配慮した福祉避難所運営の実施	福祉課 子育て保健課 長寿介護課	1-2-4) 再掲		
	ボランティアコーディネーターの養成の推進	福祉課	ボランティアコーディネーターの養成強化	推進	推進

上野原市国土強靱化地域計画

令和 4 年 3 月

発行 上野原市 危機管理室

山梨県上野原市上野原 3832 番地

TEL 0554-62-3111 (代表)